

謹按、小判ハ早ク墨書ヲ停廢シタリ。然レトモ大判ハ舊幕ノ末ニ至ルマデ墨書ノマ、ナリ。

大日本貨幣史

上記駿河墨判小判○金銀圖録ニ出ヅニ就キテハ、所傳誤リナル事、市史外篇「徳川時代ノ金座」中ニ詳説ス。參看スベシ。

御金銀改役
後藤氏任命
事蹟
金座濫觴

御金銀改役後藤氏任命 一、金座濫觴 徳川氏ノ貨幣鑄造局タル金座ノ濫觴モ亦略此頃ニアリ。家康○徳川ガ關八州所領後、江戸ニ設置シタル金見役ハ、文祿二年後藤庄三郎○光次ヲ得テ是ニ任ジ、改メテ御金銀改役トナス。コレ後ノ金座長官ニシテ、後藤庄三郎光次ヲ戴ク處ノ金座ノ濫觴ハ實ニ此ノ頃ニアリトス。

而シテ是ヨリ先入國以來既ニ江戸ニ金ニ判スル者、四條・佐野・松田ノ三名アリ。文祿四年後藤氏ガ、御金銀改役トナルニ至ル迄ハ、是等三名ノ保證ヲ以テ金ノ通用アリ、乃チ後藤氏以前金座ノ實ヲ行ヒツ、有リタル事、左ノ慶長見聞集ノ記事ニ據リテ疑フ可カラザルモノ有ルガ如シ。

江戸にて金の判あらたまる事

見しは昔、江戸町にて金に判する人、四條、佐野、松田とて、此等三人也。砂金を吹まろめ、一兩、一分、一朱、朱中など、目をも判をも紙に書付、取渡する事、天正十八寅○紀元二五〇年の年より未○文祿四年乙未、紀元二二五五年迄、六年用ひ来る。此判自由にあらずとて、後藤庄三郎と云人、京よりくだり、おなじひつじの年○文祿四年(紀元二二五五年)より、金のくらゐをさだめ、一兩判を作り出し、金の上に打判有て是を用る。又近年は一分判出來て、世上にあまねく取あつかへり。

慶長見聞集 六

太閤の御時代迄、すながね、ごいしがね、はづしがね、國々より京へ持のほり、銀子にかへ申ゆに、兩替師共くろき石に金をすり付、色を見て南鐐がへと、ねだん不同に申ゆ儘、殊之外手間入、諸人迷惑仕ゆ。其頃も御意として、江戸にては兩人金見被仰付、只今の一兩判の形にして、墨判に仕ゆ。

聞見集

舊貨幣ノコトヲ纂述センガタメ、徳川實紀・寶貨叢記・吾職秘鑑等ノ書ヲ參看互考スルニ、徳川氏初メ八州ノ封地ヲ得シトキ、金見役トイフヲ設ケ、一兩判ノコトキ墨判ヲ造テ通行センメタリシニ、其時京ノ彫工彫工人實紀後藤ノ族ニ庄三郎光次トイフモノアリテ、徳川氏ノ召ニ應シ、關東ニ到リシガ、庄三郎

關東首府時代

三七五

頗ル才幹學術アルモノナレバ、金銀ノ鑒定ヲ掌トルノミナラズ、本多正純・林信勝等ト共ニ政務ニモ預カリタリ。庄三郎曾テ議シケルハ、小判金ヲ四分ニシテ一分判ヲ鑄造セバ輕便ニシテ世ニ益アルベシト、因テ一分判ヲ造リタリ。而シテ慶長金ハ江戸・京・駿河・佐渡・甲斐ニ於テ極印ヲ有スル人ヲシテ鑄造セシメ、庄三郎ノ許ニ贈リ、鑒定ヲ受ケ通用セシニテ、蓋シ此トキニハ未タ別ニ一定シタル金座トイフモノハ之レ無シ。其後元祿八年○乙亥(○紀元二三三五年)貨幣ノ改鑄ニ當リ、始メテ本郷靈雲寺側ニ改鑄局ヲ設ケントキ、世人之レヲ金座トイフ。是レ金座トイフ名ノ始メナリ。其後元祿十一年正月本町壹丁目ニ此金座ヲ移セリ。右庄三郎ハ同人家記ニ據レバ、其先ハ美濃ノ人ニテ長井某ト稱シタリトゾ。

後藤庄三郎事

大日本貨幣史 三貨部附録 金座關部第一

權現様御上洛被遊、聚樂の御屋形に御逗留の内、後藤一家のもの共の中にて、彫物細工を仕ゆもの一人、召抱へらるべきとの被仰出にゆへ共、其節田舎へ罷下ゆ義をば、いづれも好不申ゆ處に、後藤一家のもの、中よ庄三郎と申もの、私罷下り可申と申ゆ付被召連、濱松へ罷下ゆ處に、御意に相叶ひ、彫物御用の儀は脇へなり、御伽衆同前に相詰、常に上方咄など申上ゆ由、或時御前にて庄三郎申上ゆは、御前様、天下を御取被遊ゆは、只今の大判を切ゆ、小判と申物に仕り、又其小判を切ゆ、小き金子に仕候は、用事もたり、別て重寶に成可申由申上ゆに、果て慶長五年御當家の御代と罷成ゆは、庄三郎を以、金座に被仰付、今時の慶長金と申物は初りゆと也。其以前の義は大判計にて、小判一步判と申義ハ無之ゆとあり。

靈岩夜話

後藤庄三郎云、小判之義、先祖庄三郎被仰付ゆ以前も、小判と申事有之歟、承傳不申ゆ。壹分判之儀慶長五年より出來仕ゆ。

金座由來、權現様御代、文祿二巳年、初而金銀之改被仰付ゆ。同四未年は、江戸・駿河兩所にて小判拵立申ゆ。金之位、小判壹兩之目、御直に奉伺相定め申ゆ。此小判墨にて光次判と書シ申ゆ。是を武藏判と名付申ゆ。慶長五子年、右墨判にて書シを極印に直シゆ様に被仰付、此時壹分判、初而仕立候。江戸・京・佐渡三ヶ所に役所相立、小判壹分判共に拵候。此節金座之者共、分一金之儀、御直に奉伺相定りゆ。右之格を以て、代々分金を被下置ゆ事。

老談一言記

金銀座起立之事

古へ大判小判等の製造あらざりし以前は、板金或砂金にて、各其代物に換へて通用せしかば、自ら品位輕重の違ひありて、不辨なる事共ありき。豊臣家の代、文祿四年乙未に至りて、神祖、金銀は御政務第一の重事たるを思召よらせ、後藤庄三郎光次を召て、御直に金銀改役を命ぜらる。爰に初て小判を製造して奉る。世にいふ文祿小判是なり。其後駿府江戸兩所にて宅を賜ひ、あらたま金座を設けらる。是金座の起立なり。加之江州小比江村の中にて、馬飼料として五拾壹石六斗の御朱印を賜ふ。是より世々家職を奉じて怠らず、十一代目庄三郎の時に至りて、文化七年庚午八月十六日、年來の不正顯れて、終よ御咎を蒙りて家斷絶せり。是によりて庄三郎が同家、銀座年寄役後藤三右衛門をして、御金改役に命ぜ

られ、新たに貳拾人扶持を賜ふ。同年十月、御手當として毎年金千五百兩、并常盤橋御門外にして、庄三郎の土地の内、八百坪を役所地として下し賜ふ。其子三右衛門に至りて、天保十二年辛丑十二月、年來の功勞を賞せられ、さきの貳拾人扶持を併せて、貳百俵の世祿に増加し給ふ。又見金銀錢庫秘記

貨幣秘録

金座之事

一後藤庄三郎、小判壹歩相究候。江州野洲郡小比江村において被下置候、五十石餘之知行御扶持方も不被下事。御運上銀之手代之事、江戸に而十八人、京にて十二人、佐渡にては十八人餘罷在、上納金改包仕候事。

一佐渡に而、毎年御金貳萬兩程も吹立、御納戸へ納、手間代金百兩に付壹兩ヅ、被下候。恩祿銀佐渡銀も、庄三郎手代相改、銀座へ相まはし候事。

一但馬より御金出候事も有之、漸一ヶ年に五七兩の由、於江戸御代官衆へ納金、一ヶ年に四十萬兩程包申候由、上方ハ銀納にて京都にて包金指て無之由、包代ハ取不申候事。

一京都に而、庄三郎下に、小判師三十人計有之由、薩摩其外より寄金有之を買取、小判位之金銀持來候を吟味之上、小判一步判ニ申付候。去亥年迄二十年平均、寄金一ヶ年に三萬兩程も有之候。極印賃、百兩ニ付金壹兩宛取申事。

一小判之儀、關ヶ原御陣七年以前○文祿二年後藤庄三郎に被仰付、小判出來書判とも光次と被仰付候事。

一大判之儀、前々より後藤四郎兵衛方にて出來、今において書判ともに仕候。并分銅落シ四郎兵衛方に

て仕候。但シ金座之外見世にて彫物後藤と申候事。

後藤庄三郎事

一後藤庄三郎、駿州にて金座を仕、光次之判を定む。京・江戸・佐渡にて金を吹たり。方々國々にても吹合、其吟味を駿州へ遣し、後藤庄三郎の判を取て、世に通用す。大法拾貳兩替之定也。然るに拾貳兩替の金にして遣すといへども、金の色悪敷ければ、見にくきよしにて後藤の判をせず、まかれは國々遠方より作り、遙に遣したる雜用の損金も多に付て、成丈拾貳兩替より過分に能仕立て判を取故に、慶長判は、拾貳兩替よりは能とあり。駿河吹といふ小判ハ位悪敷とぞ。是駿河にて後藤の御定之通、拾貳兩替を以吹立候所故、他國の金と合せては、位あしく色も悪敷とあり。

官中秘策二十九

金貨も、そのかみは、たゞ大判金又は砂金のみを通用していと不便の事なり。豊臣家の頃は、國々よりすなかね・こいし金・はづし金等さま／＼の雜金を京にのほせ、銀と引かふる事にて、兌換するものこれを査檢するにいとまなきを苦しめり。そのころ關東にては、金見役といふを設られ、後世の一兩判の如き大きさを墨判にして通行せられき。はじめ八州の主とならせられしとき、京の彫工後藤の族に庄三郎光次といふをめし下し玉ひしが、このもの元より聰明にして才幹ある者なれば、御側ちかくめし使はれ寵眷なみ／＼ならず。ある時光次に仰られしは、われもし天下一統せんには、汝がぞみ何にてもかなへてとらせんと有しかば、光次某世に望みなしたゞ今世に通行する所の黄金重大にして不便なれば、これを四分にして新鑄せしめば、何ばかりの國益ならんと申上しかば、尊慮にかなひ、御一統ありて後小

判金を作り出さしめ、慶長十年又光次が建議によて、小判金を四分にして壹歩判を鑄造ありしかば、天下いよゝその輕便を歡て、今二百餘年の後までも通貨とゞこほる事なし。

東照宮御實紀附錄

元祖庄三郎光次○後ハ、乍恐東照宮○徳川家康様御側御用向被爲仰付御陣中へモ御供仕、御事筋ニモ携リ天下御一統ノ節、最初ノ御札京都へ持參、其外大坂御陣御和談ノ御用數度相勤、城中人質織田有樂子息武藏守、大野修理子信濃守右兩人助來奉預御感、且慶長二十年四月晦日御陣、淺塙但馬守殿へ御感狀被下ノ節、松平右衛門佐殿秋元但馬守殿後藤庄三郎右三人ノ連判狀淺塙家へ差送、又異國書翰贈答ノ御用モ相勤、駿府御在城ノ節ハ、庄三郎屋敷へ度々被爲成、其頃御用ニ立御門石ノ手洗鉢モ今以駿府屋敷ニ其儘有之、殊更國初金銀通用方ノ御用被仰付、金銀座共支配仕、其他種々御側御用向相勤ノ儀共數多ニテ、委細ノ勤柄由緒書御撰、大坂記駿府政事錄等ニ相見、格別ノ御奉公相勤ノ家筋ニ御座ハ、漸々ニ家格衰微仕ハ共、四代目庄三郎節迄ハ、家督被仰付ノ節、御黒書院ニヲイテ御老中方御列座ニテ被仰渡帶刀仕、鎗長柄傘爲持、御紋服拜領兩御番以上ノ格式ニテ勤來ハ、天和三亥年帶刀御停止被仰出ノ節、大久保加賀守殿御沙汰ノ由ヲ以、御留主居杉浦内藏亮殿ヨリ別紙例書ノ通り帶刀御差留ノ儀被仰渡ハ、元祖光次勤柄ノ譯其節歎願仕ハ、一統之儀ニ付、難被及御沙汰追テ可願出旨被仰聞ハ、御大工頭鈴木修理・木原内匠ハ、其後願相立御小納戸鈴木修理御使番木原庄三郎ノ家筋ニ御座ハ、後藤庄三郎舊格、右之通ニテ私家ノ儀ハ、元祖庄三郎時代分家仕、代々連綿金銀座御用無滞相勤來ハ、大御所様御代天保四巳年御用向格別出精相勤ハ、以來本家庄三郎家格之通ト被仰

付、兩御番以上縁組帶刀御免馬上勤等被仰付、冥加至極難有仕合奉存上ハ、依之猶一段精勤仕、御金吹方御用者勿論、百文錢ノ儀モ、新夕ニ愚案申上、是又一廉ノ御奉公ニ相成、最初文政元寅年ヨリ當戌年迄都合二十一ヶ年之間、稀成大御用無滞相勤、御益金惣合四百五十萬兩餘上納仕、殊ニ當年ハ定式御益金三十八萬兩餘上納ノ外、別段三十萬兩吹立上納可仕旨被仰付、俄ノ御沙汰ニ御座ハ共、一統晝夜相勤、無滞皆納可仕積、且此度金吹減并歩一諸入用減方等之儀モ取調、伺之通被仰付、右吹方御用濟ニ至ハ、別段御益凡十萬圓程相増ハ、又私身分不相應之儀ニ御座ハ共、家財相盡、役人座人共ヨリモ爲差加、爲冥加金二十萬兩献上仕度段奉願上ハ、則願之通被仰付、去酉年迄右之間十三萬五千兩上納相濟、殘六萬五千兩ハ當戌年ヨリ三十ヶ年賦納ニ被仰付、上金ノ廉モ是ニテ一般之際相立ハ、右等ノ儀ヲ以御賞譽筋奉願ハ恐入ハ、元祖光次以來之由緒柄、且矢部駿河守殿御内意等之趣モ御座ハ、彼是御憐察被下置、格別之御仁徳ヲ以、前條天和之度家格之通、道具ヲ爲持兩御番格ニ御取立被下置、庄三郎上ケ地江州ニテ五十一石餘ノ給地、以前ノ通再被下置ハ、元祖光次ハ對シ家格之形ニ相成難有仕合、於私ハ冥加至極奉存上ハ、且役人座人共ヘモ相應ノ御賞美被下置ハ、一同出精之勵ニモ相成、是以難有仕合可奉存ハ、依之本末兩家由緒書古狀類異國書翰ノ寫例書等相添、不奉願恐御憐愍之程謹而奉願ハ、以上。戌十一月後藤三右衛門。○例略ス。

文鳳堂雜纂

金座之事

一、金座後藤庄三郎○光次小判一分判相極ハ、權現様○徳川家康御直ニ被仰聞ハ、御證文無之、江州關東首府時代

野洲郡小比江、脱カ。村ニテ五十一石六斗二升被下、京都ニ庄三郎光次、後藤下之小判師三十人計有之、諸國ヨリ集リシ金買取小判一分ニ吹、極印貨百兩ニ付金一兩被下、其外諸造用ニ又一兩被下出、金吹師五人極リ有、庄三郎光次、後藤方ニテ申付。又小判ノ事、關ヶ原陣七年已前二年、文祿庄三郎被仰付。小判出來、光次ヲ書記。關ヶ原五年、慶長已後ニ一分判致出來。此時小判・一分共ニ極印被仰付、大判ハ前方ヨリ彫物師後藤四郎兵衛方ニテ致出成、今書判共致、并ニ法馬モ四郎兵衛方ニテ仕、尤金座ノ外ニ彫物後藤ト云ナリ。

一、庄三郎光次、後藤佐渡洲ニテ毎年二百匁餘吹直御納戸ヘ納。諸國ヨリ寄金京都金座ニテ買取小判ニ致、金吹直致持參。吟味ノ上小判一部ニ申附、尤寄金之員數何方ヘモ斷無之、天和三亥年迄二十ヶ年平均ニ一ヶ年三千兩程有之也。金吹師小判師三十人極也。小判一部吹時、金改役ヘ小判師・金吹師誓紙證文爲書庄三郎ヘ取置。小判一部ノ内ヘ銀銅吹マゼ事ハ無之ヘドモ、金ノ内オノズカラ銅マジリ有之、吹別ヘ共金ノ出生ニモ透トノキ不申金モアル、小判致ヘドモ兩替下直也。

聞集錄

一、佐渡ニ有る毎歲御金二萬兩程領吹立御納戸ヘ納、手間代金百兩ニ付一兩宛被下。延澤銀・佐渡銀及庄三郎手代相改銀座ヘ相渡ス。

一、但馬ヨリ御金出仕事有之、漸一年ニ五七兩之由、於江戸御代官業納金、三年ニ四拾萬兩程包申由、上方者銀納ニ有る包金差有無之由、包代ハ取不申。

一、京都ニ庄三郎下之小判師三十人計有之由、薩摩方々ヨリ寄金有之ヲ買取、小判位之金銀ニ持來

ヲ吟味之上、小判一步判ニ申付。去亥年迄廿年平均寄金一ヶ年ニ三萬兩程有之。極印貨百匁宛取申。

一、小判之儀關ヶ原御陣七年以前二年、文祿後藤庄三郎被仰付小判出來、光次ト書判、共ニ光次之極印被仰付。

一、大判之儀前々ヨリ後藤四郎兵衛方ニ有る出來、於人ノ書判共ニ仕。并分銅モ四郎兵衛方ニ有仕。但金座之外之由ニ有、彫物後藤ト云庄三郎、手代。中部三郎左衛門兩替、平替、幽見、立賣下、太町下、丸三木權太夫衣、太町下、丸千丸屋家利。

溫知柳營秘鑑

文化七年八月十六日、牧野備前守殿御渡、後藤庄三郎不屈之儀有之、御仕置ニ成付、右代リ銀座年寄後藤三右衛門ヘ申付、金包方等諸事是迄之通取計間、爲心得向々ヘ可被達。午八月

牧民金鑑

天保七申十二月。一、金箔並下金取締方ノ義、文政三辰年ヨリ後藤三右衛門一手ニ申付間、吹金ハツシ金屑金其外都テ下金類所持イタン居イモノハ、金座脱カ、後所下買エ賣渡可申。且金細工金彩屋其外他カネ入用ノモノハ、金座ニオイテ買請可申。私ノ相對ヲ以他所ニテ直賣買一切致間敷。

一、金箔打立方ノ義文政三辰年ヨリ江戸表ニオイテ上澄賣渡所相建、金箔地金、金座ヨリ相渡、上澄ニ打立サセ上、金箔屋共ヘ相渡答ニハ、間、他所ニテ金箔隠シ打、堅ク致間敷。

一、右下買ノ者并上澄賣渡所其外職人共迄金座ヨリ看板並鑑札等渡シ置、右ノ外取引致間敷。右

之通文政三辰年・同七年相觸い處、近來又々猥ニ相成、下金類金座其外ニテ賣買致シ、箔隠打等致い者有之趣相聞、不埒ノ事ニい。以來急度相守、吹金ハズシ金屑金等、他所ニテ堅賣買不致、金箔之儀モ定職ノ外ニ打立い儀一切致間敷い。若相背者於有之ハ、吟味之上急度可申付モノ也。右ノ趣可被相觸い。十二月。

天保雜記十八

金座

金座ハ、金貨ヲ鑄造シ、通用ノ金幣ヲ査檢スル所ナリ。後藤庄三郎世々之ヲ掌ル。庄三郎ノ祖光次ハ、京ノ彫工後藤ノ族ナリ。聰明ニシテ、幹事ノ材アリ。家康ニ昵近シテ、政事ニ與リ、籠眷比ナシ。曾テ光次ニ謂テ曰ク、我若天下ヲ一統セバ、汝ノ請フ所ニ許サント。光次ノ曰ク、今世ニ通行スル所ノ黃金重大ニシテ用ニ便ナラズ。之ヲ四分シテ新鑄セバ、大ニ國益タラント。家康之ヲ嘉シ、一統ノ後光次ヲシテ小判金ヲ鑄ル事ヲ管セシム。慶長十年又光次ガ建議ニヨリ、小判金ヲ四分シテ、一步判ヲ鑄造ス。天下皆其輕便ヲ喜ブ。是ヨリ後世々金座ノ事ヲ管ス。光次ノ後、分レテ數家トナリ。庄三郎ハ世々金改役トナリ、三右衛門ハ銀座年寄トナリ、四郎兵衛ハ大判分銅ノ事ニ與ル。文化七年八月、庄三郎某罪アリテ刑セラル。乃三右衛門某ヲシテ、金包方ヲ掌ラシム。文政三年諸國ニ令シテ、金箔下金、其他金類ハ金座以外ニ於テ賣買スル事ヲ得ザラシム。佐渡但馬等金鑛アルノ地ニハ、手代ヲ派遣シテ、鑄金極印ノ事ヲ掌ラシム。京都ニハ小判師三十人ヲ置テ、關西ノ金類ヲ集メテ鑄造ス。其極印ノ工賃ハ、百兩ニ一兩以テ額トスト云フ。

東照宮實紀附錄、文鳳堂雜纂、開集錄、牧民金鑑、溫知柳齋秘鑑、天保雜記。

後藤庄三郎光次法度覺書

初代御銀改役後藤庄三郎光次方慶長十七年(紀元二二七二年)閏十一月記ス
處ノ銀座年寄ニ與ヘタル若き兼法度覺書、原書ハ金座最後ノ長官カリシ後藤吉五郎氏ノ息繼市氏ノ所藏ニ係リ、大正十二年九月ノ大震災災ニ尙有ニ歸シタルガ、幸ニ家本豐次郎氏ノ日本貨幣史ニ寫眞取トシテ收載セラレシヲ以テ後藤孫本兩氏ノ許諾ヲ得テ茲ニ複製ス。法度覺書文言左ノ如シ。
若き兼法度覺書之事
一、てくち双六を引なんこかけ茶かけ將棋之事
一、かふさなるなぞきる物巴下さやきそを申びんきき大刀大脇指之事
一、けいせいといふ之事 付遊山見物物參之事
一、さね／若き者成共月行事日行事次第二はらま可申事
一、時晧仕ハハ双方共之伊賀衆へ御申申で籠へ御人可有事
一、座中にて金銀一分一其外何ぞよらすぬすてハハて最前より如法度ノ堅御申付可申事
右之條々少成共無沙汰ノ儀於在之ニ、其中間トリ派人ニ出申者ニ銀子五枚をらびとして御出し可有ハ彌最前より之法度書ノ旨並ニ此法度々き急度御申付可有之、他如件
後藤庄三郎 光次 御批
銀座年寄中
子閏十一月廿六日
○慶長十七年五月

之通文政三辰年・同七年相觸い處、近來又々猥ニ相成、下金類金座其外ニテ賣買致シ、箔隠打等致い者有之趣相聞、不埒ノ事ニい。以來急度相守、吹金ハズシ金屑金等、他所ニテ堅賣買不致、金箔之儀モ定職ノ外ニ打立い儀一切致聞敷い。若相背者於有之ハ、吟味之上急度可申付モノ也。右ノ趣可被相觸い。十二月。

——天保雜記十八

金座

金座ハ、金貨ヲ鑄造シ、通用ノ金幣ヲ查檢スル所ナリ。後藤庄三郎世々之ヲ掌ル。庄三郎ノ祖光次ハ、京ノ彫工後藤ノ族ナリ。聰明ニシテ、幹事ノ材アリ。家康ニ昵近シテ、政事ニ與リ、寵眷比ナシ。曾テ光次ニ謂テ曰ク、我若天下ヲ一統セバ、汝ノ請フ所ニ許サント。光次ノ曰ク、今世ニ通行スル所ノ黄金重大ニシテ用ニ便ナラズ。之ヲ四分シテ新鑄セバ、大ニ國益タラント。家康之ヲ嘉シ、一統ノ後光次ヲシテ小判金ヲ鑄ル事ヲ管セシム。慶長十年又光次ガ建議ニヨリ、小判金ヲ四分シテ、一步判ヲ鑄造ス。天下皆其輕便ヲ喜ブ。是ヨリ後世々金座ノ事ヲ管ス。光次ノ後、分レテ數家トナリ。庄三郎ハ世々金改役トナリ、三右衛門ハ銀座年寄トナリ、四郎兵衛ハ大判分銅ノ事ニ與ル。文化七年八月、庄三郎某罪アリテ刑セラル。乃三右衛門某ヲシテ、金包方ヲ掌ラシム。文政三年諸國ニ令シテ、金箔下金、其他金類ハ金座以外ニ於テ賣買スル事ヲ得ザラシム。佐渡但馬等金鑛アルノ地ニハ、手代ヲ派遣シテ、鑄金極印ノ事ヲ掌ラシム。京都ニハ小判師三十人ヲ置テ、關西ノ金類ヲ集メテ鑄造ス。其極印ノ工賃ハ、百兩ニ一兩以テ額トスト云フ。

東照宮實紀附錄、文鳳堂雜纂、聞集錄、牧氏金鑑、溫知柳營秘鑑、天保雜記。

銀座年寄中

○慶長十七年五月
子四十一月廿六日

後藤庄三郎
光次
御批

申付可有之 仍如件

右之條々少成其無沙汰ノ儀於在之ニ、其中間より訴人ニ出申者ニ銀子五枚
をらびとして御出し可有ハ彌最前より之法度書ノ旨並ニ此法度々急度御

堅御申付可申事

一 座中にて金銀一分一り其外何よりすぬすハハ、最前より之如二法度ノ

一 晴晄作ハハ、双方共ニ伊賀衆へ御申ハて備へ御入可有事

一 され、若き者成共月行事日行事次第ニ律ハ、可申事

一 けいせいといふ之事 付遊山見物物參之事

一 かきさるなる物巴下さやきそ申びんきき大刀大脇指之事

一 てくち六を引なんこかけ基かけ將基之事

若き衆法度覺書之事

本兩氏ノ許諾ヲ得テ故ニ複製ス。法度覺書文書左ノ如シ。

カ、幸ニ家本豐次郎氏ノ日本貨幣史ニ寫眞版トシテ收載セラレシヲ以テ後藤塚

五郎氏ノ息繼市氏ノ所藏ニ係リ、大正十二年九月ノ大震火災ニ島有ニ歸シタル

處ノ銀座年寄ニ與ハタル若き衆法度覺書、原書ハ金座最後ノ長官タリシ後藤吉

初代御金銀改役後藤庄三郎光次ガ慶長十七年(紀元二二七二年)四月十一日記ス

後藤庄三郎光次法度覺書

後藤 龜市 所藏

金座後藤

江戸幕府職官考十八

二、金座後藤 蓋シ徳川氏ノ金座ハ、後藤庄三郎光次ヲ其ノ長官御金銀改役トシテ始マル。庄三郎ハ、京師ノ彫金家ニシテ豊臣氏ノ金座トシテ鑄貨ニ任ジタル後藤四郎兵衛光次○徳ノ弟子タリ。而シテ庄三郎光次カ徳川氏ノ金座トナルヤ、一方ニ於テ其ノ師家後藤氏ハ、室町以來ノ金匠トシテノ由緒、信用、技術ノ卓拔ヲ以テ鳴リシガ故ニ、徳川氏又是ヲソノ由緒ニ基キテ大判・金銀・分銅・權衡用分銅及ビ刀劍裝具ノ鑄作ニ於テ其ノ特權ヲ許可セシヲ以テ、茲ニ前者ハ金座後藤トシテ、後者ハ大判座及ビ分銅座後藤、又所謂目貫後藤トシテ共ニ貨幣鑄造ニ大關係ヲ有シ、史上兩後藤ノ位置ハ頗ル重キヲ加ヘタルト同時ニ、其始メニ於テ兩者ガ師弟關係ニ立チ、且ツ養子關係ヲ結ビタル結果兩者ノ間頗ル複雑シ、屢々兩者ノ混淆ヲ生ズ。以下兩後藤ノ家系・由緒ヲ掲ゲテ、兩者ノ辨別ニ便シ、且ツ其ノ由來ヲ明ニセントス。

大江姓長井氏家譜

大江姓長井氏家譜定紋 細右三ツ巴丸ニ横三ツ引

平城天皇

阿保親王

本主

從五位下、備中守、賜大枝姓ニ後大訂。

音人

從三位參議左大辨、天慶元年戊戌十一月三日薨、年六十七、號江相公。

關東首府時代

千古 從四位上、式部大輔。

維時 從三位中納言。應和三年癸亥六月七日薨、年七十六。

重光 從四位上、式部大輔。

匡衡 正四位下侍從、式部大輔、丹波尾張守。長和元年壬子七月卒。

舉周 正五位下、式部大輔。丹波參河和泉守。

成衡 從四位上、大學頭。

匡房 正二位權中納言左辨太宰帥。天永二年辛卯十一月五日薨。

維順 正四位下、大學頭式部權大輔。

維光 從四位下、文章博士。

廣元 正四位下、大膳大夫陸奥國幡守。嘉祿元年乙酉六月十日卒、年八十三、法諡覺阿。

時廣 從五位下、左衛門尉長井組。仁治二年辛丑五月廿八日卒。

泰秀 正五位下、甲斐守。

時秀 正五位下、備前守。

宗秀 掃部助。

貞秀 正五位下、中務少輔。

舉冬 掃部助。

氏元 掃部助。

氏廣 右衛門尉。

兼廣 藤左衛門尉。

關東首府時代

利廣 彦左衛門。

利治 藤左衛門尉、美濃今須城主天文九年庚子齋藤家臣松波庄九郎ノ爲ニ亡サル。庄九郎長井太郎左衛門秀元ト稱ス。

利氏 彦左衛門、父利治ト共ニ戰死ス。

利徳 藤左衛門、京極大膳大夫高濑ニ仕テ武功アリ、京極亡テ後流落シ、遂ニ阪本ニ隠ル。

利光 彦四郎、阪本ニ住シ後京極ニ移ル。

旨次 助右衛門、江州阪本ノ産、後鬻髮シテ教順ト稱ス。寛永五年戊辰正月十日歿。

光次 庄三郎、後稱^三庄右衛門。金銀二座發起、慶長六年辛丑、伏見御城ニ於テ、東照神君ノ台命ヲ奉リ銀座ヲ草創ス。後藤氏ヲ賜ル。寛永二年乙丑七月廿三日死、享年七十二、京師十念寺ニ葬ムル。

廣世 庄三郎、祝髮シテ少齋ト稱、金座職ヲ繼ク、江戸ニ住ス。

方之 庄吉、實長井旨次ノ男。

初名光則、銀座職ヲ紹キ、京師ニ居ル。慶長十二年丁未十二月廿三日、駿府城火災アリ、胡茶局炎中ニ入テ御秘藏ノ御太刀ヲ探出セリ、此ニ因テ焚死ス。長香院殿信譽清圓大姉ト諡ス。時二年

金座後藤
初代光
次
銀座後藤
二代廣世
銀座後藤
二代方之

廿七、京師高倉松原ノ南ニ於テ、官ヨリ地域ヲ賜リ、佛宇ヲ創建シ香火ノ所トス。即長香寺ト號ス。信譽上人ヲ請テ、住持セシム。是ヲ開基トス。局ノ女、岩ト稱ス、庄右衛門光次ニ賜テ、方之ニ妻ハス。其后實子廣世生ル。長ズルニ及デ、二座ヲ分チ、廣世金座職ヲ繼キ、方之銀座職ヲ承ケ紹リ、萬治元年戊戌九月廿九日没ス、長香寺ニ葬ム。

光重 吉右衛門、金座判金ノ職事ヲ掌ル。明曆三年丁酉四月十八日死。

方政 三右衛門、母胡茶局女、天和三年癸亥四月廿九日死、年六十九。

女 銀座萬屋市右衛門ニ嫁ス。市右衛門二世一名、今嫁スル所ハ二世ナリ。

孝政 三右衛門、幼名長九郎、祝髮シテ宗伴ト稱ス。銀座玉村氏三世ノ主市右衛門男、母ハ和州柳本ノ領主織田左衛門佐長政ノ女、享保八年癸卯六月二日歿、春秋五十有四

良政 三右衛門、幼名七郎五郎、實備士蒲田道雲之男、母銀座玉村氏四世ノ主市右衛門女、元文五年庚申閏七月六日歿、年三十七。

女 早世。

男 早世。

女 銀座平野勘六郎ニ嫁、延享二年乙丑八月廿四日死。

女 家督良政妻、享保六年辛丑八月十一日死。

女 下ニ同後妻、寶曆六年丙子五月七日死。

關東首府時代

銀座後藤
三代方政
銀座後藤
四代孝政
銀座後藤
五代良政

男 早世。
女 早世。
女 早世。

孝定 三右衛門、幼名庄九郎、實銀座玉村氏七世ノ主市右衛門男、寛政六年甲寅九月廿四日死、年五十七。女 早世。

孝之 三右衛門、幼名定之助、後改方室。

文化七年八月迄銀座年寄役相勤、其頃本家庄三郎光包蒙御咎絶家ニ相成ル。之ニ因テ跡御金改役新タニ被命、毎年賜金千五百兩、月俸二拾口、且爲役所地常盤橋外故庄三郎拜領地ノ内八百坪被下是ニ住ス。同十一戌年十月廿五日没、法號高隆院殿盛譽道貴性方居士、葬深川雲光院。妾腹ツイ。

孝良 庄吉、文化元年甲子九月死、年四十、妾腹ヤツ。

女 コト、早世、妾腹ヤツ。

男 鑄五郎、早世、妾腹ツイ。

孝道 大左衛門。

銀座後藤六代孝定

銀座初代之金七代孝之、三右衛門トナル

金座二代三右衛門

初京都銀座役人尾本太左衛門之養子ト相成ル。寛政二申年銀座御改正之節退去致シ、關東ニ下向、於江戸再田公藩臣萩原又十郎之養子トナリ、稱又十郎。妾腹ツイ。

久孝 祐太郎。

初永井飛彈守藩臣村井左内之爲養子、有故身光亨ニ屬シ、氏ヲ改、稱長井祐太郎、京都泉涌寺役人安田圖書次男仙之助ヲ以爲養子、新規家ヲ興シ、光亨家臣ト成ル。妾腹ツイ。

光亨 三右衛門、初名奥助。

實者堀大和守藩臣林彌七三男、文化十三年十二月方至之掣養子トナリ、家督相續、同十五寅年、依公命ニ天下通用之金貳分判於居屋鋪新ニ吹立ル。此時ヨリ追々役所ヲ建廣ム。文政二卯年通用小判壹分判改造、世稱文政金ト云。此以後毎年於朝廷ニ賜銀子ヲ、同七申年壹朱金ヲ新造、同十亥年被免帶刀ヲ、天保三辰年貳朱金ヲ新造、同四巳年本家庄三郎家格之通蒙登庸ヲ、坐順モ相進ミ、兩御番以上之家筋縁組騎馬登城等追々先格之竝ニ蒙恩命ヲ、且家臣一統被免帶刀ヲ、同六未年初テ當百錢ヲ鑄ル。於淺草橋場町ニ其役所ヲ建ツ。又深川洲崎ニ於テ鑄錢増吹ヲ命ゼラル。同七申年爲恩謝金貳拾萬兩願之通獻上、同八酉年五兩判新造、小判一分判モ改メ造ル、世稱保字金ト云是ナリ。同九戌年數年成功賞トシテ賜時服貳領、同十二丑年月俸二拾口ヲ改メ、百

俵ト爲シ、別ニ賜御加恩百俵ヲ都合貳百俵高ニ成シ下サル。家臣重役者被免鬘斗目着用ヲ。養母泉涌寺役人安田圖書女。

妻者方至女、死後妻織田丹後守家老杉浦千左衛門佐長字女名ヲソト云フ。

女 トミ、早世、母者京都泉涌寺役人安田圖書ノ女。

女 マサヨ、家督光亨ノ妻、後改ハル又改アイ。

文政十三庚寅年七月廿七日死、法名貞操院愛譽春光秋圓大姉、葬深川雲光院、母同。

女 ヒテ。

官醫數原清療妻、同人死後再嫁、西丸御小性組小幡又十郎妻、母同。

女 シヲ、家來林彌三郎妻死、母同。

女 ラク、文政十丁亥年三月朔日誕生、母者方至女。

女 早世、妾腹マス。

男 定之助、早世。

文政十二己丑年正月廿六日誕生、天保四癸巳年四月十四日死去、法號華香院愛蓮遊池童子、葬深川雲光院、母者方至女。

光明 弘三郎。

天保三壬辰年二月十五日誕生、同十四癸卯年八月十五日、部屋住ニ初テ御目見相濟、妾腹タキ

エ。

男 馬之助、早世。

天保五甲午年八月十九日誕生、同七丙申年四月十四日死去、法號冷照智鑑童子、葬深川雲光院、妾腹サト。

女 フキ、天保五甲午年十月廿二日誕生、妾腹タキエ。

女 ヤラ、天保六乙未年四月九日誕生、妾腹ウタ。

女 ナツ、早世。

天保八丁酉年六月六日誕生、西丸御小性組小幡又十郎養女トナル。同九戊戌年死去、法號梅樹院妙幼嬰女、葬雜司ヶ谷大行院、妾腹タキエ。

女 アキ、早世。

天保八丁酉年七月十四日誕生、同十二辛丑年二月五日死去、法號眞善妙有童女、葬深川雲光院、妾腹ウタ。

女 イヨ、早世。

天保十己亥年九月二日誕生、同十二辛丑年二月十九日死去、法號紅顔柳芳童女、葬深川雲光院、妾腹タキエ。

男 三七郎、天保十二年辛丑年七月七日誕生、妾腹タキエ。

女 ハマ、早世。

天保十三壬寅年八月廿二日誕生、同十四癸卯年五月十三日死去、法號麗容荷香童女、葬深川雲光院、妾腹ウタシ。

女 タカ、天保十三壬寅年十月七日誕生、妾腹ミヤシ。

男 辰三郎

天保十五甲辰年正月、辰ノ元日、辰ノ刻誕生、因テ辰三郎ト名ク。内實ハ光亨嫡女ラク江御小姓組小幡又十郎弟豊三郎ヲ以配遇イタシ、出生スル所之子ナレト、故アリテ豊三郎ハ實家江差戻シ夫婦離別ニ及ビ不得止事光亨是ヲ養テ子トス。 (〇終。)

金座後藤家譜

○中略。

長井家譜

維順

本名匡時式部權大輔大學頭肥後守、正四位、自父匡房軍受之授于維光源義圓今出河之鬼一法眼源義經

有元 時賢 ○中略。

盛賢 ○藏人。

信賢 ○有賢。 ○中略。

維光

式部少輔從四位上民部少輔自父維順軍之授于親廣。

匡行 棟房 匡朝 康房

女子 ○中略。 ○中略。

匡範 ○中略。

親光 ○中略。

廣元

中原廣季養子、故始者稱中原仁安三年十二月十三日縫殿頭、喜應二年十二月五日權少內記、承安元年正月十八日博士少外記、同三年正月五日叙爵、同年同月安藝權介、治承四年七月下向于關東壽永二年四月九日從五位上、止外記巡年叙之、元曆元年九月十一日因幡守領模國毛利庄同處居焉、又領周防國嶋末庄文治元年四月三日正五位下、同年六月廿九日辭因幡守同二年二月七日賜肥後國山本庄同年六月十四日於帝都國々武士妨註文給之可糺明之由蒙仰、廣元者賴朝腹心專一之者之由及公家御沙汰面目之至所也、文治五年八月八日爲使節上洛諸人莫不餞送龍蹄百匹云々、賴朝賜鞍馬十匹建久年中承關東執權建久二年正月十五日政所別當、同二年四月廿日加茂祭供奉、賜御厩御馬則御厩舍人武金。同年十二月十七日法住寺殿御移徙、翌日依召參御所堂上以左中將賜入于錦袋御劍左少將忠行傳之、同四年四月朔日明法博士并左衛門大尉家使宣旨、同年十一月五日辭退博士廷尉職、同七年正月廿八日兵庫頭、正治元年十二月廿三日辭大膳大夫直講師申掃部頭、同二年

十一月十九日從四位下、建曆三年五月二日和田義盛企逆謀發軍兵欲擊將軍此時筑後左衛門尉朝重急馳告廣元聞之即馳參御所義盛兵先圍相州亭廣元亭、即從屢戰其後義盛勢圍御所且放火矣、由是實朝入御于法華堂相州大官令供奉、建保二年正月五日正四位上、同年十一月十三日和田左衛門尉義盛土屋大學助義清等餘類任雒陽以故金吾將軍家家類御息御息為大將軍依企叛逆廣元家人在京之輩急馳襲件旅亭北邊一條之處禪師忽自殺伴黨又逃亡、同四年正月廿七日陸奧守、同年閏六月十一日捧遷氏文、同年七月朔日賴許改中原復大江姓、同年九月廿日稱北條相州使實朝御昇進之豈雖諷諫申無許容、同五年十一月八日陸奧守依所勞自實朝今日被行七座如法泰山府君祭、同年同月九日廣元病腦危急之間令見訪右京兆渡御干彼亭、同年同月十日陸奧守依臨獲麟出家剃髮號覺阿、同七年正月二十七日實朝右大臣為拜賀社參于鶴岡八幡宮時、覺阿申云有恠異志定可有子細歟任故將軍御出例御束帶之下可令着腹卷給也、實朝無許容氣果而為公曉被殺給、承久二年五月自京都遣官軍於東國欲追討執權、此時於鎌倉相州武州覺阿前武州以下群集議之、覺阿進曰、早遣軍兵於洛陽可征官軍、諸將即諾、武州引卒諸軍赴華維、自源義家嫡來之軍法傳授于賴朝卿、自賴朝兄弟依命為源姓、但廣元一代也、代々將軍家度々渡御干廣元亭、嘉祿元年六月十日卒歲八十三、貞永元年十二月五日覺阿沒後存生之時執行幕府巨細之間壽永元曆以來自京都到來重書并聞書人々款狀雜中及南都北嶺以下自武家汰沙來事記錄文治以後領家地頭所務條々式目平氏合戰之時東士勳功之次第註文等文書隨公要依賦渡右筆輩方散在所々武州聞此亥合季氏淨圓全等尋聚之整目錄被送左衛門大夫廣時歷仕賴朝賴家實朝賴經四代將軍。

秀嚴 ○中略。

女子 ○中略。

女子 ○中略。

女子 ○中略。

親廣 ○中略。

時廣

左兵衛尉左衛門大夫從五位上因幡甲斐等守、建保五年五月十七日新藏人、同七年正月廿八日依實朝薨剃髮號長井入道關東評定衆、仁治二年五月廿八日卒、姓紋澤瀉水或澤瀉水色氏紋一文字有三

星。○圖

宗元 ○中略。

季光 ○中略。

女子 ○中略。

女子 ○中略。

忠成 ○中略。

尊俊 ○中略。

重清 ○中略。

關東首府時代

泰秀

寬喜元年正月卅日備前大椽去年內給、同年二月朔日藏人同日禁色、同三日左衛門少尉、同年五月六日從五位下、文曆元年十二月廿一日從五位上、嘉禎三年四月九日正四位下、同年七月十三日左衛門大尉、同日使宣旨、曆仁元年閏二月十五日甲斐守、仁治二年六月關東評定衆、建久五年十二月廿一日卒、歲四十二。

泰重 ○中略。

泰元 ○中略。

泰經 ○中略。

泰茂 ○中略。

泰繼 ○中略。

時秀

母佐々木近江守源信綱女太郎、建長四年四月朔日親王關東下向狩裝束帶弓矢列供奉、同年同月三日御格子番列其人數、正嘉元年閏三月二日關東引付衆、同年十月朔日大慈寺供養將軍家出御列先陣隨兵同時栗毛御馬進之、同年六月四日勝長壽院供養奉行之、正元元年閏十月宮內權少輔、同二年正月廿日御所中被定番衆列其人數、同年二月廿日廂御所結番事列其數、文永二年六月十一日關東評定衆、同八年十一月備前守、弘安七年四月剃髮法名西規詠哥一首入于頓阿草庵集、右之外數

度遠近供奉略之不枚舉焉。

宗秀

掃部頭甲斐守正五位下、關東評定衆哥人、弘安五年四月廿六日加引付衆、同年宮內權大輔。

貞廣 ○中略。

貞秀

藏人正五位下、兵庫頭中務少輔遠江美濃等守、美濃判官代關東評定衆母美濃厚見某女、元德二年五月貞秀與二階堂下野入道行春兩使自關東上洛法勝寺圓觀上人小野文觀僧正忠圓僧正召捕下向于關東其時二條爲明依詠哥赦其罪。

時千 ○中略。

貞懷 ○中略。

廣秀 ○中略。

舉冬大郎掃部頭從五位下。

師元 ○中略。

賴元 ○中略。

氏賴 ○中略。

關東首府時代

女子

氏元

掃部頭從五位下、美濃判官代世人。

元冬

○中略。

氏廣

少輔太郎彌正少弼從五位下。

兼廣

大膳正甲斐守從五位下。

氏時

○中略。

氏種

左京亮。

利氏

藤左衛門尉、法名一調大念居士、爲土岐家老、代々領濃州、于時土岐爲美濃國司、依之附屬土岐領地八萬石、住于加納城、主土岐賴藝六萬石、住于大桑城、雖爲家臣利氏領地多也、山城國住人齋藤某者赴濃州玉村憑二木次郎右衛門商人能射藝之由二木告于甲斐守甲斐守者雖爲嫡胤附屬甲斐守告利氏而齋藤爲弓者號長井新九郎新九郎智勇故逐日立身而爲甲斐守掣而號長井、其以後氏種爲攻江州佐々木發向之時新九郎虛病不出陣太念備力推軍兵赴鄉土河兵大半渡本陣未渡時新九郎五百餘騎追懸討取太念而渡河

軍兵返合雖暫戰新九郎得即利太念兵敗北太念親類或討死或流落或雖殘加納城新九郎歸而攻彼城而殘兵不殘殺戮彼領八萬石押領之土岐賴藝爲掣而後正月元日夙旦洗顏賴藝居住大桑城不瞬見之不捨手拭布乍平持手力又起反逆追放主人土岐長井沒落又土岐領六萬石押領之速力遂日國中悉隨之國士皆隨之宗徒士爲家老爲六奉行長井隼人正大山城主齋藤山城弟安藤伊賀守郷土三萬石氏江下仙大柿六萬石日根野備中守岐阜三萬石道家次右衛門尉石二萬稻葉伊豫守入道一鐵石二萬也、新九郎後改號齋藤山城守剃髮而道三山城守始爲甲斐守掣甲斐守女子生義龍後淺井備前守姉掣其後稻葉一鐵掣山城守子五人右衛門大夫義龍喜平次孫四郎兒一人女子一人織田信長妻山城守末子二人愛之義龍不受故既爲讓家督末子義龍伯父隼人正相談弟二人稱饗應謀之呼於我館而酒宴數刻稱祝弟喜平次與刀日根野備中守持出之喜平次起座出而取之取鞘頂戴之處日根野則其刀取鞘拔之切殺見之弟孫四郎取刀起座時則殺之然故山城守聞之怒而父子及戰六奉行之中道家一人爲父方五臣皆義龍方也數年父子合戰終父負敗北義龍家人長井忠左衛門尉組伏於山城守雖然父子合戰強討取父之儀用捨赦之處小牧源太來而追懸討取其後不久而義龍受癩病死太念智勇國譽知之。

新兵衛尉利氏沒後、流落江州坂本聖居。

新兵衛尉赴關東一奉公。

與左衛門住坂本明智陣之時於瀨多一討死。

女

西河盛閑妻。

利次

彦右衛門尉，天文九年於濃州大念沒落之時討死。

利徳

彦四郎，後改藤左衛門尉，
剃髮利徳齋，享祿（○脱字アル如シ）

○此間脱字アル。

四郎生于濃洲，十歲之時喪父爲孤子，伯父新兵衛養育之，新兵衛沒後屬次男與左衛門宅，是因從弟之好也。到廿六歲居于江州，其間冰妻生男子二人，彦四郎尉女子一人，同年與妻離別赴雒陽，身貧而冰妻又男子二人生之，友光女子二人，光次侍家康公以有恩願故家富，利徳齋謁家康公，慶長七年寅七月十九日死亡，歲七十二，葬洛十念寺法名祖安。

……彦四郎早世。

旨次

助右衛門尉，剃髮教順，居住江州片田，永祿生于江州坂本，寬永五年正月十日死，歲一向宗葬于片田寺。

方秀

吉右衛門尉，剃髮下有，屬光次，廣世一

方信

庄三郎光
次ノ父

庄三郎光
次ノ兄

庄三郎光
次ノ兄

庄三郎光
次ノ兄

芳信

友光 有子孫。

理右衛門尉，剃髮宗恩，永祿六年生于雒陽屬光次，因光次之意奉謁家康公，寬永十七年五月六日死，歲七十八，葬洛之十念寺。

光次

少輔三郎，後改少輔右衛門尉，元龜二年生于洛陽，○原文，小比江村ト傍書アリ。文祿二春於京聚樂亭謁家康公，文祿二年於江州野州郡賜食邑，金銀改職奉之，依家業稱後藤，時々御前動御氣色，文祿四年於武州江戶賜居宅地，慶長五年庚家康公發軍兵，於濃州關ヶ原與石田治部少輔三成大戰，終三成敗績，此時光次居武州江戶，公之大戰因難居于武州，發江戶到關ヶ原，時軍畢，家康公大勝，天下一統，被遣最初之制札於京都，光次承命，持制札赴京都立制札，洛中諸人看制札甚喜，慶長十九年廿年兩度，大坂合戰時昵近供奉，十九年陣大要害難攻不可得利，依然家康公仰光次廻策爲和睦之計策，和陸十二月廿日事成，而家康公曰，願可取城中質子，於是光次因鈞命赴城中，織田○幼權之有樂○年甫而十九侍從長益人進○年甫而十九息武藏守大野修理大夫以吉○家臣息三歲童出之光次忿怒而曰，何以二三歲童爲質子哉，早可出嫡子信濃守，由是修理大夫氣屈，而質子出事甚遲移刻，終不得已出信濃守，○年十七而光次捕二質子，歸家康公軍營，公聞此旨甚感美光次，而後家康公命諸士破櫓埋堀塹，翌年秀賴又據大坂城起兵，然埋塹如平地，故家康公大得勝利，大坂城陷，是

皆家康公承命光次謀計、用間織田有樂・大野修理大夫十三通之有書、同廿年五月七日、家康公與秀賴合戰時、公軍兵大敗北之時、不離公之台旆有勇志、其後公集諸士、辨先鋒後殿、議攻戰之進退、指諸士曰、汝等敗北時逢誰某耶、此時一兩輩逢光次耶否正其進退、由是光次勇志揭焉、然先鋒大戰得利後拒者不能交戰、故不顯其勇志、同年十二月家康公、自駿河到江戶有御放鷹、光次供奉、家康公還御于駿府、光次依小冗留于江戶、同月廿日、自秀忠公手自定家卿小倉山庄色紙伊藤之邊乃奈良乃美也乃也通左久良、伊勢大輔哥賜之、大坂合戰之時、謀計忠功之旨蒙仰、家康公爲供奉赴江戶每度、列家老末座賜饗、天下重寶器物等於數奇屋賜御茶、大坂陣以後、患眼疾退居、光次仕家康公日夜侍御前不怠、恩顧不少、光次常慕和漢風、民部卿法印道春聞書、刑部卿法印永喜始屬光次、談漢和夏、後達高聞仕秀忠公常侍御前、又飛鳥井雅庸・冷泉爲滿・日野輝資入道唯心・烏丸光廣駿府下向之節、學倭歌及源氏物語・伊勢物語與義秘說、光廣光次所詠之哥感美之詠哥并詞書光次倭歌光廣詠哥載之、寬永二年七月廿三日死、歲五十五、葬江戶誓願寺、法名淨譽清心。○後出「後藤」(庄三郎)系譜ト参照スベシ。

女三人

女子

酒井豊岐守源忠重妻、母青山善左衛門尉藤原重次女、慶長十年生于江戶、寬永十四年六月廿三日死、歲三十三、葬于江戶一谷萬昌院、法名江月窓清。

庄三郎光次ノ子

廣世

少輔三郎、母號後藤嶋津源左衛門尉源忠正女、慶長十一年六月廿四、生于山城國伏見、元和元年乙卯年十一月、於江戶謁家康公・秀忠公、元和二年酒井雅樂頭源忠世受世字、寬永二年九月、秀忠公賜父光次遺蹟、秀忠公度々御懇詞、寬永九年十月十日、秀忠公御違例之比、他人嘗雖不奉謁、被召御寢所行御懇詞、賜黃金數百兩、倭歌之道問於烏丸光廣卿、後後阿野實顯卿後嗣子公業卿又長嘯天哉、軍法秘奧與義楠正成嫡傳大運院僧都日翁法華傳、本多安房守政重及安房守家來大橋新佑貞清自兩人受之、烏銑之秘傳自井上外記正繼委受之、頃年依病氣、寬永廿年癸未八月十八日、隨執權望通世、翌年甲申五月八日、家光公以酒井讚岐守忠勝・松平伊豆守信綱令赦給、依江州長等山下蟄居、慶安四年辛卯四月廿日家光公薨御以後、歸江戶蟄居于芝之草庵、寬永廿一年五月蟄居之時、年三十九、剃髮號少齋道幾澂碧子、紋黑キ松皮菱之内澤瀉。○後出「後藤」(庄三郎)系譜ト参照スベシ。

金座後藤家譜

イ 金座後藤庄三郎由緒書 (御用達町人由緒の一部)

大膳大夫大江廣元弟武藏守

大江親廣小輔入道連阿後裔

美濃國加納城主領地八萬石長井藤左衛門尉利治曾孫上意を以氏を改

初代 後藤少輔三郎

四〇五

金座後藤庄三郎由緒書

又勝三郎共認る。

但し三様共同となへに御座候。

右少輔三郎光次、父長井彦四郎利徳儀、祖父藤左衛門尉利治並父長井彦右衛門尉利氏、加納城にて戦死仕候後、彦四郎儀京都に沈淪罷在候處先祖之由緒達上聞御目見被仰付、其上悴少輔三郎光次、文祿二年被召出御奉公仕候。

一、文祿四年(紀元三二五年)迄小判出來不仕以前は板金或は砂金を其代物に應じ、相對を以通用仕候。銀も又山出銀之儘灰吹銀と申、通用仕候。然る處金銀は御政務之第一之事に被爲思召旨宜敷相計候様にと、御直に金銀改役被爲仰付、初て小判出來仕候。銀も又同事にて御座候。依之銀座も支配仕り萬事相計候事。

一、庄三郎儀日々登城仕、御老中様方之御列座にて諸事取扱仕候故、官祿可奉願之段奉蒙上意候所、辭し奉申上に付、馬飼料として、江州小比江村におゐて五十一石六斗之御朱印頂戴仕、今に所持仕候事。

一、慶長五年(紀元三二〇年)濃州關ヶ原御合戦之後、御一統之節、最初被爲仰出候御制札庄三郎に被爲仰付、京都に持參仕候事。

一、大坂御陣御掛之儀、庄三郎に被仰付、取扱申候。其節之書狀十三通所持仕候。先年酒井讃岐守殿、一覽被成度由被仰候に付遣申候所、讃岐守殿方にて焼失仕候故、先年御尋之節も十三通之寫計差上申候。右十三通之寫于今所持仕候。且又御扱之儀に付、城中に罷越、織田有樂子息武

藏守、大野修理子息信濃守、右兩人取來り候故甚奉預御感候事。

一、慶長廿卯年(紀元三二七五年七月十三日元和改元)四月晦日、御陣之節、淺野但馬守殿無比類働にて御感狀被下候に付、

松平右衛門佐殿、秋元但馬守殿、並庄三郎、承之、三人連判狀但馬守殿へ遣候事。

一、長崎表唐人商船出入之事、並長崎御用、於江戶諸事相計、異國之書翰等、庄三郎に被爲仰付、取遣仕候事。

一、權現様、從台徳院様御看御上げ被爲遊候節、權現様少し御機嫌惡敷儀御座候處、庄三郎御挨拶申上、御機嫌御直り被爲遊候に付、從台徳院様爲御褒美、小倉山色紙御掛物御手自奉拜領、今に所持罷在候事。

一、台徳院様、弘法草之手跡、御尋被爲遊候節、御近習衆、庄三郎方に可有御座と申上候に付、則庄三郎を被爲召、右手跡之儀御尋被爲遊候に付、所持仕候段申上候所、御前に弘法眞之手跡は有之候得共、草之手跡は無之に付、差上候様に被爲仰付、則指上申候所、甚奉預御感候。右之代に其方手前ニ無之者可被爲下との奉蒙上意、古筆之手鑑拜領仕候事。

一、庄三郎妻儀、當時御進物番青山善十郎娘に御座候。權現様奉蒙上意候而妻に仕候。然る上大橋局と申す方を妾に可仕旨にて被下置候而、男子出生仕、成長之後二代目庄三郎廣世と申候。慶長廿一年(紀元三二七六年、元和二年に相當す)右酒井雅樂頭忠世殿方にて元服仕、世と申す一字被下候て、廣世と申候事。

一、庄三郎家來名代役、高野宗左衛門河邊仁左衛門兩人之者は、度々御目見も仕候者共に御座候。其子孫も今に相勤罷在候。駿府にて御用被爲仰付候節は、御用に掛り申候者共、爲御扶持方百二十人

扶持被下置候事。

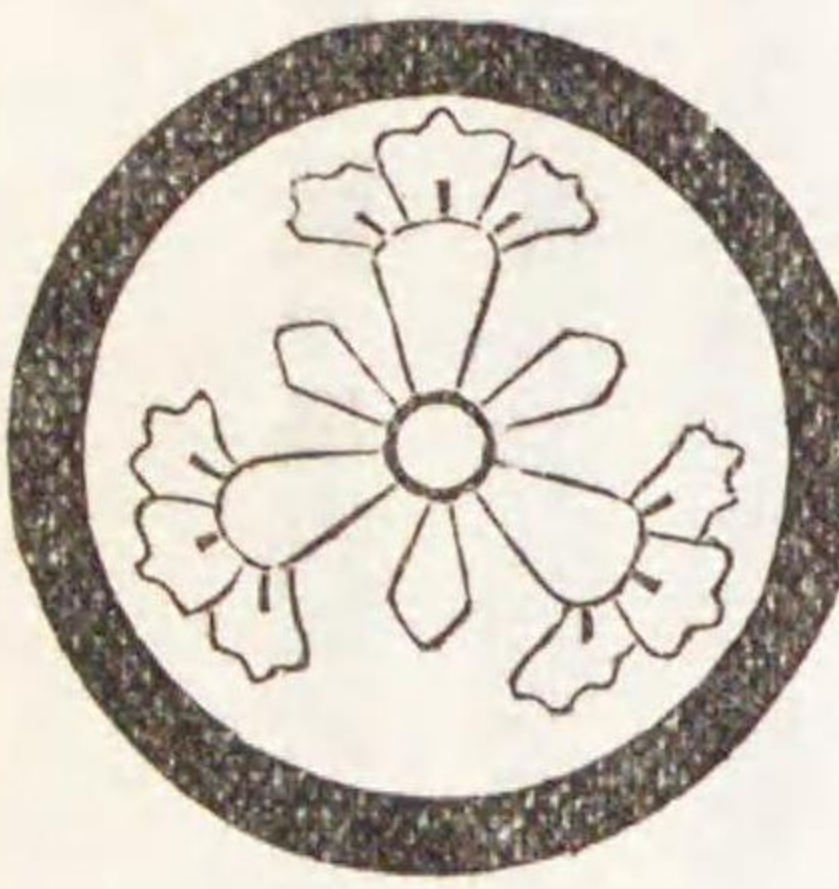
一、權現様御側近く相勤候に付、駿府にて、庄三郎拜領屋敷の度々被爲成候。御成御門も有之候所、地震に而被損仕候故、唯今たゞみ置所持仕候。御成之節之石之手水鉢も于今駿府屋鋪に所持仕候。唯今江戸居屋鋪にも度々被爲成候。此居屋敷も御直之御見立にて錢龜橋を被爲遊上覽候而拜領仕候事。

後藤(庄三郎家)系譜

①光次

少輔三郎、少右衛門尉、元龜二年(紀元三三二年)生于洛陽、文祿二年(紀元三三五年)始奉謁家康公、於江州野州郡小比江村賜食邑、時々御前勤御氣色、文祿四年(紀元三三九年)於武州江戸賜居宅地、慶長五年(紀元三六〇年)家康公發軍兵、於濃州關ヶ原與石田治部少輔三成大戰、終三成敗北、此時光次居武州江戸、公之大戰困難居于武州發、江戸到關ヶ原、時軍畢家康公大勝、天下一統、被遣最初之制札於京都、光次承命赴京都、洛中洛外諸人、看御制札甚喜安堵、慶長十九年(紀元三三九年)廿年(七月十三日)兩度、大阪會戰昵近供奉、十九年陣、大要害難攻不可得利、依然家康公仰光次廻策爲和睦之計策、和陸十二月廿日事成、而家康公曰、願可取城中質子、於是光次因欽命赴城中、織田有樂侍從長益人、道信長之弟也息武藏守九年十大野修理大夫以吉秀頼息三歳之童出之、光次忿怒而曰、何以三歳童爲質子哉、早可出嫡子信濃守由是修理大夫氣屈、而質子出甚遲移刻、終不得已出信濃守、光次二質子歸公軍營、公聽此旨甚感光次給而後公命諸士破礮掘塹、翌年秀頼亦據大坂城起兵、然埋塹如平地、故家康公大得勝利、大坂陷、是公承命因光次謀計也、右之用間之謀之時、公之因命、光次敵之勇士後藤又兵衛遣和睦密通之書、雖然懇懇

之返事、敢不舉揚新參、故諸人予云事又不舉揚、故謂難調而辭、此旨公達上聞、又兵衛有甚勇士之氣、重而於他臣可謀之旨依仰又遣書於有樂修理、遺書十三通有之、竝七組之頭速水甲斐守、野々村伊豫守、堀田圖書助、中島式部少輔、青木民部少輔、伊藤丹後守狀有、同廿年五月七日家康公與秀頼會戰之時、不意家康公秀忠公有兩陣敗北之事、時不離家康公台旃有勇志、其後公集諸士辨先鋒後殿議攻戰之進退、指諸士曰、汝等敗北之時逢誰某耶、此時一兩輩逢光次之旨正其進退、由是光次勇士揭焉、然先鋒大戰得勝利後拒者不能交戰故不顯其勇志、同年十二月公自駿府到江戸、有御放鷹時、光次供奉、公還御駿河、光次依小冗留于江戸、同月廿日自秀忠公於御寢席手自定家卿小倉山庄色昏賜、爲家康公供奉赴江戸、每度列家老末座饗御茶、但名物荒物於御數奇屋賜御茶、大阪陣以後患眼疾退居、光次仕公日夜侍御前不忘、恩顧不少、或時服黃金刀等時々賜之、光次常慕和漢風、招民部卿法印道春聞儒書、學軍書道春弟刑部卿法印永喜、屢光次談倭漢之事、後達高聽、永喜仕秀忠公常侍御前、又飛鳥井雅庸、冷泉爲滿、日野輝資入道唯心、烏丸光廣學和哥聞源氏物語、伊勢物語與義秘說、烏丸光廣光次所詠之歌感美之、詠和歌竝詞書、而光廣詠哥之一卷有之、寬永二年(紀元三二五年)七月廿三日於江戸死、歲五十五、法名寶照院淨譽誓信、葬于洛之十念寺、江戸誓願寺。



一書に後藤庄三郎家の定紋は「細丸三ツ巴丸に横三ツ引」とあり、本書は之に従へり。

廣世

②廣世

少輔三郎、母後藤源左衛門忠正女、慶長十一年(紀元三二六六年)午六月生于山城國伏見、元和元年(紀元三七五年)卯十一月始奉謁家康公、翌年酒井雅樂頭忠世爲烏帽子子、受世字號廣世、寬永二年(紀元三八五年)丑九月父光次家督相續焉、將軍家常御懇詞、同九年(紀元三二九年)申十月秀忠公違例、他人雖不能謁尊顏、被召於御寢所種々賜物有之、寬永二十年(紀元三三三年)末八月隨執權望通世、累年依病氣也、翌年申五月、家光公以酒井讚岐守忠勝、松平伊豆守信綱被赦之、家督讓于養子良重、而蟄居於江州大津、剃髮號少齋、慶安四年(紀元三三九年)卯四月、再歸於江戶居住、又者本所也、萬治元年(紀元三三八年)戊閏十二月、長井宗兵衛廣規、與父廣世奉謁家綱公、延寶八年(紀元三三四年)申三月十四日死、歲五十五、葬于淺草誓源寺、法名號覺性院吟譽清圓道幾。

紋所



一書に「絞、里き松皮の内澤瀉」とあり。

良重

③良重

少輔三郎、母典藥頭道三元鑑女、實後藤程乘嫡子、母本阿彌光因女、元和八年(紀元三二八年)戌十一月生于洛陽、父廣世實子數多在之、廣次以下、男病氣又幼稚而不能讓家督焉、故以廣世妹婿後藤重次之女娶于良重、令續名跡也、寬永十八年(紀元三三二年)以酒井讚岐守、松平伊豆守金子獻上、於于御黑書院奉謁家光公、家督相續焉、明曆元年(紀元三三五年)未七月、阿部豐後守、松平伊豆守承之、依公命於駿河

光重

④光重

國府中城金銀改之、家臣竝銀座人平野平左衛門等帥之而往於駿府、于時驛路傳馬或食用扶持方二白銀時服羽織等賜之、家光公薨御、落髮而號良清、延寶五巳年(紀元三三七年)家督讓其子光重焉、蟄居于洛陽、寶永四年(紀元三三七年)亥十二月朔日死、年八十七、葬洛陽十念寺、法名號泰雲院行譽清空良清。

(紋所)

前掲光次の項に記せるものと同一の紋を掲げあるも重複に付省略す。

廣雅

⑤廣雅

少輔三郎、母本多佐太輔光房女、實長井廣規嫡子、母家女房布施氏、延寶二年(紀元三三四年)寅五月生于江戶、寶永二年(紀元三二五年)酉八月不終父之喪而病氣甚矣、故父光重之弟後藤宇右衛門良泰二男以光當娶妹而欲令爲相續於家督也、荻原近江守來于病家、觀察其意趣而以達于老中稻葉丹後守也、同月晦日廣雅病惱益甚矣、不能登城、於于御殿御勘定所荻原近江守、久貝因幡守、戸川日向守、中山出雲守列座、以爲家續、後藤四郎兵衛光壽彫物同源三郎同上良重弟命之家督相續焉、同日死、年三十二、葬于淺草誓願寺、法名號松光院寶譽廣雅心了。

光當

⑥光當

關東首府時代

小輔三郎、廣雅養子、後藤良泰次男、母鈴木秀悅女、延寶七年(紀元三三九年)末七月生子于江戶、寶永二年(紀元二八五年)西十一月、奏者以松平彈正忠於子御納戸構先例者爲御書院故以、荻原近江守、雖、金子獻上、奉調綱吉、其場所今也者無矣、不得言也。公家宣公而家督相續焉、寶永七年(紀元三三〇年)寅四月、秋元但馬守、橫田備中守、荻原近江守、長崎半左衛門、永井三郎右衛門承之、依公命天下通用之金小判元錄年中所令差加之灰吹銀、吹拔之於于居屋敷吹直焉所令吹拔之銀者於子、小判之形、正德四年(紀元三三七年)午八月、阿部豐後守、橫田備中守、伊勢伊勢守、永井三郎右衛門、仙波七郎左衛門承之、依公命天下通用之元錄金乾字金再於于居屋敷吹直如吹所慶長年中先祖光次以家康公鈞命所令天下統一統通用之規矩而歸其始矣、世稱慶長金或古金也。

由緒書

日本貨幣史

後藤治兵衛由緒書

後藤治兵衛

平城天皇第三皇子阿保親王嫡子本主、其子從音人十代孫大膳大夫廣元二男左兵衛尉時廣十一代長井藤左衛門尉利治、數代領濃務加納八萬石、其子彦右衛門尉利氏、天文九年父子共戰死、利氏之子彦四郎、後長井藤左衛門利徳と名乗、十歳之時父祖ニ分レ、伯父長井新兵衛共々江菟坂本ニ居住、十六年、男子貳人彦四郎・助右衛門ヲ生、後京師ニ移リ居、利右衛門○金座後藤家譜、理、右衛門尉ニ作ル。庄三郎光次ヲ生、右利右衛門儀私先祖ニ御座ル。
一先祖後藤利右衛門儀、京都ニ住居仕候處、庄三郎義被召出

權現様御代、金銀改役御用被仰付相勤罷在ハ處、庄三郎義奉願上ハ者、京都ニ罷在ハ兄利右衛門呼下シ、俱々御用相勤度旨奉願上ハ處、願之通被仰付御當地ハ罷下リ、庄三郎一同相勤罷在ハ處、右利右衛門儀御詠哥之御墨附御手自拜領、于今傳來仕ハ。
權現様

台徳院様

大猷院様 御三代之内、數度御目見仕、京都ハ御暇被下置ハ度々、御紋付御時服二、黄金一枚拜領仕ハ。其後利右衛門義隱居仕、宗恩ハ改名仕、悴治兵衛ハ家督相讓、繼目之節父子共、大猷院様ハ御目見仕御暇被下置ハ節者、御時服壹御羽織壹宗恩ハ被下、御紋附御時服二、黄金壹枚二代目治兵衛拜領仕ハ。其後治兵衛義又々罷下リ御目見仕、右同様拜領物仕、三代目治兵衛家督繼目之節、承應二巳年六月十九日江戸着仕、同七月廿八日御本丸於御白書院御縁側、太田備中守殿御奏者ニ、嚴有院様ハ御目見仕、同十一月十八日於御城御暇被下置、安藤右京進殿・松平出雲守殿被仰渡、御時服二縫斗目黄金壹枚拜領仕ハ。其後右治兵衛儀、萬治二亥年六月十五日出府仕、同月廿八日井上河内守殿御奏者ニ、西御丸於御白書院一疊目御椽側、嚴有院様ハ御目見仕、同八月十五日於竹之間御暇被下置ハ節、板倉阿波守殿・井上河内守殿被仰渡、美留茶輪子單物壹淺黄小紋帷子壹黄金壹枚拜領仕ハ。其後寛文十三丑年四月廿四日出府仕ハ處、同五月廿八日本多長門守殿被仰渡ハ土井兵庫頭殿御奏者被成下御本丸於御白書院一疊目御椽側、嚴有院様ハ御目見仕、六月十三日於竹之間御暇被下置ハ旨、戸田伊賀守殿被仰渡、練嶋單物壹無地淺

黃帷子壹黃金壹枚拜領仕。其後天和二戌年罷下り、先規之通獻上物仕、常憲院様之御目見仕、御暇被下置節、白銀拾枚拜領仕。四代目治兵衛家督繼目之節、元祿十五年罷下り、先規之通獻上物仕、常憲院様御目見仕、御暇被下置節、白銀拾枚拜領仕。其後四代目治兵衛義御當地之住居仕、本町壹丁目拜領屋敷之罷在。其後寶永二酉年之神田永富町壹丁目拜領屋敷之罷在。右治兵衛義寶永七寅年御代替御目見之儀、先例を以、寺社御奉行所之奉願處、御支配違之者故御取上無之。御當地之住居仕上者、町御奉行所之可奉願處、御上之御取込之儀被爲在御座由之付不奉願、其後五代目治兵衛儀、病身之付御目見之儀不奉願。前書申上之通り御用相勤い先祖利右衛門、其後引續四代目治兵衛迄御目見獻上物仕、拜領物等仕。夫より血統相續仕、當治兵衛迄十一代、前書永富町之屋鋪之住居仕罷在。已上。

文久二亥年六月

由緒書 後藤治兵衛

拜領屋鋪書

後藤治兵衛

神田永富町壹丁目北側東角之軒目

表京間拾四間
裏幅 同 斷
裏行 貳拾間

拜領屋鋪
後藤治兵衛

庄三郎賜地

此坪數貳百八拾坪

右治兵衛申上之先祖利右衛門儀、京都之住居仕處、同人弟庄三郎儀被召出乍恐權現様御代、金銀改役御用被仰付、本町壹丁目北側表間口拾間壹寸五分并之金吹町會所地之町屋敷拜領仕、御用相勤罷在。所、京都之罷在。兄利右衛門呼下し、俱々御用相勤度旨庄三郎願上、利右衛門儀御當地之罷下り、庄三郎と一同御用相勤罷在。庄三郎儀本町壹丁目・金吹町會所地之拜領屋鋪奉差上、右爲替地本兩替町之庄三郎之町屋鋪拜領被仰付、利右衛門義は京都住居之付、御當地之所持屋敷無御座之間、庄三郎奉差上之本町壹丁目北側表間口拾間餘并金吹町會所地之町屋鋪と兄利右衛門之被下置様奉願處、願之通被仰付拜領仕罷在。天和三亥年御用地之付、永富町壹丁目之拜領替被仰付、本町壹丁目拜領屋敷を賣買御停止無之以前、寶永二酉年御届之上、相對之る本町二丁目富山伊左衛門之相讓申。右之通御座。以上。

六月 文久二亥年

由緒書 後藤治兵衛

金座後藤家譜

○前
友光 有子孫

理右衛門尉、剃髮宗恩、永祿六年生于雜陽屬光次、因光次之意奉謁家康公、寛永十七年五月六日
關東首府時代

死、歳七十八、葬于洛之十念寺。

——日本貨幣史

府内備考
書
所
收
由
緒

當金座ハ、昔駿府ヨ立置レシ哉今も駿府上魚店に後藤庄三郎の屋敷といふ所、その内に金座を置しといふ。後年移されしなり。後藤庄三郎光次が由緒書ニ據ニ、文祿四年以前は板金砂金を以通用シ、銀も山出のまゝなる灰吹銀と稱せるを以行はれしを金銀通用ハ、國政ニ第一たる此御旨を蒙リ光次金銀座此司とありしといふ。光次乃子孫職を繼テ、御金改役たりし事ハ、其家此記ニ載たれば左ニ録セ。

由緒書

御金改役

後藤庄三郎

大膳大夫大江廣元弟
武藏守大江親廣少輔入道運阿後裔
美濃國加納城主領知八萬石
長井藤左衛門尉利氏曾孫
上意茂以氏茂改

初代 後藤少輔三郎

又 少三郎共認
庄三郎共認

但三様共同唱御座ハ。

右少輔三郎光次父長井彦四郎利徳義、祖父藤左衛門尉利氏美濃ニ有實名利字をを用い。事親王家御一家之由申傳い。父長井彦右衛門尉利治加納城ニ有戰死仕ハ後、彦四郎義京都ニ沈淪仕罷在ハ處、先祖之由緒達ニ上聞御目見被仰付、其上忤少輔三郎光次、文祿二年被召出御奉公仕ハ處、權現様御懇之上意被成下、御側御用被仰付御陣中及御供

仕、諸事取計御計策之義等ニ相携ハ。尤御合戰之節勇氣相見ハ義、御前御物語等申傳ハ筋及御座ハ。且平日御政務御仕置之筋御旨承之ハ付日々登城呢近仕ハ。

但光次義、文祿二年初被召出ハ節、先祖之由緒御捨難被遊段御直被仰出、御側面々及爲御聞被遊ハ難有御誼旨申傳ハ。

一光次義、御側御用向を始諸御用兼相勤ハ内、於長崎唐船出入之事惣ハ長崎御用取計異國ハ書翰贈答之義及上意を以取計仕ハ。慶長五年關ヶ原御合戰以後、天下御一統之最初被仰出ハ御制札京都ハ被差遣諸人拜見仕ハ安堵仕難有奉存ハよし、其節及右御用相懸御制札京都ハ持參仕ハ義等も相勤申ハ。

一慶長二十年四月晦日御陣淺野但馬守無比類働カシ御感狀被下ハ付、松平右衛門大夫・秋元但馬守・後藤庄三郎連判之狀淺野但馬守被差送ハ惣ハ右體之御用向を及相勤申ハ。

一大坂城中風聞等之義、所司代板倉伊賀守殿ハ言上之義、松原右衛門大夫・後藤庄三郎連之宛所ニ有伊賀守殿ハ被差越ハ書狀今以相殘所持仕ハ。

一京都大佛鏡銘之義ニ付板倉伊賀守殿書狀是又相殘所持仕ハ。

一京大坂肴座木綿座之者共御仕置伺之義ニ付、板倉伊賀守殿片桐市正連名之書狀是又所持仕ハ。

但本文書狀之外向々書狀數通本書并寫等所持仕ハ。大坂御和談取扱中之書狀及御座ハ處、先年御老中酒井讃岐守殿御宅類燒之節本書燒失仕ハ。尤右書狀類之文面ニ有庄三郎光次其節之勤筋及粗相見申ハ。

一大坂御陣一旦御和談之義上意を以取扱仕。其節城中に人質請取ニ罷越仕處、大野修理義幼稚之子差出仕付、以之外修理を叱ゆる織田有樂長子武藏守、修理長子信濃守兩人を請取罷歸仕付、奉預御感仕。且又翌年夏御陣大阪方及落城仕、猶御秘計を被廻御筋上意之通取計申。一文祿四未年以前も板金或も砂金等浅相對を以通用仕、銀も山出銀之儘灰吹銀も申通用仕所、金銀通用之義も國政第一之事ニ被爲思召仕間宜相計申付仕様上意ニ付金座銀座支配仕猶奉伺御旨御直之御差圖を以萬事申渡仕。○下

府内備考 卷之四

後藤氏由緒書

由緒書

後藤庄三郎

一、本姓は長井にて御座仕處、權現様以來後藤と相名乗申。右長井本姓、左之通御座仕。
 一、長井藤左衛門尉利治、代々濃州加納城に居住仕、領地八萬石にて罷有仕處、家來依反逆敗亡仕、氏族等右爲家來没落仕事。
 一、長井彦右衛門尉利氏
 右父藤左衛門尉没落之砌、戦死仕。
 一、長井彦四郎利徳 但後ニ改藤左衛門尉
 右彦右衛門尉利氏嫡子にて、祖父父共に没落以後、京都に浪人にて罷有仕處、忰少輔三郎光次於聚落被召出仕。以後權現様にも御目見仕、慶長七年於京都病死仕。

家傳史料
所收由緒書

金銀改役

一、長井少輔三郎光次
 右者彦四郎利徳忰にて御座仕、京都に浪人にて罷有仕處、先祖之由緒等達上聞、文祿二年○癸巳(紀元二二五三年)京都於聚落、權現様○徳川家康に御目見仕、御側御用被爲仰付、軍中諸事取計等仕、甚御意に入相勤罷有。以後蒙上意仕、後藤と相改仕事に御座仕。當時後藤と相名乗仕もの共とは、家筋別段の儀に御座仕事。
 一、元祖
 京都に罷在仕處、文祿二巳年於聚落、權現様初て御目見仕、關東御發向之砌、御供被爲仰付、殊御仕置之儀御下知承之仕付、日々登城仕、御側近御用相勤申事。
 一、文祿四未年○紀元二二五五年迄小判出來不仕以前は、板金或も砂金を其代物に應し、相對を以通用仕。銀も山出銀の儘、灰吹銀と申通用仕。然處金銀は御政務第一の事に被爲思召旨、宜相計仕様にと御直に金銀改役被爲仰付、初て小判出來仕。銀も又同事にて御座仕。依之銀座も支配仕、萬事相計申事。
 一、庄三郎儀、本姓は長井にて御座仕處、後藤と名乗仕様奉蒙上意相改仕事。
 一、庄三郎儀、日々登城仕、御奉公相勤、諸事取扱仕故、官祿可被下置段奉蒙上意仕處、辭し奉申上仕に付、馬飼料として江州小比江村におゐて五拾壹石六斗の御朱印頂戴、于今所持罷在仕事。
 一、慶長五年濃州關ヶ原御合戦の後、天下御一統之節、最初被爲仰出仕御制札、庄三郎被爲仰付、京都に持參仕事。

關東首府時代

四一九

一、大阪御陣中御扱の儀、庄三郎に被爲仰付取扱申す。其節の書狀十三通所持仕罷在り處、先年酒井讃岐守殿一覽被成度由被仰付に付遣申す處、讃岐守殿方にて焼失仕り。先年御尋の節も、十三通の寫計差上申す。右十三通の寫于今所持仕罷在り。且又御扱の儀に付、城中に罷越、人質取可參旨、庄三郎に被爲仰付則城中に罷越、織田有樂子息武藏守、大野修理子息信濃守、右兩人取來りゆ故、甚奉預御感事。

一、慶長二十年四月晦日、御陣之節、淺野但馬守殿無比類働にて、御感狀被下ゆに付、松平右衛門佐殿、秋元但馬守殿、并庄三郎承之、右三人連判狀但馬守殿遣事。

一、御前に庄三郎被爲召、大坂城中金銀改可申旨、安藤對馬守殿庄三郎兩人に被爲仰付、六月二日大坂より金貳萬八千六拾枚、銀貳萬四千枚、庄三郎京都に持參仕事。

一、長崎表唐人商船出入之事、并長崎御用於江戸表諸事相計、異國の書翰等庄三郎に被爲仰付、取やり仕事。

一、權現様に從台徳院様御肴御上被爲遊ゆ節、權現様少御機嫌惡鋪儀御座ゆ處、庄三郎御挨拶申上、御機嫌御直被爲遊ゆに付、從台徳院様、爲御褒美、定家小倉色紙御掛物御手自奉拜領、于今所持仕罷在り事。

一、台徳院様弘法草の手跡御尋被爲遊ゆ節、御近習衆庄三郎方に可有御座との御挨拶被申上、則庄三郎を被爲召、右手跡之儀御尋被爲遊ゆに付、所持仕ゆ段申上ゆ處、御前に弘法之眞の手跡は有之ゆ得共、草の手跡無之に付、差上ゆ様にと被爲仰付、則差上申ゆ處、甚奉預御感ゆ。右の代り其方手

前に無之物可被爲下との奉蒙上意、古筆之御手鑑拜領仕事。

一、庄三郎妻儀、青山善五郎先祖娘、權現様奉蒙上意にて妻に仕り。然上大橋之局と申御方を妾に可仕旨にて被下置ゆて男子出生仕、成長の後二代目庄三郎廣世と申す。慶長二十一年故酒井雅樂頭忠世殿御方にて元服、弘世と申名乗字被下、依之廣世と申す事。

一、庄三郎家來、高野宗右衛門、河邊仁左衛門兩人は、御目見にも申上ゆ者共に御座ゆ。其子孫于今相勤罷在り、駿府にて御用被爲仰付ゆ節は、御用に相掛りゆ者共、爲御扶持方百二十人扶持被下置ゆ事。

一、權現様御側近、先祖庄三郎儀相勤ゆに付、駿府にて庄三郎屋鋪の度々被爲成ゆ。尤駿府屋敷に御成御門有之ゆ處、地震にて破損仕、只今たゞみ置申す。此間脱字アラシ。御成之節は、石之手水鉢も于今駿府屋敷に所持仕ゆ。只今江戸之居屋敷も御直の御見立にて、被爲遊上覽拜領仕事。

一、二代目

後藤庄三郎

元和元年卯十一月、始て權現様に御目見仕、寛永二年巳九月父家督被爲仰付、金銀改役相勤、此節迄長崎御用取計仕、并銀座支配仕事。

一、大猷院様珍敷御水指御尋被爲遊ゆ節、佐久間將監殿、庄三郎所持可仕との御挨拶御座ゆに付、庄三郎を被爲召、水指の儀御尋ゆに付、利休くいちかひの水指所持仕ゆ段申上ゆ得者、差上ゆ様にと被爲仰付、則差上申ゆ處、珍敷御道具差上ゆとの御直の上意にて、奉預御感事。

一、父庄三郎病死仕ゆ後、乍恐爲遺物正宗の御刀献上仕事。

一、台徳院様より志津の御刀拜領仕、其外吳服并黄金度々頂戴仕事。
一、台徳院様御不例之節、土佐筆の屏風御慰に差上り處、御寢所迄被爲召、御直の上意にて、甚被遊御感、御紋御羽織吳服拜領仕事。

一、三代目

後藤庄三郎

大猷院様御代、寛永十八年父家督被爲仰付旨、於御黒書院、酒井讃岐守殿、松平伊豆守殿被仰渡、金銀改役被爲仰付事。

一、明暦元年未七月、阿部豊後守殿、松平伊豆守殿被仰付、駿府御城中に有之金銀改之に付、御家來并銀座人平野平左衛門等召連、道中往來御傳馬御證文にて罷越御用相勤い。此節も御扶持方被下置、并白銀御時服御紋御羽織等頂戴仕事。

一、四代目

後藤庄三郎

嚴有院様御代、延寶五年巳九月父家督被爲仰付旨、於御黒書院御老中御列座にて被仰渡、金銀改役相勤、此節迄は帶刀仕道具被爲持、銀座之者共支配仕、御用方相勤來り處、天和三亥二月帶刀停止被仰出い旨、杉浦内藏允殿被仰渡いは、木原内匠、鈴木修理も帶刀相止に付、其方も右の通被仰付い。其方相止に付、右兩人も停止被仰付い段、大久保加賀守殿被仰渡い旨被仰いて帶刀相止り處、右兩人は其後願相立、私義は其砌不幸相續願後れり相成、漸々に格式衰微仕罷有い事。

一、五代目

後藤庄兵衛

常憲院様御代、父庄三郎奉願養子に罷成り處、父庄三郎寶永二酉年七月病死仕、同八月打續病死仕い。

一、六代目

後藤庄三郎

常憲院様御代、寶永二酉年急養子罷成、同年十月家督被下置、御金改役相勤、同十一月朔日金子貳拾兩奉獻上、始て於御納戸構、御奏者松平彈正忠殿御披露にて御目見仕い。

一、元文元辰年文字金御吹替御用被仰付い以後、元文四未年四月八日御用相勤い爲御褒美、御祐筆部屋御縁頼にて、松平左近將監殿、本多伊豫守殿御列座にて御褒美之上意、左近將監殿被仰渡、御時服頂戴仕事。

一、七代目

後藤庄三郎

有徳院様御代、寛保二戌年三月父家督、於燒火之間、西尾隱岐守殿、板倉佐渡守殿被仰渡、同五月朔日金子貳拾兩奉獻上、大納言様は金子拾兩奉獻上、御納戸構にて戸田右近將監殿御披露にて、初て御目見仕い。寛延四未閏六月病死仕い。

高五拾壹石六斗

本國美濃
生國武藏

後藤庄三郎

當亥三十一歳

私儀當御代寛延四年九月、父家督於燒火之間、板倉佐渡守殿、小出信濃守殿、松平宮内少輔殿被仰渡、同十月朔日金子貳拾兩奉獻上、大納言様は金子拾兩奉獻上、御納戸構にて、朽木土佐守殿御披露にて御目見仕い。

一、江戸、京、佐州三ヶ所、當時相勤い役人四拾九人。

右之者共、古來より私に相隨い、御用方取扱仕相勤罷在い。

一、江戸、京、佐州三ヶ所當時相勤い銀座人、并吹所之者九拾四人。

銀座人
并吹方

關東首府時代

四二三

右金座人、并吹所之者共の儀、古來より私支配仕、御用方爲相勤申。

一、御法事之節相勤の儀、台徳院様御他界の節、二代目庄三郎落髮仕、増上寺に御供仕。大猷院様御他界の節、右の例故三代目庄三郎落髮仕申。上野に參詣仕、日光にも參詣仕。依之四代目庄三郎儀も、嚴有院様御他界の節落髮仕、上野御法事の節參詣可仕旨奉願の處、大久保右京亮殿、板倉市正殿被仰渡は、願の趣御老中へ申上は處、此度の儀御詮議の上にて、諸向落髮願の儀、御留被成の間、落髮の儀致無用、御法事中長髮にて參詣可仕由被仰渡。依之御香奠白銀一枚奉獻參詣仕。代々右の格にて、今以御法事の節、御香奠白銀一枚奉獻、拜禮仕御儀に御座。右の外、先祖庄三郎儀、權現様、台徳院様御自筆の御書度々頂戴仕、并兩御代の日記書物等數多有之の處、先年類焼仕。其節相殘由緒書面の通御座。以上。

寶曆五年亥十月

後藤庄三郎

家傳史料

後藤氏由緒書(異本)

本姓長井氏 後藤庄三郎光次

權現様以來後藤と相名乗申。右長井氏本姓左の通。

一、大江大膳大夫廣元の弟、長井武藏守親廣より十二代の孫、長井藤左衛門尉利治、代々濃州加納城に居住仕、領地八萬石にて屬于土岐家罷有は處、家來依反逆敗亡仕、氏族等右爲家臣齋藤道三利政没落仕事。

一、二代目 長井彦右衛門尉利氏

○以下前文と同じきを以て省略す。

私に傳記云。

庄三郎先祖以來の家來如左。

家老分に 五人、用人分に 十二人、其外手代 數十人有之由。京都にて右に同じ。

壹石橋拜領屋敷坪數三千坪餘有之由。

家傳史料

金座由緒書

後藤庄三郎

覺

一、文祿二年、於京都始る先祖庄三郎儀、權現様の御目見仕、金銀改役被爲仰付、江州に知行五拾石被下置、台徳院様御朱印頂戴仕、所持仕罷在事。

一、慶長五年濃州關ヶ原御合戰之後、天下御一統之節、最初被爲仰出御制札、庄三郎に被爲仰付、京都に持參仕事。

一、大坂御陣中御扱ひ之儀、庄三郎へ被爲仰付取扱仕。其節之書狀拾三通所持仕罷在は處、先年酒井讃岐守殿御一覽被成度由、被仰に付差進は處、讃岐守殿方に焼失仕。先年御尋之節も拾三通計寫差上申。右拾三通の寫只今に所持仕罷在。且又御扱ひ之儀に付、城中に人質をとり可歸之旨、庄

關東首府時代

四二五

庄三郎

拜領屋

金座由緒書

三郎に被爲仰付、則城中に罷趣、織田有樂子息武藏守、大野修理亮子息信濃守、右兩人取來いに付、甚御感被爲遊い事。

一、慶長二十年四月晦日之御陣之節、淺野但馬守殿無比類働に多、御感被下いに付、松平右衛門佐殿、秋元但馬守殿、先祖庄三郎承之、右三人連判之狀、淺野但馬守殿に遣い事。

一、御前の庄三郎被爲召、大坂城中之金銀相改可申之旨、安藤對馬守殿、庄三郎兩人に被爲仰付、六月二日大坂より金貳萬八千六拾枚、銀貳萬四千枚、庄三郎京都に持參仕い事。

一、長崎表唐人商船出入之事、并長崎御用二代目庄三郎代迄相勤、於江戸諸事相計ひ仕い事。

一、異國に之書翰庄三郎に被爲仰付取遣り仕い事。

權現様は從台德院様御香被爲進い節、權現様少々御機嫌惡敷儀御座いに付、庄三郎御挨拶奉申上いに付、御機嫌御直り被遊い。爲御褒美、定家小倉之色紙掛物、台德院様御手つゝら被下置拜領仕い。

從台德院様二代目庄三郎には志津之御刀被下置い事。

台德院様弘法之草之手跡御尋被爲遊い節、御近習衆、庄三郎方に可有御座との御挨拶被申上、則庄三郎被爲召、右手跡之儀御尋被爲遊いに付、所持仕い段申上い處、御前に弘法之眞之手跡は有之い得共、草之手跡無之いに付、草之手跡差上い處、甚御感被爲成い事、右之代りに其方手跡に無之もの可被爲下置との上意にて、古筆之御手嚙拜領仕い事。

一、先祖庄三郎爲遺物正宗之御刀獻上仕い事。台德院様御不例之節、二代目庄三郎土佐筆之御屏風御慰に差上い處、御寢所迄被爲召、御直之上意に甚御感被遊、御紋御羽織吳服拜領仕い事。

大猷院様珍敷御水指御尋被爲遊い節、佐久間將監殿庄三郎所持可仕との御挨拶被申上、二代目庄三郎被爲召、水指之義御尋に付、利久くひちかひ之水指所持仕い段申上い得者、差上い様被爲仰付則差上い處、珍敷御道具差上いとの御直之上意に付、御感に預りたてまつりい事。

權現様御側近く先祖庄三郎相勤いに付、駿府庄三郎屋敷に度々被爲成い。十二年以前迄駿府屋敷に御成御門有之い處、地震に破損仕い故、只今はたみ置申い。御成之節右之手水鉢も、只今駿府屋敷所持仕い。只今江戸居屋敷も御直に御見立に多、錢龜橋より御覽被遊い。拜領仕い事。

一、御側近先祖庄三郎儀相勤、貳代目庄三郎迄度々吳服黄金拜領仕、曾祖父庄三郎儀、御紋御羽織拜領仕い。祖父庄三郎儀、拾七年以前寅年拾二月廿八日吳服拜領仕い事。

一、先祖庄三郎より貳代目庄三郎迄、銀座年寄とも支配仕、萬事取計申い事。

權現様台德院様御直筆之御書度々頂戴仕、并兩御代々日記書物等數多御座い處、五十年以前酉年類焼仕い。以上。

享保十一年午十一月
御 勘 定 所
右後藤庄三郎由緒御尋に付、書付取之差上申い。以上。

金座後藤庄三郎由緒書

諸由緒 ○史籍雜纂
中取收

本姓長井氏也 後藤庄三郎光次

權現様○徳川家康以來後藤と改相名乗申い。本姓長井氏ニ、左之通ニ御座い。

大膳大夫大江廣元弟長井武藏守親廣ト十二代孫

初代

長井藤左衛門尉利治

迄代々濃州加納城ニ居住仕、領地八萬石ニテ、屬土岐家罷在い所、家來依反逆敗亡仕、氏族等、爲家臣齋藤道三利政没落仕い。

二代目

長井彦右衛門尉利氏

右父藤衛門尉利治没落之砌、戰死仕い。

三代目

長井彦四郎利徳

後改藤左衛門尉

右父彦右衛門尉利氏嫡子ニ、祖父父共ニ没落以後京都ニ浪人ニ罷在い處、悴少輔三郎光次於聚洛被召出い以後、權現様ト御目見仕、慶長七年於京都病死仕い。

四代目 元祖

初長井少輔三郎ト云 後藤庄三郎光次

右父彦四郎利徳悴ニテ御座い。京都ニ浪人ニ罷在い所、先祖之由緒等達上聞、文祿二年於京都聚洛權現様ト初ニ御目見仕、御側御用被爲い仰付、軍中諸軍取計等仕甚御意ニ入相勤罷在い。以後蒙上意い而後藤と相改メい支ニ御座い。當時後藤と相名乗い者共とは家筋別段之義に御座い事。右初ニ御目見仕關東御發向之砌御供被爲い仰付殊ニ御仕置之儀御下知承い之い付。日々登城仕御側近く御用相勤い支。

一、文祿四年迄小判出來不仕以前ハ板金或ハ砂金を其代物ニ應し相對を以通用仕い。銀も山出銀之儘灰吹銀と申通用仕い。然ル處金銀ハ御政務之第一之支ニ被爲い思召旨宜敷相計い様ト御直ニ金銀改役

被爲い仰付、初テ小判出來仕い。銀も又同支ニ御座い。依之銀座も支配仕ニ萬支相計い事。

一、庄三郎義日々登城仕、御老中様方之御列座ニ諸支取扱仕い故、官錄可奉願之段奉蒙上意い所、辭し奉申上い付、馬飼料として江州小比江村ニおゐて五十一石六斗之御朱印頂戴仕、今ニ處持仕い支。

一、慶長五年濃州關ヶ原御合戰之後天下御一統之節、軍初被爲い仰出い御制札庄三郎ト被爲い仰付、京都ト持參仕い支。

一、大阪御陣中御扱之義、庄三郎ト被い仰付取扱申い。其節之書狀十三通所持仕い處、先年酒井讚岐守殿一覽被成度由被仰い付遣申い所、讚岐守殿方ニテ燒失仕い故、先年御尋之節も十三通之寫計差上申い。右十三通之寫于今處持仕い。且又御扱之義ニ付城中ト罷越、人質取可參旨庄三郎ト被爲い仰付、則城中ト罷越織田有樂子息武藏守、大野修理子息信濃守右兩人取來い故甚々奉預御感い支。

一、慶長廿卯年四月晦日御陣之節淺野但馬守殿無比類働ニテ御感狀被下い付、松平右衛門佐殿秋元但馬守殿并庄三郎承之、右三人連判狀但馬守殿ト被遣い事。

一、御前ト庄三郎被爲い召、大阪城中金銀改可申旨安藤對馬守殿庄三郎兩人ト被爲い仰付、六月二日大阪より金二萬八千六十枚一本作兩、銀二萬四千枚庄三郎京都ト持參仕い事。

一、長崎表唐人商船出入之支并長崎御用於江戶表諸支相計、異國ト之書翰等庄三郎ト被爲い仰付取扱仕い支。

一、權現様ト從い台徳院様御看御上ケ被爲い遊い節、權現様少し御機嫌惡敷御座い所、庄三郎御挨拶申上御機嫌御直り被爲い遊い付、從い台徳院様爲御褒美定家小倉山色帟御掛物御手自奉拜領今ニ處持仕い罷

在い支。

一、台徳院様弘法草之手跡御尋被爲遊い節、御近習衆庄三郎方ニ可有御座と申上いニ付、則庄三郎を被爲召、右手跡之義御尋被爲遊いニ付處持仕い段申上い所、御前ニ弘法眞之手跡ハ有之い得共、草之手跡無之ニ付差上い様ニ被爲仰付、則指上申い所甚奉預御感い。右之代ニ其方手前ニ無之者可被爲下と奉蒙上意古筆之手鑑拜領仕い事。

一、庄三郎妻義、當時御進物番青山善十郎娘ニ御座い。權現様奉蒙上意いテ妻ニ仕い。然ル上大橋局も申ス方を妾ニ可仕旨ニテ被下置い多男子出生仕、成長之後二代目庄三郎廣世と申い。慶長廿一年古酒井雅樂頭殿御方ニテ元服仕、世と申ス一字被下いテ廣世と申い事。

一、庄三郎家來名代役高野宗左衛門、河邊仁左衛門兩人之者ハ度々御目見も仕い者共ニ御座い。其子孫も今ニ相勤罷在い。駿府ニテ御用被爲仰付い節ハ御用ニ掛申い者共ニ爲御扶持方百二十人扶持被下置い支。

一、權現様御側近ク相勤いニ付、駿府ニテ庄三郎拜領屋鋪に度々被爲成い。御成御門も有之い所、地震ニ多破損仕い故唯今ぬミ置處持仕い。御成之節之石之手水鉢も于今駿府屋鋪ニ所持仕い。唯今江戸居屋敷にも度々被爲成い。此居屋敷も御直之御見立ニテ錢龜橋多被爲遊上覽いテ拜領仕い支。

五代目 二代

後藤庄三郎廣世

元和元年卯十一月初る權現様御目見仕、寛永二年丑九月父家督被爲仰付、金銀改役相勤い。此節迄銀座も支配仕、長崎御用取計も仕い異國に之書翰御用被爲仰付相勤申い支。

一、大猷院様珍敷御水指御尋被爲遊い節、佐久間將監殿庄三郎處持可仕と御挨拶御座いニ付、庄三郎を被爲召水指之義御尋ニ付休くゝちグひ之水指處持仕い段申上候得ハ、差上い様ニ被爲仰付、則指上申い所、珍敷御道具差上いとの御直之上意ニテ奉預御感い支。

一、父庄三郎病死仕い後、乍恐爲遺物正宗之御刀献上仕い支。

一、台徳院様より志津之御刀拜領仕、其外吳服并ニ黄金度々頂戴仕い支。

一、台徳院様御不例之節土佐筆之屏風御慰ニ差上申い所、御寢所迄被爲召御直之上意ニ多甚御感被遊い上、御紋付御羽折吳服拜領仕い支。

一、御法事之節相勤い儀、台徳院様御他界之節二代目庄三郎落髮仕、増上寺に御供仕候。

大猷院様御他界之節、右之例故三代目庄三郎落髮仕、上野に拜禮仕日光にも拜禮仕い。依之四代目庄三郎儀、

嚴有院様御他界之節落髮仕、上野御法事之節拜禮御供等之儀奉願い處、大久保右京亮板倉市正殿被仰渡いハ願之趣御老中に被仰上い處、此度落髮願之義御留メ被成い間、落髮之義ハ致無用御法事中長髮ニテ可罷在旨被仰渡い。依之御香奠白銀壹枚奉獻拜禮仕い。代々右之格ニテ今以御法支之節ハ御香奠白銀壹枚奉獻拜禮仕い義ニ御座い事。

六代目 三代

後藤庄三郎

大猷院様御代、寛永十八年父家督被爲仰付い旨酒井雅樂頭殿、松平伊豆守殿被仰渡之金銀改役相勤御紋付之御羽織頂戴之仕い。

七代目 四代

後藤庄三郎

常憲院様御代、延寶五年巳九月父家督被仰付、於御城御老中御列座ニテ金銀改役被仰渡い。是迄道具を爲持帶刀仕御用相勤申い。

權現様台徳院様御自筆御書度々頂戴仕、并兩御代之日記書き物等數多有之い所、先年類焼仕い。右之通ニ御座い。以上。

卯七月

後藤庄三郎

御用達町人由緒

後藤庄三郎今御金改役支配金座

五十一石六斗

高祖庄三郎考、大神君○徳川家康近習を相勤し由、鈞命ニ仍る金座を被仰付小判歩判を製、駿州ニ有之、金座を仕、光次判と定メ京・江戸・佐渡ニテ金茂吹、又諸國ニも吹、其吟味を駿河ニ遣し、庄三郎判を押、代々通用也。大法拾貳兩替と定らる。慶長判者拾貳兩替ハ宜し、駿河判者位悪し、仍る後藤判とせ也。

本兩替町。

在土圖説附録卷四、町人家譜之部拔萃

光次二百回忌

光次二百回忌 今茲七月廿三日、○文政七年後藤庄三郎光次の二百回忌に當れるに、その家、過し比罪科を被むりて絶えたりしが、その墓じるしは淺草誓願寺の中にあり、當往齋阿師の厚き志ありて、二百回忌

の法要取り行はん由、公けへも伺ひたりしに、障りもなく、二夜三日の讀經、放生會、施餓鬼等あり。且光次の法名を印行し、浴く世の人にもしらしめ、予にも賜られ且は招かれければ、廿二日は八ツ時の讀經に參りぬ。誓願寺齋阿師の手向に詠れし歌二首、


百とせの秋をかさねてとふ場の光りいやすけふにぞ有ける。


神の御代いかにつかへしいさをしぞ朽す寶に名を照しける。

屋代輪池翁の同じころをよめる歌、

ます鏡いそぢの前にくらへみよ二百とせの秋のひかりを。

扱その墓所を拜するに、いと嚴かにこそありけれ、正面に二つならべたるは、光次の夫婦なり。光次法

名、實照院殿淨譽誓信光大禪定門之塔、此の如き形なり。

妻女の法名青陽院殿華林貞信、此の如き状なり。又この度の年回につきて、後藤三右衛

門の手代より。石燈一基奉納せりその臺石に連名廿九人彫りてあり。

海録

大判座後藤

三、大判座後藤

詳シクハ大判座・分銅座後藤ト云ヒ、○座ノ稱ハ後年ノ文書ニ使

又目貫後藤トモ呼バレ金座後

藤ノ師家タリシ後藤四郎兵衛光次○徳川ノ關係文書・家系由緒書等ヲ掲ゲテ、金座後藤トノ關係ヲ彼此對校

ノ便ニ供スル事下ノ如シ。猶金座關係資料ハ金座最後ノ御金改役後藤吉五郎ノ嗣子ニシテ日本橋區馬喰町

ニ醫業ヲ營メル後藤龜市氏方ニ多數保存セラレタルガ、大正十二年ノ大震災災ニ遭ヒ、文書・圖版・古器

物悉ク焼失シ、嘗テ市街篇編輯ノ際ニ利用シ得タル資料スラ、今ヤ是ヲ見ル能ハザルニ至ル。只不幸中ノ

幸トモ云フベキハ塚本豊次郎氏方其著「日本貨幣史」編纂ノ際龜市氏所藏文書類ヲ借覽シテ、其ノ主要部

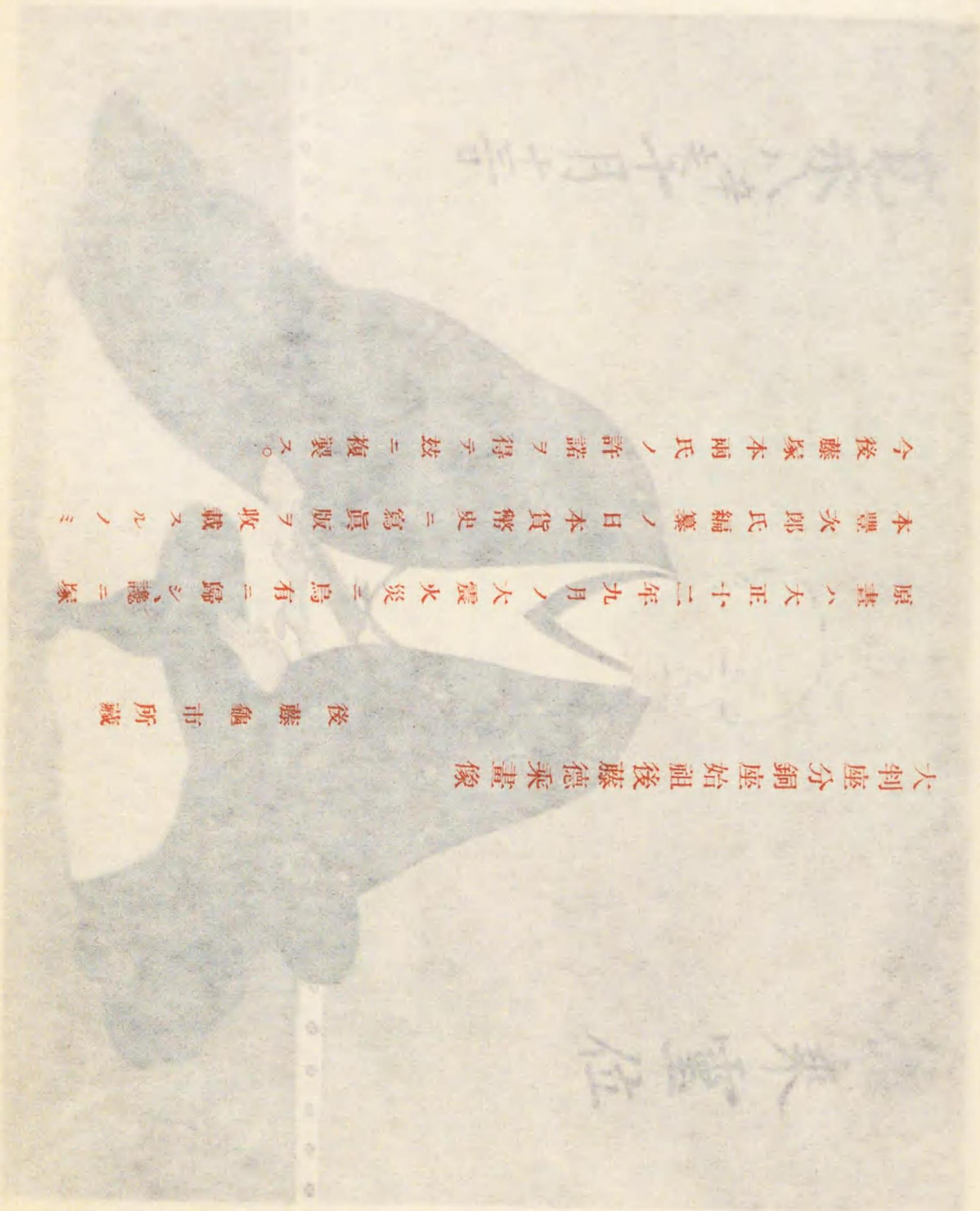
關東首府時代

四三三

分ヲ同書中ニ收載セシ事ニシテ、本史稿市街篇ニ採録セラレタル後藤龜市氏及び大判座十七代典乘氏ノ長男後藤常市氏所藏ニ係ル資料ノ部分ト共ニ、今ヤ金座關係文書中ノ稀存資料タルニ至レリ。

後藤德乘家ニ關スル文書中、左ニ掲グル文祿四年（乙未紀元二二五五年）四月廿五日ノ駒井日記ニ後藤德乘判金ニ關シ和泉國堺方ノ者貳拾名豐太閣へ訴訟ノ記事アリ。尋イデ同年（文祿四年）五月五日附後藤常市氏所藏文書ニハ、今回金吹ノ儀改メテ廿七人ニ仰付ラルトアリ。其ノ員數ニ出入アレドモ恐ラクハ同一事實ノ經過ヲ現ハセルモノナルベク、件ノ鑄金家廿七名ハ後藤ノ下ニ屬シテ金幣ヲ鑄造シ、後藤コレニ判ヲ印刻シテ始メテ貨幣トシテ流通力ヲ發生セシモノナルベク、後藤自ラモ鑄造ニ從事セシハ勿論ナルベシ。而シテ上記廿七名以外ニハ、商人ハ勿論、代官其他諸家ノ奉公人ト雖モ直接金子ヲ呈示シテ後藤ノ判ヲ求ムル事ヲ禁ジタリ。之按ニ上記鑄造家廿七名ハ從來金子ノ自由鑄造ニ從事シタルモノナルニ、此時金幣ガ後藤判ノミニ制限セラル、ヤ、其家業ヲ奪ハル、ヲ以テ、從來ノ由緒ヲ述べ、其ノ權利ノ保護ヲ要求シテ豐臣太閣秀吉ニ訴訟ス。其結果トシテ金幣ニ後藤ノ判ヲ受クルニハ必ず是等廿七名ノ鑄造家ノ手ヲ經由スル事ヲ必要トスルノ特權ヲ設定セラレ、依リテ以テ自餘ノ鑄造ヲ制限シ、全ク之ヲ禁止セザル迄モ、彼等以外ノ鑄造金幣ハスベテ一旦是等廿七名ノ手ヲ經テ始メテ後藤ノ判ヲ得ベク、然ラザレバ公定貨幣タルヲ得ザルニ至ル。是レ明カニ豐臣氏ノ下ニ於ケル金貨統一策ノ顯現ト云フベシ。同年江戸ニ於テモ亦徳川氏ニ據リ後藤庄三郎光次ノ擧用アリ、徳川氏ノ金幣統一策ガ、江戸ヲ中心トシテ着手セラレツ、アリシ事ハ別項已ニ記ス所ノ如シ。

而シテ此時（文祿四年五月）定メラレタル判賃ハ金子一枚ニ付銀一文目宛ニシテ、後藤德乘ニハ判錢トシテ年ニ銀



大判座分銅座始祖後藤德乘畫像
 後藤龜市所藏
 原書ハ大正十二年九月ノ大震火災ニ由リニ失
 本票次郎氏編纂ノ日本貨幣史ニ寫眞版ヲ收載スルノ
 今後藤家本兩氏ノ許諾ヲ得テ玆ニ複製ス。

分ヲ同書中ニ收載セシ事ニシテ、本史稿市街篇ニ採録セラレタル後藤龜市氏及ビ大判座十七代典乘氏ノ長男後藤常市氏所藏ニ係ル資料ノ部分ト共ニ、今ヤ金座關係文書中ノ稀存資料タルニ至レリ。

後藤德乘家ニ關スル文書中、左ニ掲グル文祿四年○乙未(紀元二二五五年)四月廿五日ノ駒井日記ニ後藤德乘判金ニ關シ和泉國堺方ノ者貳拾名豐太閣へ訴訟ノ記事アリ。尋イデ同年○文祿四年五月五日附後藤常市氏所藏文書ニハ、今回金吹ノ儀改メテ廿七人ニ仰付ラルトアリ。其ノ員數ニ出入アレドモ恐ラクハ同一事實ノ經過ヲ現ハセルモノナルベク、件ノ鑄金家廿七名ハ後藤ノ下ニ屬シテ金幣ヲ鑄造シ、後藤コレニ判ヲ印刻シテ始メテ貨幣トシテ流通力ヲ發生セシモノナルベク、後藤自ラモ鑄造ニ從事セシハ勿論ナルベシ。而シテ上記廿七名以外ニハ、商人ハ勿論、代官其他諸家ノ奉公人ト雖モ直接金子ヲ呈示シテ後藤ノ判ヲ求ムル事ヲ禁ジタリ。之按ニ上記鑄造家廿七名ハ從來金子ノ自由鑄造ニ從事シタルモノナルニ、此時金幣ガ後藤判ノミニ制限セラル、ヤ、其家業ヲ奪ハル、ヲ以テ、從來ノ由緒ヲ述べ、其ノ權利ノ保護ヲ要求シテ豐臣太閣秀吉ニ訴訟ス。其結果トシテ金幣ニ後藤ノ判ヲ受クルニハ必ず是等廿七名ノ鑄造家ノ手ヲ經由スル事ヲ必要トスルノ特權ヲ設定セラレ、依リテ以テ自餘ノ鑄造ヲ制限シ、全ク之ヲ禁止セザル迄モ、彼等以外ノ鑄造金幣ハスベテ一旦是等廿七名ノ手ヲ經テ始メテ後藤ノ判ヲ得ベク、然ラザレバ公定貨幣タルヲ得ザルニ至ル。是レ明カニ豐臣氏ノ下ニ於ケル金貨統一策ノ顯現ト云フベシ。同年江戸ニ於テモ亦徳川氏ニ據リ後藤庄三郎光次ノ擧用アリ、徳川氏ノ金幣統一策ガ、江戸ヲ中心トシテ着手セラレツ、アリシ事ハ別項已ニ記ス所ノ如シ。

而シテ此時○文祿四年五月定メラレタル判賃ハ金子一枚ニ付銀一文目宛ニシテ、後藤德乘ニハ判錢トシテ年ニ銀

大判座分銅座始祖後藤德乘畫像

後藤龜市所藏

原書ハ大正十二年九月ノ大震火災ニ由リニ歸シ、議ニ塚
本豐次郎氏編纂ノ日本貨幣史ニ寫眞版ヲ收載スルノ
今後藤家本兩氏ノ許諾ヲ得テ茲ニ複製ス。

今新舊深本兩九ノ指當ノ研々註ニ謝覽ス。
 本堂大御久藤寮ノ日本貴澤中ニ遊覽期ノ拜禮スルノ事
 知事ハ大正十二年六月八日大藏大臣ニ呈請ニ續テ、御ニ奉

對 謝 書 中 御 覽

大伴連心隆連俊廣對藤原乘基謝



寛永、辛未十月十三日

德乘靈位



天正大判金(原寸)

面

平尾贊平所藏

天正十四年

後藤德乘判

重量四十四匁

性合

金八〇〇〇
銀二〇〇〇

(所藏日録ニ據ル)



天正大判金(原寸)

面

平尾贊平所藏

天正十四年

後藤德乘判

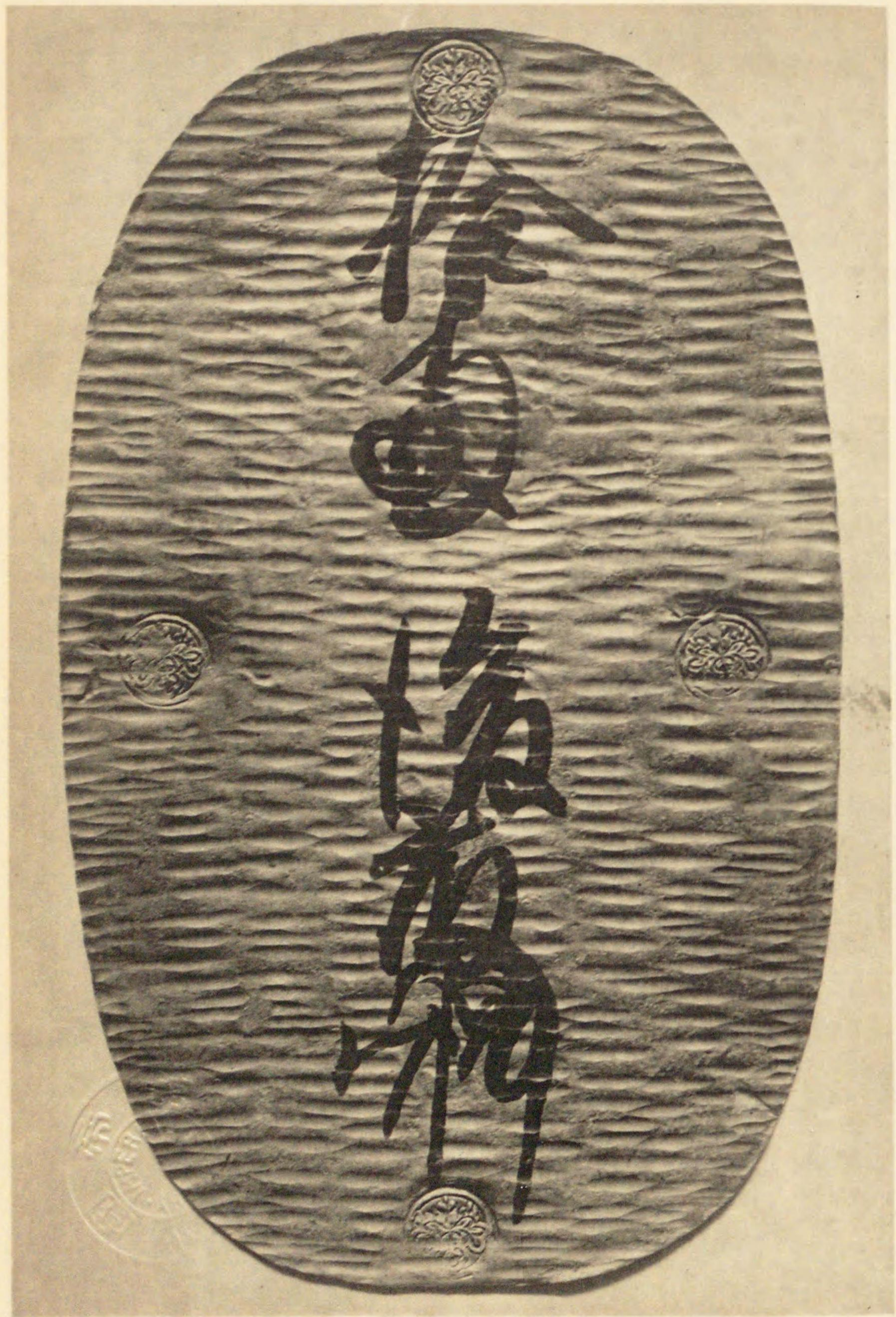
重量四十四匁

性合

金八〇〇、〇
銀二〇〇、〇

(所藏目録ニ據ル)





天運大平金(額七) 油

平其背平額五

天運十四年

對卷新券時

重量四十四克

對合

金八〇〇〇

(額五) 日幾二幾六



天正大判金(原寸) 背

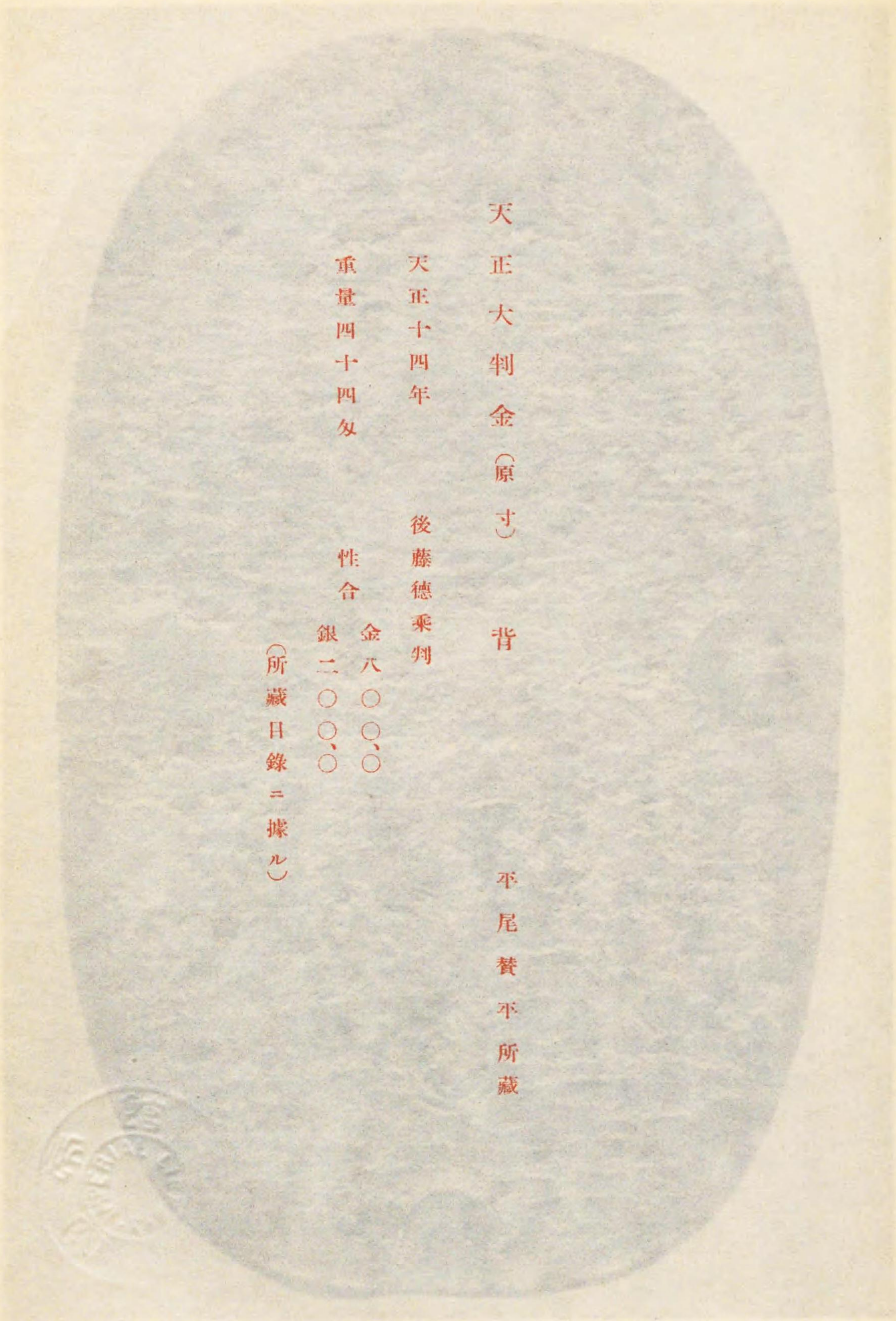
平尾賛平所藏

天正十四年 後藤德乘判

重量四十四匁

性合 金八〇〇、〇
銀二〇〇、〇

(所藏目録ニ據ル)



天正大判金(原寸)

背

平尾贊平所藏

天正十四年

後藤德乘判

重量四十四匁

性合

金八〇〇、〇
銀二〇〇、〇

(所藏目錄ニ據ル)





天正大陣金(備上)廿

平鼠背平酒藏

重四十四
天正十四年
金八〇〇〇

廿合

(酒藏日袋ニ封ル)





大判座・分銅座印章

後藤龜市所藏

本製原印ハ後藤龜市氏所藏ニ係リシガ大正十二年九月
ノ大震災災ニ島有ニ歸ス。今日本貨幣史所收寫真版ニヨ
リ後藤塚本兩氏ノ許諾ヲ得テ複製ス。





大判座・分銅座印章

後藤龜市所藏

木製原印ハ、後藤龜市氏所藏ニ係リシガ、大正十二年九月
ノ大震災災ニ鳥有ニ歸ス。今日本貨幣史所收寫眞版ニヨ
リ後藤塚本兩氏ノ許諾ヲ得テ複製ス。



五貫文目ノ扶持ヲ下賜ス。但シ右ノ内、五分一ノ銀一貫文目ハ後藤乘喜ニ判形ヲ爲サシメタル判賃トシテ下賜セシモノ、如シ。

文祿四年四月廿五日

一、後藤手前金判之事、堺方々之者貳拾人太閤様へ訴訟申、則後藤下ニ有、總金替、彼貳拾人儘に可仕旨相定由、關白次〇秀へ後藤申上。

定

——駒井日記

一、今度金子吹之儀被相改廿七人に被仰付事。名書別紙あり。

一、判賃金子一枚ニ銀子壹文目宛可取之、被相定廿七人外諸商人儀未及申御代官衆諸奉公人より雖申來、一切判形不可仕事。

一、判錢年中に銀子五貫文目被成御扶持。此内五分一後藤乘喜ニ判形被仰付。則判賃も五分一被成御扶持。此外にも判賃於在之者有様可申上事。

右條々相守彌金儀可入精事可爲肝要者也。

朱印

文祿四年五月五日

後藤 德 乘

——後藤常市所藏文書

更ニ慶長三年三月二日附文書ニ據レバ、判金ノ事後藤德乘ニ下命、金子判〇大一枚ニ一兩宛ノ判賃ヲ取り、一ヶ年ニ判金一萬枚ニ付金千枚ノ割合ニテ御公用運上ヲ命ジ、右千枚ニ付テ米五百石ヲ豊臣氏ヨリ下賜セ

關東首府時代

四三五

運上

ラル、ニ至リ、同時ニ金幣鑄造上從來ノ家屋敷ハ狭小ナリトシテ、德乘居町一圓ヲ其換地トシテ下賜セラレタリトモ見ルベキハ年次不明三月廿九日附文書ノ文言ナリトス。

今度金子吹之座致爲相敗判金之事汝ニ被仰付ハ條、金子壹枚ニ壹兩宛之判賃執之、年中ニ判金壹萬枚ニ付、金子千枚之算用ニ御公用可運上ハ。然モ右運上ハ千枚ニ付、米五百石可被下ハ也。

慶長三

三月二日



後藤 德 乘

後藤常市所藏文書

居町一圓下賜

今度金子之判再吹之事ニ惣^{○不明}後藤德乘被仰付ハ付テ、今までの家屋敷せそくハ不^{○不明}相成ハ間、德乘居ハ町一圓ニカヘ地遣可相立ハ。立判以下能^{○不明}可^{○不明}申付ハ。替屋敷之事も大カト口上ニ申ハ也。

三月廿九日

德善 玄

以 花押

右衛門尉 長

盛 花押

奥田伊豆守殿

葛西太兵衛殿

拔並助之丞殿

後藤常市所藏文書

尙、後藤常市氏所藏文書中、慶長四年三月二日附及ビ同五年三月八日附文書ニ據レバ、後藤德乘ガ豊臣氏

運上額

ニ出シタル慶長三年三月朔日ヨリ翌年三月マデ、及ビ慶長四年三月ヨリ翌年三月ニ至ル、兩年度ニ於ケル運上金ノ總額及ビ其内譯左ノ如シ。

慶長三年三月朔日ヨ次ノ三月迄

一、金子千貳百拾枚壹兩 後藤德乘運上分

此内

百五拾枚 御朱印

百枚 御黒印

百貳拾枚 年寄共墨付之分

八百貳拾枚 下算用者共請取之分

以上千百九拾壹兩

貳拾枚 德乘ニ御扶持分

但し米六百石分^{○一枚ニ三拾石}

右皆濟也。

慶長四年三月二日

大 藏 花押
右 衛 門 花押
彈 正 花押
德 善 花押

後藤 德 乘

金子運上分之事

一、金子千百八拾六枚貳兩

此内

一、千百六拾六枚貳兩

殘る貳拾枚者

右慶長五年三月八日

慶長四年三月
次三月まで分

度々進上置け分

德乘ニ御扶持分

但米六百石分

右慶長五年三月八日

長 束 大 藏 花押

増 田 右 衛 門 花押

德 善 院 花押

——後藤常市所藏文書

以上ノ如ク後藤德乘ハ、金幣鑄造及ビ極印ヲ爲シ、收ムル處ノ判錢ヨリ運上ヲ豊臣氏ニ納ムルヤ、是ニ對シ米又ハ金銀ニテ扶持ヲ下賜セラレタルガ、此ノ外天正二十年正月、豊臣秀次ヨリ近江國片岡村ニ於テ百五十石ノ地ヲ給セラレ居リタル事、左ノ文書ニ明白ナリ。

知行方目錄

一、佰五拾石

江州不らへ(○伊香郡)の内
かと岡村内

先代官 小野木 縫殿頭

以上

右爲扶助致宛行訖全可領知之旨被仰出者也。

天正廿年正月 日



豊臣 秀次

後藤 德 乘

——後藤常市所藏文書

以上ハイヅレモ後藤德乗ト豊臣氏トノ關係ヲ物語ル文書ナルガ、左ノ一文ハ天下ノ政權豊臣氏ヲ去ツテ徳川氏ニ歸シタル後ニ屬シ、元和五年九月十五日徳川秀忠ガ山城國ノ内ニテ二百五拾石ノ地ヲ後藤氏ニ下賜シタル證トス。

山城國之内所々

貳百五拾石

元和五九月十五日

朱印

秀 忠

——後藤常市所藏文書

後藤德乗家ノ由緒ニツキテハ、金座最後ノ御金改役タリシ後藤吉五郎氏ノ手記實歴記ナルモノアリ、後藤龜市氏ノ傳フル所タリ。即チ左ノ如シ。文中「中略」トアルハ主トシテ私事ニ渉ル事項ニ係ル。

實歴記

維新の世と代りては筆もてしるすも榮なき事に有ぬれど、只子孫の心得にもと記し置てやと先づ我本家

關東首府時代

——後藤常市所藏文書

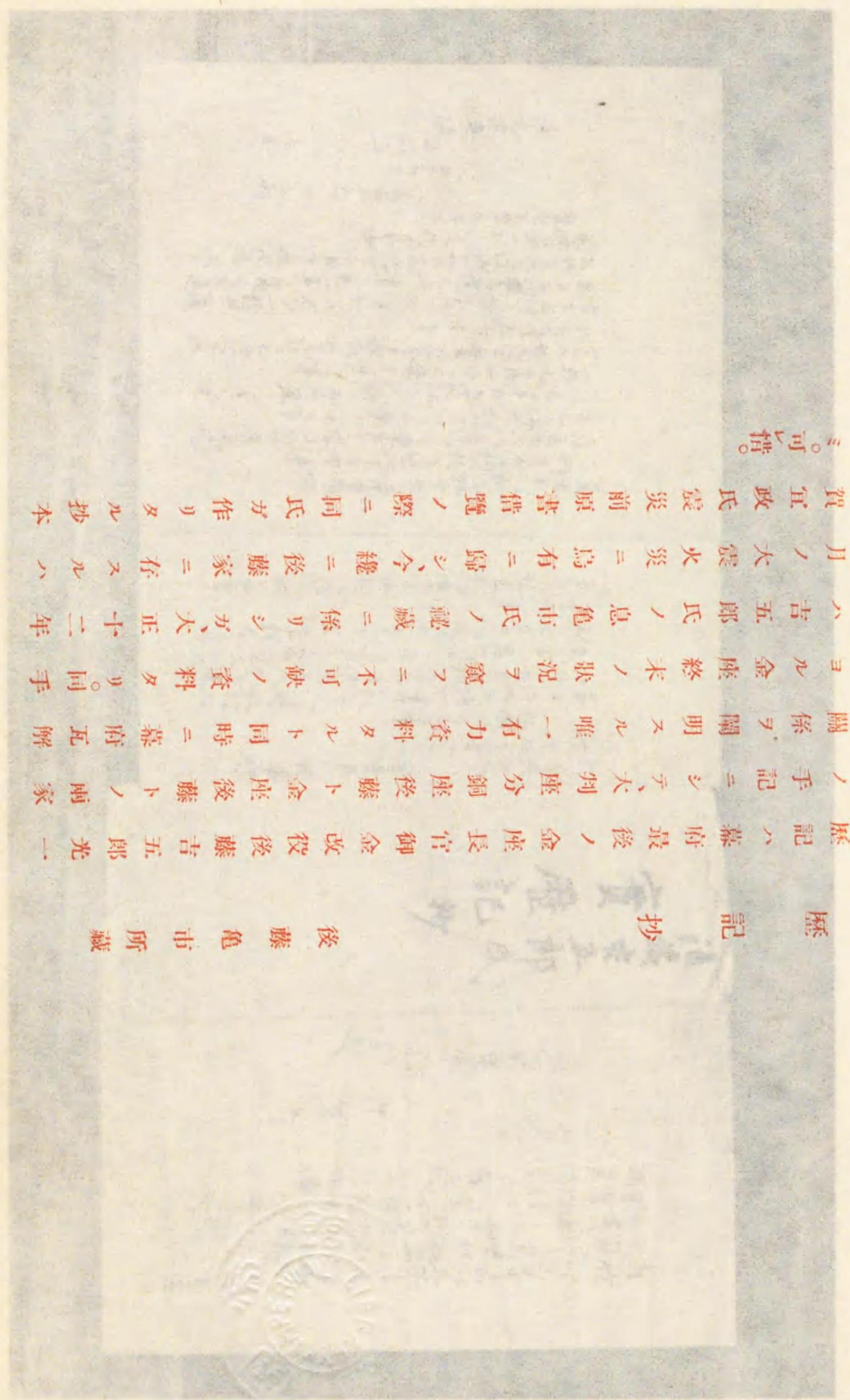
(大判唐)の經歷をはじめ我職の經歷を添へ、而して後に、我身の上の事業を年を追ふてしるす。缺し年は無事に経過と思ふべし。

○本家經歷

我國の古きは措て論ぜず。鎌倉の末北條高時が滅亡の後。足利の代に遷りても戦争絶えずして文龜、天正、織田信長より徳川家康に至るまでは武の世と謂はむのみ、されば武具、馬具等共に最專一の必要なる中にも刀劍は殊に擇ばざる可らず。各國には鍛冶工旺盛に成り行て、是に伴ふ鏝、目貫の金具も製出する人、多かるべし。我本家の元祖をはじめ、各國に鑿工の起りし所以なり。元祖祐乘君は其先は藤原鎌足に出で鎌倉の代に至り、坂戸後藤太が末裔なり。因て氏となす。本國は美濃にて八藤の一なりと云。實名を瑞^{タカユキ}之後に法印に叙す。

俗に四郎兵衛尉と號す。同國の加納の町に生る。父母の名は傳書もなくして知るに由なし。同國關の刀鍛冶、志津三郎兼氏がもとに在りて、業を學びしならん。之を捨て程近き岐阜の町に、鑿工某に就て學び遂に一派を廣むるに至るとかや。中年に及び足利義政公に仕へ、洛西三條臺西院外一村三所に二百五十石の田地、及び上京室町頭木下町に邸地を受領す。永正九年^(紀元二一七二年)申五月七日病没、年七十八、鷹が峰村蓮臺寺院に葬る。妻女は俗名詳かならず。相阿彌真相が媒妁にて、古永徳の姉とも、又従弟女とも聞傳へたれども傳書なければ決し難し。文龜二年^(紀元二一六二年)戊八月廿六日、京都にて歿す。蓮臺寺中に葬る。祐妙と法號す。

五世徳乗君は四世光乘正家君の長男なり。實名を光次、俗に源四郎と號す。天正年間、織田信長より囑



實 歴 記 抄
實 歴 記 八 幕 府 最 後 ノ 金 座 長 官 御 金 改 役 後 藤 吉 五 郎 光 一
氏 ノ 手 記 ニ シ テ、大 判 座 分 銅 座 後 藤 卜 金 座 後 藤 卜 ノ 兩 家
ノ 關 係 ヲ 闡 明 ス ル 唯 一 有 力 資 料 タ ル ト 同 時ニ 幕 府 瓦 解
ニ ヨ ル 金 座 終 末 ノ 狀 況 ヲ 窺 フニ 不 可 缺 ノ 資 料 タ リ。同 手
記 八 吉 五 郎 氏 ノ 息 龜 市 氏 ノ 禮 藏ニ 係 リシ ガ、大 正 十 二 年
九 月 ノ 大 震 火 災ニ 鳥 有ニ 歸 シ、今 纔ニ 後 藤 家ニ 存 ス ル ハ
甲 賀 定 政 氏 震 災 前 原 書 借 覽ノ 際ニ 同 氏 ガ 作 リ タ ル 抄 本
ノ 可 惜。

後藤龜市所藏

(大判座)の經歷をはじめ我職の經歷を添へ、而して後に、我身の上の事業を年を追ふてしるす。缺し年は無事に経過と思ふべし。

○本家經歷

我國の古きは措て論ぜず。鎌倉の末北條高時が滅亡の後。足利の代に遷りても戦争絶えずして文龜、天正、織田信長より徳川家康に至るまでは武の世と謂はむのみ、されば武具、馬具等共に最專一の必要なる中にも刀劍は殊に擇ばざる可らず。各國には鍛冶工旺盛に成り行て、是に伴ふ鏝、目貫の金具も製出する人、多かるべし。我本家の元祖をはじめ、各國に鑿工の起りし所以なり。

元祖祐乘君は其先は藤原鎌足に出で鎌倉の代に至り、坂戸後藤太が末裔なり。因て氏となす。本國は美濃にて八藤の一なりと云。實名を瑞^{クダニキ}之後に法印に叙す。

俗に四郎兵衛尉と號す。同國の加納の町に生る。父母の名は傳書もなくして知るに由なし。同國關の刀鍛冶、志津三郎兼氏がもとに在りて、業を學びしならん。之を捨て程近き岐阜の町に、鑿工某に就て學び遂に一派を廣むるに至るとかや。中年に及び足利義政公に仕へ、洛西三條臺西院外一村三所に二百五十石の田地、及び上京室町頭木下町に邸地を受領す。永正九年^(紀元二一七三年)申五月七日病没、年七十八、鷹が峰村蓮臺寺院に葬る。妻女は俗名詳かならず。相阿彌眞相が媒妁にて、古永徳の姉とも、又従弟女とも聞傳へたれども傳書なければ決し難し。文龜二年^(紀元二一六二年)戊八月廿六日、京都にて歿す。蓮臺寺中に葬る。祐妙と法號す。

五世徳乗君は四世光乘正家君の長男なり。實名を光次、俗に源四郎と號す。天正年間、織田信長より囑

實 歴 記 抄
實歴記ハ幕府最後ノ金座長官御金改役後藤吉五郎光一
氏ノ手記ニシテ、大判座分銅座後藤ト金座後藤トノ兩家
ノ關係ヲ闡明スル唯一有力資料タルト同時ニ幕府瓦解
ニヨル金座終末ノ狀況ヲ窺フニ不可缺ノ資料タリ。同手
記ハ吉五郎氏ノ息亀市氏ノ藏藏ニ係リシガ、大正十二年
九月ノ大震災火災ニ爲有ニ歸シ、今纔ニ後藤家ニ存スルハ
甲賀正政氏震災前原書借覽ノ際ニ同氏が作りタル抄本
ノミ。可措。

後藤亀市所藏





後藤亀市所藏

金座貳分判百匁包印章(原寸) 鐵製

印面 「貳分判百匁」
印背把手「文政二卯年二月造」

貳分判百匁包ニ押捺シタル印章ニシテ、大正十二年九月

大震火災ニ金座關係ノ貴重資料什物悉ク烏有ニ歸シタ

ルガ中ニ纔ニ餘墟ノ中ニ得タル記念ノ一點トス。焼痕歴

然タリ。

分銅二個(原寸) 眞鍮製

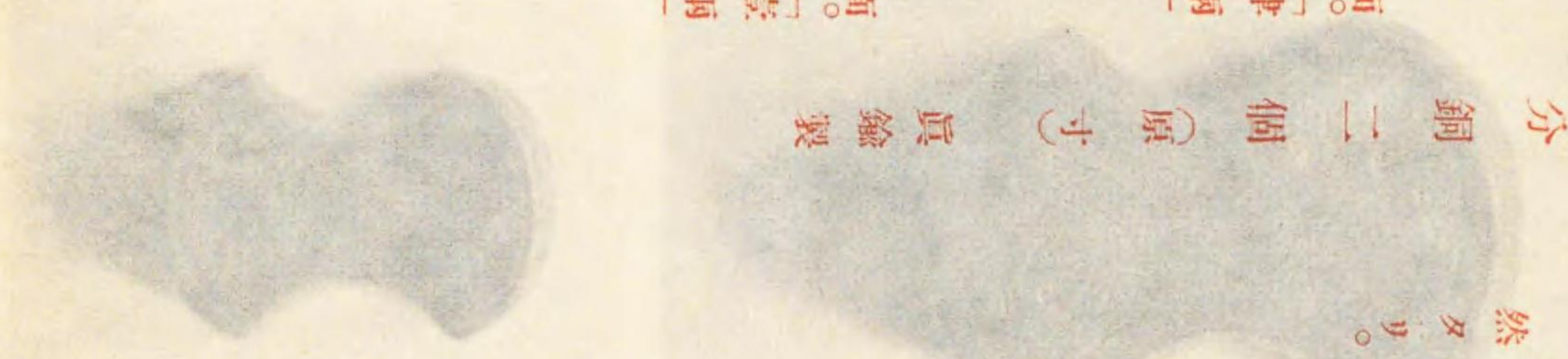
上面「肆兩」

下背。

下面「壹兩」

同ク後藤氏所藏ニ係レドモ金座使用ノモノニ非ズ。後ノ

蒐集ニ屬スト云フ。



後藤魚市所藏

金座貳分判百匁包印章(原寸) 鐵製

印面 「貳分判百兩」

印背把手 「文政二年二月造」

貳分判百兩包ニ押捺シタル印章ニシテ、大正十二年九月

大震火災ニ金座關係ノ貴重資料什物悉ク烏有ニ歸シタ

ルガ中ニ纔ニ餘燼ノ中ニ得タル記念ノ一點トス。燒痕歴

然タリ。

分銅二個(原寸) 真鍮製

上面 「肆兩」

下 背。

背面 「壹兩」

同ク後藤氏所藏ニ係レドモ金座使用ノモノニ非ズ。後ノ

蒐集ニ屬スト云フ。



托を受け、初めて黄金の大判を造る。是より代々大判を造る。

羽柴秀吉を経て、徳川家康の代に至るまで足利の舊領を受領し、慶長元年(紀元二二五六年。但し茲に慶長元年とあるも文祿四年ならん。然らば何故慶長元年とせるかは後に記す起請文等の日付参照)駿遠三國領の時、新に壹兩の黄金小判製造の命を受く。此頃老年の故を

以て手代なる橋本庄三郎に、後藤の苗字を附與し、代理人たらしむ。其證は次葉にしるす。而して彫刻

は素より大判及分銅の事をのみ擔任せり。

京都紫竹村日蓮宗常徳寺を以て菩提所と定む、今日現存せり。寛永八年(紀元二二九一年)辛未十月十三日病歿、

年八十八(系譜には八十四歳とあり)蓮臺寺中に葬る。後藤家譜祐乘君の件を記す。左の如し。

(左全文省略す)

前文の橋本庄三郎より徳乗君代理委任を受し時の證明なる書は左の如し。

一 札簡條證文之事

一、今度從太閤様判金座小判座之吹替役、被爲仰付候處、貴公様御病氣に付爲御名代、私儀關東江戸へ罷下り申候に付、後藤家の御猶子に被成下、其上後藤の御假名を被下置、難有仕合に奉存候事。

一、大判に後藤判と書申候儀、堅く仕中間敷候事。

一、同大判に桐の極印堅く仕中間敷候事。

一、小判壹分に桐の極印堅く仕中間敷候事。

一、後藤家、御代々之御名乗字、光之字を被下置、光次と相改候儀、尤私一代計り名乗り可申候事。

一、後藤と申名字、私儀壹人計り相名乗り可申候。尤一類兄弟成共堅く名乗申間敷候事。

一、右御報恩に毎年黄金三枚宛、私子孫に至る迄も、永代無相違差上可申候事。
右七箇條之趣私儀は不及申、親子兄弟一類不殘、急度永代無相違相守可申候。若一事に及令相違者、御名代之役儀一切御取上可被成下候者也。爲後日、箇條之趣、一札證文仍る如件。

慶長元年(寫すまき追記したるものならん)三月二日

後藤庄三郎書判

證人庄三郎兄

山崎喜六書判

後藤徳乗様

同 四郎兵衛様(六代榮乘ならん)

同 長乗様(徳乗の弟或は七兵衛と稱せし者ならんか)

奥書一札

右之趣、若相背申候は、假令及何年申候共、判金小判壹分吹替私得用一々急度不殘勘定差上可申候。尤御名代之役も可被召上候者也。仍る奥印如此に候。以上。

三月二日

後藤庄三郎書判

證人庄三郎兄

山崎喜六書判

後藤徳乗様

同 四郎兵衛様

同 長乗様

一札之事

一、今度從太閤様判金座小判座之儀、被爲仰付候に付、爲御名代與、私儀關東へ罷り下り候様に被仰付候儀難有仕合に奉存候。此上は不依何事貴公様より被仰下候儀、竝に御一門中より被仰下候義、一々急度相守り可申候。末々に至る迄少しも御指圖相背き申間敷候事。

一、右從御名代たるに後藤家之御猶子に被成下、御名字御免被成下難有奉存候。此御報恩に毎年黄金三枚宛差上可申候。尤子々孫々に至迄も永代右の黄金差上可申候。爲後日一札證文仍る如件。

慶長元年(寫すまきの追記ならん)三月二日

橋本庄三郎書判

後藤徳乗様

起請文之事

一、私義、遠江國住人、橋本庄三郎と申る、貴公様召仕之者に無紛候。然る處今度、從太閤様判金座小判座被爲仰付候に付、爲御名代與武州江戸國主徳川内府様御分國へ罷下候に付御名字被下置、後藤家の御猶子に罷成被下、後藤庄三郎と名を相改め候段、偏に御厚恩之次第難有奉存候。此上は後藤家の御指圖、竝判金座小判座御用筋、何れ共に、貴公様御下知に少しも相背き申間敷候。若一事に及令相違者。

從是例の神誓文(神誓文は天照皇大神宮、春日大明神、正八幡大菩薩神罰可罷棄一者也。仍而如件)

慶長元年(寫すまきの追記ならん)三月二日

後藤庄三郎血判

後藤 徳 乘 様

拙者書添て云ふは江戸轉住後、明暦大火に本書は焼失し、依て京都役所に残る寫書を複寫して、現今本家に現存す。以下共我は轉寫して此に載す。

奉 誤 申 候 證 文 之 事

一、此度私儀御名代之役義を相背き、萬任我意毎年指上候黄金、竝に私儀毎年年始元三之御祝儀に可罷登候所に、久敷上京御恩之黄金も差上不申、諸事不届不調法仕り申候段眞平御宥免被遊被下候様に奉願候處、理兵衛様、段々御挨拶、以御訖言萬事共に御宥免被成被下難有奉存候。向後貴公様竝に御同苗中末々に至迄、急度御下知を相守、毛頭相背き申間敷、爲後日誤證文仍る如件。

元和元年四月十日

後藤 庄 三 郎 書判

後藤 徳 乘 様

後藤 理 兵 衛 様 (七代顯乘ならん)

こは本人庄三郎漸々と懈怠忘恩之心緒に成行て如此に至りしならむ。薄情最も憎む可き人物なり。

十世廉乘君は、即乘君男、實名を光侶俗に四郎兵衛、明暦二年(紀元二三一六年)月日詳かならず、彫物の職を以て、幕府より召に應じ京都より江戸に轉住す。御用達町人上座と成りて、新に神田永富町にて五百餘坪の邸地を賜り、二十人扶持米を別段に加恩あり。時々黄金時服を賜はる。萬治元年(紀元二三一八年)金銀分銅の製造の命を受けて勉む。延寶五年(紀元二三三七年)丁巳六月、神田の邸地を京橋南一丁目東側にて(現今銀座)六百六坪餘と轉じて受領す。舊家たる故を以て優待を受く。町人の分限にあらず。寶永五年(紀元二三二八年)子十二月

廿三日病歿、年七十九(系譜には八十一とあり)。新に淺草橋場町日蓮宗妙高寺に埋葬す。爾來代々菩提所となす。

但天和元年(紀元二三四年)幕府よりの諭示に京都御大工棟梁木原内匠、中井某も帶刀を脱したれば其許にも

同様たるべき旨布告に非ず、論し有しより、脇差一刀を帶するのみ町人の名義たるに依るにや。

十一世通乘君は廉乘君の子なきに依り、同苗勘兵衛を以て養子なりしなり。其名跡を没す。實名は光壽俗に四郎兵衛享保元年に至り慶長大判を以て吹改る製造を勉む。享保六年丑十二月廿七日病歿年五十八、妙高寺に葬る。長男壽光理君、君を嗣ぐ。

十六世方乘君は眞乘光美君の三男、即ち我實父なり。母者江戸町人中島倉子にて、文化十三年(紀元二四四年)丙子八月二日出生、實名光年、後に光晃と改む。俗に初は源二郎又源之丞、四郎兵衛と號す。天保年間金銀分銅、大判製造を勉む。安政三年(紀元二五一年)丙辰六月廿二日病歿、年四十一、妙高寺に葬る。長男たりし拙者は是より先き弘化二年(紀元二五五年)新規金座の職を繼ぎたれば、外に男子なし。遺言に據り京都住同苗七郎右衛門光賢長男常太郎を養子となし家を嗣がしむ。

十七世典乘君は、同苗久乘光賢が男、實名は光則、俗に四郎兵衛、後に四郎と改む。萬延元年(紀元二五二年)大判吹替造立を勉む。明治に至り廢刀令出で職事不幸に接す。明治十二年(紀元二五九年)六月五日病歿、年四十五、妙高寺に葬る。

十八世常市號典乘光則君の長男、家を嗣ぐ。母者本府士族中村正壽姉ゆき子なり。

○後藤庄三郎職系

庄三郎の其祖は知らず。系圖には濃州加納の城主長井氏末葉と記載せど虚構なり。遠州住人にて實名も傳はらねど橋本氏を名乗る。京都にて徳乗君抱入て家來たり。代理人と成り慶長元年(文祿四年 ならん)以後家康公に特用せられ駿河に居住す。大坂攻城の際には人質請求の使者を勉む。陣中有功ありしならん。遂に江戸に轉居し小判製造に關與し、本町米澤町にて邸地を受領し、加之近江野州に於て馬飼料五十一石六斗の田地を賜ふ、以後代々金座職を傳ふ。寛永二年(紀元二二八五年)丑七月廿三日病歿す。淺草誓願寺中新に一院を建立し葬る。寶照院と法號す。

十一代庄三郎光暢(フナ)に至り、不正之事件露顯し文化七年(紀元二四七〇年)二月豆州三宅島に流罪と成り家名斷絶せり。後年同地にて病歿す。其後職を幕府より命ぜらるゝは後藤三右衛門なり。同氏は其先庄三郎二世廣世の男にて分家し庄吉と云、銀座年寄を勉めし末孫なり。文化七年(紀元二四七〇年)八月、前の由緒を以て幕府より新規金座職を嗣ぐ。此年病を以て歿し、男子なきを以て堀大和守領分、信州飯田の農、林彌七の男奥助を養嗣子として職を繼しめ、二代三右衛門光享(アキマ)と改む。後に政治を誹謗し、驕奢の罪に依り、弘化二年(紀元二五〇五年)十月四日死刑に處せられ家名斷絶す。一子後に起り長井庄左衛門と稱せり。

右本家の筆記は我聞得たる處なりしも、本家由緒書(後藤四郎兵衛由緒書)とは少しく違ひし事あり、因て補ふ。六世榮乘君の代に、元和五年(紀元二二九九年)九月十五日、山城國に於て知行二百五十石被下置、御朱印頂戴仕り、其後江戸詰御奉公相勤候に付、御扶持方廿人扶持を被下置とあり。其後とのみにて、年號月日を記さず、然らば先祖よりの舊領田地収入は一旦中絶せしにや。前文に照應し見れば榮乘君は江戸詰にて、

元和七年(紀元二二八一年)酉四月四日病歿せしにや、遺骸は實に京地に埋葬しありて江戸にはなし。恐らくは江戸に轉住せしにはあらで假居住せしならむ、而して公用を勉めしならむ。年月の記載なきを以て我は我耳傳を確かとす。

十一世通乘君の代に至り、本白銀町三丁目、同所堀端藏地、永富町三丁目、都合三ヶ處拜領仕候處、右三ヶ處共差上、正徳五末年(紀元二二三五年)三月十五日、願之通り京橋新兩替町一丁目屋敷、御引替被下置候云々。是は事實なるべし。

我身は實名を初め光弘(ヒロ)、後に(嘉永七年正月)光一(カク)と改む。俗に初め龜市と呼ぶ。公に障る事ありて吉五郎と改む。本家十六世四郎兵衛光晃(アキ)の長男なり。母は丹波龜山城主松平紀伊守の藩醫、上月玄秀二女松子にて、天保五年(紀元二四九四年)甲午十月廿六日、京橋銀座一丁目邸に生る。啓中

弘化二年(紀元二五〇五年)乙巳十月八日、御腰物奉行より召狀到達、明九日五ツ時悴吉五郎同道し可罷出旨、其他内文到達せり。突然の事にて父を初め一同大に驚く。此夜大伯父館興正氏來て烏帽子親と成り、我は前髪を拂ふ。吹聴及び準備に混雜名狀すべからず。實名を光弘と付す。翌九日早朝父と共に初て本丸に上る。御腰物奉行所にて、奉行小倉十兵衛より、書附にて新規被召出御金改役を被仰付、廿人扶持被下置旨口達あり、而後續て御勘定所に廻る。御勘定奉行石河土佐守より、書付を以て閑老阿部伊勢守、指令の趣、今般金座職被仰付に因て、是迄後藤三右衛門へ年々被下來候家内撫育並支配役人、金座人等御手當分、其外本町一丁目役所構内、右同人拜領屋敷八百坪、住居向共被下置、御用諸道具、諸書物類、京佐渡役所向共、夫々引渡し被下、且其方若年に付、御金改役所年寄役山本格左衛門へ後見被

仰付、諸事御用向申談可相勤役人金座人一同支配と心得べく旨口達あり、領承す。卒て退城し、本町なる役所へ至る。玄關に格左衛門出迎ひ、同人導きにて我詰所に至る。此時金座係り勘定方官吏を初め、及び役人、座人一同面會吹聴す。京橋父の家に歸り、毎朝通勤、今日思へば若年の身に事情も分別もなく夢の如く心神は胸々たりし。

同月十一日、評定所に出て、誓詞血判の式あり。大目付土岐丹波守、御目附小出織部見届けたり。同十一月十五日、普請手入落成し、本町邸宅へ移る。此頃は金吹方御用薄く晝過には歸宅す。

十二月廿七日御禮出仕之儀は、先づ年始歳暮、御禮之節計り、先規之通り献上物いたし罷出づ。座順の義は後藤四郎兵衛次と心得べく旨指令を受く。

十二月廿八日初て歳暮の御祝儀本丸へ登り、將軍へは紗綾三卷、紅一、白二、壹臺、右大將へは唐糸二斤、紅白壹臺進獻し、納戸構にて名披露、奏者番青山大膳亮勤む。將軍、右大將、兩君に拜謁す。以後年々相同じ、退歸して蓮池金座に出て、御金奉行に面會す。以後例となる。

弘化三年(紀元二五〇六年) 丙午正月元日、早朝本丸へ登る。白書院帝鑑之間疊椽に於て、將軍家には大吉小判(裏に大吉様印あるもの) 廿枚、右大將家には同拾枚、各壹臺、奏者番牧野遠江守名披露にて拜謁、年頭御祝儀言上す。以後例年同じ、退出後閑老參政其他年賀巡呈。

同正月十五日本郷丸山邊より出火忽ち飛火して我宅一構不殘燒失、京橋本家に立退き再び通勤せり。同六月廿一日普請落成して歸住す。

四月十六日後見山本格左衛門病死に付、代り年寄役上月小藤次に命ぜらる。

十二月十二日召狀到達本丸へ登る。燒火之間に於て、若年寄大岡主膳正より、小判壹分判吹直し御用相勤むるに付被下之旨御達あり。白銀拾枚を受領す。以後年々定式の褒賞となる。

弘化四年(紀元二五〇七年) 丁未二月二日、十一世將軍文恭公法要に付、上野寛永寺御靈屋へ拜禮に出づ。これ先例なり。

十月十八日百文錢吹糺を命ぜらる。橋場町下吹所に鑄造を初む。○中 嘉永三年(紀元二五〇一年) 庚戌二月六日、後見小藤次病氣にて、後見を免する旨指令を受く。○中

嘉永三年(紀元二五〇一年) 庚戌二月六日後見上水小藤次病氣にて後見を免する旨指令を受く。

嘉永四年(紀元二五〇二年) 辛亥十一月廿一日江戸町年寄喜多村彦右衛門政文次女幸子を迎ひ、此日願濟にて結婚の式を擧ぐ。

嘉永五年(紀元二五〇三年) 壬子十二月廿六日、西丸御普請御用箔泥粉製造方相勤に付白銀三枚を下賜。右大將君より同じ。

嘉永七年(紀元二五〇五年) 甲寅九月十八日、徳川家御代替先規の如く、大吉小判献上御禮に出づ。例席に於て拜謁す。十二月二日、家定公將軍宣下に付先規の如く紗綾三卷献上、御禮席にて拜謁す。○中

安政三年(紀元二五〇六年) 丙辰六月二日、新規に貳分判吹立を命ぜらる。六月二十二日數日以前より父上病氣危篤と成り此日夕前に死去せらる。遺言にて火葬として千住町に在る、妙高寺に埋葬す。○中

安政五年(紀元二五
一八年) 戊午七月二日將軍家定公、大患危篤にて紀伊宰相を以て養子と定めらる。此日御祝儀とて本丸に登り上申す。十月朔日、御代替に付、先規の通り本丸に出る。十二月七日家茂公將軍宣下に付先規之通本丸に出づ。十二月十五日神田相生町より出火して本町一構焼失、本所一の橋河岸通家宅を求め假宅にて通勤翌年六月に至り歸住す。

安政六年(紀元二五
一九年) 己未五月廿五日正字小判壹分判吹直し御用を命ぜらる。略。○中

萬延元年(紀元二五
二〇年) 庚申閏三月十七日大判吹直し御用後藤四郎兵衛へ被仰付、因る大判地金組合方、竝に出來の大判金位改方を先規之通り我に命ぜらる。四月九日、小判壹分判、貳分判、貳朱金共吹直し御用を命ぜらる。略。○中

文久元年(紀元二五
二一年) 辛酉五月七日元祖祐乘君三百五十年遠忌法要に付橋場町妙高寺墳墓の兩側に、本家光則と協議、各石燈籠一基を建立す。五月十四日、橋場町北の續眞先崎眞なる酒井雅樂頭下邸地所を受取て百文錢鑄造所となす。普請落成、翌年正月十六日より執事。略。○中

文久二年(紀元二五
二二年) 壬戌二月四日朝四時過東の隣地本草屋町貸屋左官金八方より出火、役人長屋に移り三軒焼失して靜る。

文久三年(紀元二五
二三年) 癸亥略。○中八月六日、二代の祖宗乘君三百年忌に付、妙高寺にて法事執行、我も參拜す。九月二十六日、百文錢再吹直し命ぜらる。廿八日より執事。十二月十一日、近來幕府用途多く、一座擧て協議し上金を願ひしに本日上納の指令ある。略。○中

元治元年(紀元二五
二四年) 甲子二月三日夜五時半頃神田龍閑町より出火、本町一構悉く焼失役所向は五月九日普請落成して執事。

慶應元年(紀元二五
二五年) 乙丑略。○中閏五月十一日、眞鍮錢は十二文、文久錢は八文、銅小錢は四文、耳白錢は六文、割増通用竝に銅小錢耳白とも引替方可取扱旨下知有之。九月八日上方筋錢貨融通の爲め大坂表に於て百文錢鑄造の命令下る。十二日執事役人座人等を發足せしむ。終に南地難波村に卜地して構造成り十一月に至りて實行せり。

慶應二年(紀元二五
二六年) 丙寅八月廿日將軍家茂公には病氣を以て、大坂城に於て薨去あり。同廿六日、鳴物普請停止之旨布令出る。此節柄先例に拘らず金吹方は休に不及と指令あり。九月頃に至り府中深川本所邊貧窮人多く區々列をなし日本橋邊富家に向ひ救助を乞ふ。其行裝たるや白木綿の小き幟を立て、各町名を記し最も匱衣にして屯走す。十七日襲來を厭ひ別莊地中之郷互町家主六人の出願を容れ、救助金五十兩を授與す。廿一日に至り町奉行某自身出張理解にて漸く鎮靜る。此世勢に連れ座方雇入の職工は多人數聯合し罷止の事を企て其主義たるや、近來物價上騰に名とし賃金増加せしめんが爲なり。雇人の理解を肯せず亂妨にも及ぶべく聞えければ其内の頭立し者十數輩を呼出し、直接理解に及ぶ遂に伏心せしめたり。十月九日、夜九時過神田乗物町代地吳服師茶屋四郎次郎宅より出火北風烈しく、本町一構へ不殘燒失表門會所のみ殘る。家族一同別莊に立退く。十二月廿三日本町の地火災多に付、海賊橋際今の松平和泉守屋敷六千坪餘替地と成し被下旨達し書を以て下知あり。其内時勢一變事實ならずして卒れり。慶應三年(紀元二五
二七年) 丁卯正月四日、去年十二月廿九日主上崩御に付、鳴物、普請停止、毎戸松飾を取拂ふべく

旨本日殿中總出仕あり。我は出仕せず。略○中 十二月三十日近年格別勉精に付、時服二を賜はり且つ座順之儀は、後藤四郎兵衛同様に可心得旨達し有る。

慶應四年（紀元二五三八年九月八日明治改元） 戊辰明治と改元略○中 三月九日、永々帶刀を許さる。且つ特別之譯を以て十三發元込鐵砲二挺、實丸を添て賜はる。四月十四日夕七時頃、本町役所へ係り勘定方竹尾正助先導して官軍の三士、大總督府會計官長岡久次郎、淺香綱次郎、上原十助、公用庫收在の金錢及び書物、筆筒、長持封印を付して去る。其他銀座、眞先百文錢鑄錢座共、同人罷越同斷之旨、双方より拙宅へ急使を以て告げ來る。即時本町へ出頭、宿直人より手續承る。但本町宿直人、青木元吉より承るに官軍三士の内壹名は先年父の咎罪にて父吟味中變死せし兵馬悴、長岡久次郎なり。父の罪落着きて謹慎中なりしも時勢を見て舊臘脱走せし者なり。壹名は京都役人淺岡綱次郎にていづれもいかなる筋を以て斯の次第に成り行きしか豈一驚せざるべけんや。翌十五日、彼三士は眞先役所へ來り金有高を取調べあり。翌十六日三士及び會計官權判事池部藤左衛門來り、幕府勘定奉行山田虎次郎へ左の文言申達しありき。

御國財之儀は元來政權に附屬致し候處、去冬徳川慶喜政權朝廷へ返上致し候に付ては製財所竝現在之品物共、今般悉皆朝廷へ御引上げ相成候間、此旨可相心得候事。

斯て小判、壹分、貳分、貳朱金等取受總高五萬千八百拾三兩三分壹朱、正金帳面に引合せ見分の上、箱に入れ封印を附し、筑前人數護衛して會計官へ運送せり。幕府吏一同退散。但此時拙者御預りの金の釜壹器、花印子金壹圓、舟印子金四圓、壹箱に入て遣る。爰に至て幕府の手切と成る。十七日長岡より久次郎事、右京と改名の由吹聴あり、續て今般正親町中將殿へ伺の上とて左の申達しある。

後藤吉五郎（元御金改役）

上月小藤次（元金座年寄役）

青木元吉（同）

河邊惣次郎（同）

貨幣取調方附屬被仰出、金吹方鑄錢吹方共取扱方被仰出之。
改役 一統

貨幣取扱方附屬以下同文言。

竝 役
所 詰

後藤吉五郎附屬以下同文言。

金座 人一統
吹屋棟梁 一統

後藤吉五郎支配以下同文言。

同人より明日より金錢吹方取扱の様可致件々達しある。此頃長岡右京より諭示により、我輩一同より金四萬兩を獻上す。閏四月六日曉長岡右京の小梅代地町宅を亂入の者あり。彼は早く逃出し災を脱る。婢僕には負傷。幕人の妬に出るの因て浮説紛々を聞く。眞崎にて金錢の製造をなさば我輩でも災害に及ばむとて一同拒で休む。九日に至り會計官より達書到來、明日眞先に惣出仕あるべく、翌十日我も出たれば長岡等來り明日より取扱ふべく諭す。一同は本意なけれど拒絶あはすして諾す。十一月廿日、外國

人より支那金塊買入の事に付、横濱に至る。洲子町賣込商兼旅館海屋久次郎方に止宿す。○中

明治二年(紀元三五二九年) 己巳二月二十二日、今般京都にて貨幣司廢止、知事及び諸官吏免官す。依て在來の金

銀決算いたし、出納司へ引渡すべく旨達し來る。廿四日に至り、金錢有高を目録書に合せ、眞先役所に

於て、監察司兩名、知事、判事立會にて我輩より引渡す。會計官へ持退く。而して後、我輩は先づ當分

の内、本町包座へ出務すべき旨口達ありき。此時に至り、貨幣製造の緣故は一身に盡く。○中 十二月廿

九日、大藏省より貨幣改方頭取申付らる。○中

明治五年(紀元三五三二年) 壬申四月、日を忘る。本町包座廢止と成り引拂、舊來の土地は退散、心事悒鬱たり、

此日金五千匹を大藏省より下賜はる。○下

實歴記○後藤龜市所藏

明治八年(紀元三五三五年) 乙亥二月廿四日質商を開業す。廿三年三月廢業す。

明治九年(紀元三五三六年) 丙子七月より喜多村彌太郎附籍となる。

明治廿五年(紀元三五五二年) 壬辰六月十二日喜多村彌太郎大阪在勤中新婚事件により妻事此日發途七月三日京坂

一見して歸る。

覺書(大判座十五代後藤光美より幕府に提出したるもの)

去々寅(天保元年) 五月中、大判金四分一之分量を以、新規中判金(五兩) 吹立之儀分量任譯書並試本相添伺

候處、今以御沙汰無御座候。且右に付權現様蒙御定候段、其以來數度金吹御用相勤候次第等申上奉

願候。

覺

一、私元祖、後藤祐乘儀、足利公方家昵近にて京都住居仕候。且、祐乘儀、筭、目貫等之彫刻に付名譽之

恩賞を請受候に付、子孫へ誓法傳授仕、代々彫工を兼申候。右祐乘より五代目後藤徳乘光次儀、織田信

長時代通用金銀之製作仕候。是日本通用金之最初に御座候。且太閤秀吉時代、大判金小判金吹立、殊に桐

之紋極印免許に相成、其上自分光次之極印打候儀に相成申候。其外世上金銀之位定並金銀掛改分銅役被

申付候。尤從先祖領し來候山城國之内にて、知行高二百五十石之朱印被賜之候。其後權現様へ被召出、

每度彫物御用等被仰付、且、金位分量調合方等御尋に付申上候處、文祿二年(紀元三二二三年) 於關東、始る大判

小判御吹立被遊旨被仰出候に付弟七兵衛儀爲名代差下し、吹立御用爲相勤候處、同人儀病身に罷成

御用相勤兼候に付、慶長元年(紀元三二二五年) 家來橋本庄三郎と申者、功者成者に御座候に付猶子に仕、同姓

之列に加へ關東へ差下し、右桐之紋極印光次之極印相渡、金銀御用爲相勤申候。尤徳乘儀於京都住

宅、不相替彫物御用吹立御用共兼相勤申候。勿論如先代二百五十石之御朱印被下置候。右庄三郎儀

關東に差下し候節之規定證文、今以所持仕候間、則右之寫左に申上候。○後藤龜市所藏文書中、此起請文ノ古寫本有り、包紙ニ一後藤庄三郎、先祖徳乘公ニ指し上り神文

三通(○左記三通及元和ノ誤謄文)京都同苗八郎兵衛ヨリ指下ス。ト記ス。蓋本書明曆(○三年紀元二二一七年)火災ニ燒亡シタル時、京都ノ分家ニ在リタル寫文ヲ寫シテ之ヲ送ラシメタル者ナリト云フ。

起請文之事

一、私儀遠江國住人橋本庄三郎と申候者、貴公様召仕之者ニ無紛い。然る處今度從太閤様○豊臣秀吉 判金

小判座被爲仰付いニ付、爲御名代と武州江戸國司徳川内府様○家康 御分國に罷下いニ付、御名字被下

置、後藤家之御猶子ニ被成被下、後藤庄三郎と名ヲ相改い段偏ニ御高恩之次第難有奉存い。此上者、

後藤家之御差圖、并判金小判座御用筋、何れ共ニ貴公様御下知ニ少も相背申間敷。若一事ニ多も令相違者(從是神文)。○後藤常市所藏文書ニハ、所謂神文「天照皇大神宮、春日大明神、正八幡大菩薩、神罰冥罰可ニ罷奪シ者也。仍而如件」ト記ス。

慶長元年○文祿五年(○紀元二二五六年)十一月改元。慶長元年ト云フハ引用ノ日ノ追記歟。三月七日

後藤庄三郎書判

後藤德乘様

一札之事

一、今度從○豊臣秀吉太閤様判金小判座之儀、被爲仰付ハニ付、爲御名代ト、私儀關東ニ罷下ハ様ニ被仰付ハ儀、難有仕合奉存ハ儀。此上ハ不依何事、貴公様被仰下ハ儀、并御一門中多被仰下ハ儀、一々急度相守可申ハ儀。末々ニ至迄も、少も御指圖相背申間敷ハ事。

一、右依御名代たるに、後藤家之御猶子ニ被成下、御名字御免被成下、難有奉存ハ儀。此御報恩ニ、毎年黄金三枚宛差上ケ可申ハ儀。尤子々孫々に至る迄も、永代右之黄金差上ケ可申ハ儀。爲後日一札證文仍多如件。

慶長元年○追記歟。○紀元二二五六年三月二日

橋本庄三郎書判

後藤德乘様

右之通規定相極、爲名代差下置候處、其後庄三郎義、於關東追々奢侈に罷成、殊に光次者自分名乗之趣に仕、自分判形にも相用候趣相聞候に付、兩極印可相返旨及懸合候得共、爾々返答も不仕候間、其

段御老中秋元但馬守殿○奉朝。慶長八年二月十三日京師ニ於テ但馬守ニ叙任。ハ德乘より申上候處、其後御沙汰ニ老庄三郎屹度叱り候。定

る同人より相訛可申候。併承知之所可爲勝手次第との御事に御座候。右に付庄三郎儀態々上京仕、同姓一列之者ニ向、様々相訛、極印二本悉く預り候に相違無之、子孫に至り御用相勤候共、名代に紛無之趣之起請文七通(此起請文未詳)迄差出、且爲冥加年々金三枚づゝ永久可差越旨にて相歎候に付赦し遣申候。

右之通德乘より申上候段、從但馬守殿、被達上聞候處、庄三郎を屹度叱り候様上意に付右體御沙汰被成下候との御事、於京都内々承り及、實以難有御事、骨髓に徹し身命に餘り二三日之間飲食をも絶候る落涙而已に罷在候由申傳候。

一、慶長四亥年(紀元二二五九年)世上通用宜敷修法申上候様、蒙上意候に付、則小判金四分一割を以豊分判之儀申上候處御聞濟被爲在、吹立被仰付候に付、京都江戸兩所に御用相勤申候。尤自身江戸表にも罷出本白銀町(今日本橋區)にて四百坪之地所拜領仕、御用相勤、其後代々交代仕御用相勤申候。

一、十代目廉乘光侶代、江戸住居に相成候以後元祿八年(紀元二二五五年)八月爲御隱密御用、廉乘光侶通乘光壽父子共御勘定所被召候多、神尾備前守殿、松浦市左衛門殿御列座に在、此度大判、小判、步判共吹増之御趣意に付、分量調合方等書面を以申上候様被申渡候。右御調に付土屋相模守殿、加藤佐渡守殿に御直に申上候儀も有之、其後吹増被仰付、於本郷役所大判凡三萬枚程吹立、小判步判悉於京都吹立申候。尤後藤庄三郎方にても小判步判吹立申候。

一、十一代目、通乘光壽代、寶永七寅年(紀元二二七〇年)正月、御勘定所に御呼出有之、吹立之儀に付御尋御座候に付前々の振合申上候。此度は吹立御用者御斷申上候由にて委敷書留無御座候。尤此度之御趣意者、

性合、分量等古代之格に劣り候御修法に付一向御斷申上候由傳候。

一、右同人代、正徳四年(紀元三三三
七四年)二月御勘定所御呼出有之、水野因幡守殿、阿部伊勢守殿、大久保大隅守殿御列座にて同斷御尋御座候に付前々之振合を以申上候。此節も吹立御用之儀は御斷申上候。

一、十二代目壽乘光理代、享保十巳年(紀元三三三
八五年)二月、御勘定所御呼出有之、駒木根肥後守殿、萩原源左衛門殿御列座にて金位竝吹立分量等御尋有之、其後追々御取調之上、大判金、慶長之古金之通吹直し被御付、御用御勤申候。

一、右同人代享保十五戌年(紀元三三三
九〇年)十月晦日、於御隱密、御用新部屋に御呼出にて御側衆田沼主殿正殿御逢有之、私家筋之儀竝庄三郎家筋之差別御尋有之、殊に金位定之承傳竝吹立調合分量等御尋有之候に付、書付を以御答申上候。

一、右同人代元文辰年(紀元三三九
〇元文元年)正月御勘定所御呼出有之、町御奉行大岡越前守殿、御勘定御奉行細田丹後守殿、同組頭青木次郎九郎殿御列座にて御隱密之由に多小判、歩判吹立之修法御尋に付巨細申上候。其後御吹替之儀被御出、猶又六月九日御呼出有之、則右之御三人御列座にて庄三郎方共申合兩家にて吹立候様被御付候處、私方者彫物之御用向兎角繁多に付吹立之儀者庄三郎一手に被成下候様仕度段御斷申上候處、越前守被御聞候者、夫者餘り謙退過候申分に候元來小判歩判共其方家にて吹立候儀に有之に付、先規を被思召候者被御付候儀に有之、其上近來庄三郎方にて吹立候性合等も如何に付雙方にて吹立候得ば御爲に宜敷との御趣意にて被御付候儀に付、達御請申上候様御利害に付無據翌十日御請申上候。左候者兩家に吹立候分混じ不申様極印替候様被御渡候に付、私方者龜甲之内に文

之字、庄三郎方丸の内之文之字と相定申候。右に付京都に住居罷在候金吹役之者共呼下候積にて、京都引拂罷越候様申付遣候處數代住居之儀に候迎、殊之外難誼申越候に付又々種々御數申上、吹立御用御斷申上候。大岡越前守殿夫者餘り謙退過候申分と被御候譯者、其頃之庄三郎儀者祖父廉乘幼年之頃看坊仕候、程乘之粹源一郎と申者に御座候處、廉乘光侶之兄に仕候者、故庄三郎之急養子に差遣、大伯父之續にも御座候間、常々之儀者不_レ及申於殿中も會釋向等格別に仕候儀を兼々御存知有之、此度御用向の結構を大伯父へ譲り候儀との御心得にて右體被御聞候儀と奉存候。

但年々年頭御禮之節、庄三郎儀、私方罷越候上、召連登城仕、且獻上之御品同人に持參爲仕御席へ差出候舊例に御座候處、右源一郎事庄三郎代より此例相止申候由、尤其外之儀者矢張先祖より規定を相守候由申傳候。

一、十四代目、私父桂乘光守代、寛政四年(紀元二四
五二年)中、金銀吹立之儀に付御勘定奉行久世丹後守殿より封書を以御隱密御尋之儀有之候に付則封書を以巨細御答申上候。猶又翌丑年(紀元二四
五三年)正月八日御隱密爲御用御勘定所御呼出有之、御勘定廣瀨吉之丞殿より此度金銀千枚分銅御吹立之御趣意之由にて御尋之趣有之候。尤庄三郎方にも同斷御尋御座候由承り及申候。同十一日二度目御呼出にて柳生主膳正殿、佐橋長門守殿御逢有之、金銀千枚分銅之儀前々出來候者何之頃に候哉、且私家にて出來候哉、庄三郎方にても出來候哉之段御尋に付、右者五代目德乘儀權現様蒙上意候吹立候由記録に御座候得共、分銅數相知不_レ申候。其後九代目程乘光昌代、萬治元年(紀元三三
一八年)吹立被御付、金分銅數二十、銀分銅數二十程出來仕候。其外には出來仕り候儀無御座、殊に庄三郎方に被御付候儀決る無御座候全體小判歩判

共、先祖德乘の從權現様被爲仰付候私家之職業に御座候處、庄三郎の代勤爲仕置候儀に御座候何分にも古來之處御取調被成下候様仕度段申上候處、追々取調可申旨被仰渡、同十八日三度目御呼出有之、主膳正殿長門守殿御逢之上古來取調候處、何様其方家本に有之、其上分銅吹立者、其方にて御用相勤候趣に有之候、併庄三郎も立合候由申事に候、如何哉との御尋に付、此儀庄三郎方にて小判歩判等吹立候節私方より立合之者差遣候儀者御座候得共、私方に庄三郎を爲立會候例決る無御座候。是等も古來を得と御糺被成下候様仕度旨申上候。同廿八日四度目御呼出に、金銀千枚分銅吹立御用、松平越中守殿伺之上被仰付候由にて長門守殿被仰渡則私一手に被仰付難有仕合奉存候。其後追々御取調有之、同六月六日より相始、金分銅五つ銀分銅壹つ八月十日迄に仕立、同廿四日蓮池^{内城}御金藏へ上納仕、十月廿五日爲御褒美金三枚、時服三、頂戴仕候。此節私家本之譯竝庄三郎方之儀委敷申上候に付、古來之儀共悉御取調被成下候趣に御座候。

右之通從權現様、金位定、通用大判、小判歩判等之製作及調合分量等之定、且分銅定等、德乘光次に被仰付、其後代々前書之通相勤來申候。且又小判歩判等吹替之節も庄三郎方に被仰付候共、其以前、前文之通私方に御尋等御座候上被仰付候儀有之、庄三郎よりも及相談候事に御座候。

但右庄三郎儀、數代相續仕御用相勤來候處不正之儀有之、去る文化七年^(紀元二四七〇年)御咎被仰付、右一件御吟味中も始終共、差添其外取扱向都私に被仰付、御仕置之節者、私差控之儀相伺申候。且又右御咎以前迄は、先祖規定之通私方にも仕向來候處、右庄三郎跡當三右衛門に被仰付候以後者、先祖より仕來候例格も相違仕、竝大判金三枚宛相送候儀も無御座候。將又前文之通庄三郎方に新規吹立

等被仰付候節者、其以前私方にも御尋有之[○]等御座候處、當三右衛門代に至り、新規貳分判壹朱判等吹立、小判吹替、猶又此度貳朱判吹立等被仰付候得共、其儀無御座候。當時之體にて者、權現様蒙御定候御趣意を取失候哉に奉存候。何共無勿體於私恐入奉存候間、此段御勘定御奉行に御願申上度奉存候得共、支配違之儀に付其儀も仕兼候。何卒古來之例に御復被成下候様仕度奉存候。

右之趣にて先祖德乘光次儀全く通用金之御取初を相定候根本に御座候。依之、古來之儀共御取調被成下候様仕度且又先達奉伺置候中判金之儀者、金位性合等能出來仕候積りに御座候間、篤と御取調被成下度奉存候。尤小判金五兩に通用仕候儀に付關東筋國々者、重に端金通用仕候儀故、左程通用も仕間敷候得共、上方筋者専ら大金通用仕候間、別る人氣にも相叶重寶可仕儀に奉存候。若又右之修法にて者、當時世に振れ候敷、又者御益筋等如何に被思召候儀も御座候者、何分にも修法替可仕候。金位之次第調合之分量等未だ庄三郎方にも不申聞、權現様御定を奉蒙候德乘以來家傳に仕置候儀も御座候間、何様にも製作出來可仕候。格別之御憐愍を以、右之段厚く御勘考被成下、何れ之筋に成共御用被下置候様仕度候。左候者、誠に先祖以來之例格に舊復仕、乍恐私家に取、身に取、冥加至極之本懐と奉存候。此段偏奉歎願候。以上。

辰^(文政三年又は天保三年歟)十一月

後藤四郎兵衛^(十五代眞乘光美)

日本貨幣史

柳營秘鑑其他ニ、後藤庄三郎光次ハ、天正十年^{○紀元二二四二年}家康ノ所謂伊賀越ノ難ニ扈從シテ功アリ。爲ニ金座ニ登庸セラルト説クモノアレドモ、當ノ庄三郎光次ハ、元龜二年^{○紀元二二三年}ノ出生ニシテ、天正十年ニハ未

ダ十二歳ノミ、後藤家譜ニモ此事記載ナク、庄三郎光次が家康ニ初メテ聚樂第ニ於テ調シタルハ上掲諸證ニヨリ文祿二年○紀元二二五三年ヲ正シトス。然レバ後藤庄三郎光次ニ關スル限り、金座ノ事ハ其以前ニ遡ルヲ得ズ。即チ左ノ三貨圖彙ノ記事ハ、右ノ事情ヲ知り得ザリシニヨルモノト云フベシ。

柳營秘鑑ニ云、天正十壬午年五月、權現様泉州堺、御見物トシテ御越ノ節、六月二日、京都ニテ信長公、明智ガ爲ニ御生害、權現様ニモ御人少々召連ラレ、伊賀ノ山越ヲ經テ、岡崎ニ被爲歸、道々一揆多シトイヘドモ、伊賀ノ土民共出デ、之ヲ追拂ヒ御奉公申シ、勢州白子マデ送り奉ル。之ヲ伊賀越ト今ニ云傳フ。此節三州吉田マデ、權現様ノ御供仕モノ三人アリ。大橋左馬允・後藤庄三郎・小笠原小太郎等ナリ。鈞命ニ依テ庄三郎ハ金座トシテ、一步小判ノ制作者トナル。小太郎ハ江戸、三年寄ノ隨一タルベシト仰付ラル。後チ奈良屋市左衛門ト云ハ是ナリト。又云、小判ノ儀、關ヶ原御陣以前、後藤庄三郎ニ仰付ラレ小判出來、光次ト書判共ニ極印仰付ラルト云。

——三貨圖彙卷九

又、

遺老物語ニハ、文祿四年トアリ、武德編年集ニハ、天正十九年トアリ、柳營秘鑑ニハ、天正十年トアリ、然レバ十年ニ金座ヲ免許アリテ、十九年ノ頃、大判・小判ヲ鑄サセラル、カ、年ノ不同ハアレドモ、何レ其頃ナルベシ。三河後風土記ニ、天正十八年八月八日、武州江戸ノ城へ移徙アラセラル、トアリ。此翌年十二月ヨリ追々鑄サセラル、歟。其後慶長年ニ至リテモ、金小判ハ駿府ト江戸・佐渡ニテ鑄、其後又京ニテモ鑄ル。都テ慶長金ト云。此慶長金モ江戸吹ハ位ヨク、駿河吹ハ位悪シント也。

——三貨圖彙卷九

附記
徳川初世
江戸通貨

〔附記〕

徳川初世ノ江戸通貨

天正十八年庚寅、家康江戸入城當時ニ於ケル江戸ハ如何ナル通貨ヲ有セシヤト云フニ、足利氏ノ應永以降、關東ニハ永樂錢專ラ流通セシガ、家康領有以前、小田原北條氏六十餘年ノ間ニハ北條氏鑄作ニ係ル金銀ノ判金○大日本貨幣史、附録所收、小田原小判金、縦貳寸六分強、横壹寸六分、重六匁。相州小田原鑄小判銀、縦貳寸貳分強、横壹寸三分強、何レモ壹兩ト刻ス。モ亦流用セラレシナランモ、這ハ勿論庶民日用ノ料ニ供スル迄ニハ至ラザリシナルベク、カクシテ天正十八年家康入國以後ト雖モ民間流通ノ貨幣ハ永樂錢ヲ主トセル錢貨ニ外ナラザリシガ、入國ト同時ニ、徳川氏ガ、駿河及ビ甲斐ニ於テ採リ居タル幣制、換言セバ武田氏ガ嘗テ甲斐・駿河等に於テ施行シ、家康之ヲ踏襲セン幣制ガ、家康ヲ通ジテ更ニ江戸ヲ中心トシテ關東ニ行ハル、ノ結果ヲ見タリ。是即チ天正十八年八月以後文祿四年後藤庄三郎ガ、家康ノ命ニ依ツテ小判鑄造ニ至ル迄ノ江戸通貨ノ制ニシテ、又江戸時代ヲ通ジテ、金座後藤ノ鑄造小判・分判以外ニ、甲金ガ甲斐一國限りニセヨ、特ニ鑄造ヲ許サレ、流通セラレタル由緒ナリトス。然ラバ先ヅ甲金トハ如何ナルモノカ、其因革如何。之ガ大要ヲ大日本貨幣史三貨部卷一ニ據ツテ記セバ、左ノ如シ。

甲州貨部

甲州金ハ、其起原ヲ詳カニセズ、蓋シ武田氏ノ舊制ニヨリ、舊幕ノ始メヨリ甲一州ヲ限リテ、之レヲ通用スルコトヲ許セシナリ。偕甲州ハ即チ四郡ニ分テ、八代・山梨・巨摩・都留トイフ。此内都留ノ郡ヲ郡内トイヒテ、乃チ郡内絹ノ産スルトコナリ。而シテ此郡内ハ、外ノ三郡ノ甲金ノミ用ヒシニ似ズシテ、昔ヨリ甲金ニ偏ラズ、他ノ金ヲモ多ク用ヒシニヨリ、外ノ三郡ヨリハ他州ノコトク思ヒシ

關東首府時代

四六三

甲金

ニ、郡内ヨリモ亦三郡ヲ指シテ、甲州トイヒシコトノ慣ヒアリシトカヤ。外ノ三郡ト郡内トノ境ニ大
小數峯接連シ、而シテ山梨郡大山ノ内ニ金坑アリ。乃チ昔ヨリ此金ヲ採リテ鑄タリトイフ。然レドモ
何レノ年代ヨリ掘採リシカ未詳。

甲州金ヲ鑄造セシハ、松木・野中・志村・山下ノ四家ナリ。而シテ松木ノ所造ハ多ク、他ノ三家ノ所造
ハ少シ、蓋シ松木ナルモノハ、其先祖ヨリ數代、巨摩郡宮原村ニ住セシニ、慶長中徳川氏此國ニ入りシ
トキ、松木源十郎ナルモノヲ招キ、詳カニ甲金ノコトヲ問知シ、遂ニ甲金鼓鑄ノコトヲ源十郎ニ任ゼ
シナリ。其後故ノ武田ノ猿樂大藏太夫ノ子、大藏藤十郎ナルモノ、徳川氏ノ召ニ應ジ、金坑開鑿ノ術
ヲ説キ、大ニ徳川氏ノ寵遇ヲ得、大久保十兵衛ト改稱シ、金坑ノ事務ヲ管シタリ。後チ大久保石見守
長安トイフ。此トキ武田以來ノ金山ニ關係セルモノ皆ナ其職ヲ免シ、大久保獨任トナリタリシニ、後
チ奸曲發覺シ、又金坑ノコトハ松木五郎兵衛ノ任トナリ、是レヨリ以來、松木ノ族甲金極印ノコトヲ
掌ドリタリ。而シテ又慶長中ニハ別ニ亦甲斐國金山奉行ヲ置キ、田邊佐渡守重眞トイフモノヲ之レニ
任シ、重眞ノ死後其孫清右衛門安直ヲ之レニ任ジタリ。元祿中、甲金ヲ元祿金ニ改鑄シ、甲金ノ通行
ヲ停ム。然ルニ人民之レヲ便トセズ。時ニ甲府ハ松平吉保ノ封地ナレバ、吉保甲金ノ通行ヲ官ニ請フ、
官之レヲ聽ス。又古甲金ハ善質ノ貨ナリ、元祿金ハ貨質惡シケレバ寶永三年吉保ヨリ官ニ請フテ甲金
ヲ改鑄シ、元祿金ト貨質ヲ同フス、之レヲ甲安金トイフ。其後甲人官ニ請フテ鑄タル甲金アリ、之レ
ヲ甲定金トイフ。又享保六年ヨリ享保九年マデ鑄タル甲金アリ、之レヲ甲重金トイフ。又享保十二年
甲定金 同位ノ金ヲ鑄、又享保十七年甲定金ヲ増鑄ス。是レ甲金鑄造因革ノ概略ナリ。而シテ享保中、

甲州再ビ幕領トナリシ以來、甲金ノ鑄造ハ官ヨリ甲府勤番ナルモノヲシテ其事ヲ奉セシメタリ。

○甲金通用ノ法ハ即チ左ノゴトシ。

- 一 金壹兩代 銀四拾八匁俗名也。 一 金壹分代 銀拾貳匁
- 一 金貳朱代 銀六匁 一 金壹朱代 銀三匁
- 一 金朱中代 銀壹匁七分五厘 一 金糸目代 銀七分五厘
- 一 金小糸目代 銀三分七厘五毛 一 金小糸目中代 銀壹分八厘七毛

但右ハ昔日甲金ノ通用法ナリトイフ。

○古金ト稱スモノ、中ニハ、碁石金・板金・太鼓判・細字金・延金・細目金等ノ名號アリ。新金ト稱
スモノ、中ニハ、甲安金・中金・甲重金・甲定金等ノ名號アリシトイフ。今ヨリ見レハ甲金ハ皆古物ナリ。
然レトモ新古ノ稱其舊ニ仍ル。

○舊幕ノ始メヨリ制ヲ定メテ通用金トセルモノハ、乃チ碁石金・太鼓判・壹兩判・壹兩糸目・小糸目
細目・甲金壹分・貳朱・壹朱・朱中ナリ。然レドモ輓近ノ通用ハ、大抵壹分・貳朱・壹朱・朱中ナリ
シトイフ。

○銀幾匁トアレドモ、甲銀トイフモノハナシ。金壹兩四拾八匁ノ割合ニテ銀幾匁ト唱ヘシナリ。

——大日本貨幣史三貨部附錄卷一

一、甲金種類多ク品位亦同シカラズ。而シテ其混合物ノ量目ハ、之レヲ先輩ニ問ヒ及ヒ之レヲ舊記ニ
徴スルニ、武田氏以來元祿年間ニ至ルマデハ、大抵甲金ノ品位ハ、慶長金ト格別差ナシ。其後寶永年
間、松平吉保ノ鑄タル所謂甲安金トイフモノハ、元祿金ト同品位ナリ。又其後鑄タル甲金ハ甲重金并

甲定金トイフ。而シテ甲重金品位ハ、例之量目壹匁ニシテ、金七分三厘貳毛、銀貳分五厘七毛七絲、銅壹厘零三絲ナリ。甲定金品位ハ、量目壹匁ニシテ、金六分九厘七毛四絲、銀貳分八厘七毛貳絲、銅壹厘五毛四絲ナリ。然レドモ官ニテ確定シタル甲金價格ノ表モ無キユヘ、右貨率論ハ本文ニ掲ゲザルナリ。

大日本貨幣史三貨部附錄卷一 甲州貨部、附言

略○中

右糸目ハ、武田氏ノ時ヨリ、布役トテ木綿布一段ニ七分五厘收ム。是レヲ糸目運上ト云フ。ユヘニ七分五厘ヲ糸目ト云ヒ習ハセシナリ。七分五厘ノ金貨ハ元ト無キナリ。慶安三年布役赦免トナル。糸目ハ金壹分ヲ拾六ニ割タルナリ。

大日本貨幣史三貨部附錄卷一

猶ホ諸書甲州金ニツキ、記ス處ヲ掲グレバ、次ノ如シ。

甲州金

一、甲金ハ其始詳ナラズ、武田氏治國ノ例ニヨリ、至今一國限り通用免許ナリ、但都督部ハ自古不通用○中略古甲金數品ノ内、古品モ有ナラン。年代前後考知リ難シ。金座役人ハ、古金ニ國字、吉字、極印、又金字、吉字ヲ並押タル有リ。未考、山下氏・志村氏ハ由緒聞シコト無シ。野中新兵衛ト云者文書三章、山梨郡室伏村市右衛門藏之、然ドモ傳ハリタル家乘ナシ。松木源十郎ハ、中郡筋宮原村ニ住ス。苗字帶刀ナリ。府中柳町ニ、屋敷一所拜領地ヲ有セリ。其先松木了存、紹哲父子、天正壬午○十年(紀元二三四二年)後、府中檢斷ヲ役シ、金座ヲモ兼帶ス。野田氏同流ニテ、本州ニ舊キ吏人也。其頃武田家申樂ニ大藏大夫ガ子大藏藤十郎者、神祖ニ召出サレ、金礦ノ事ヲ申立、大ニ蒙君寵、大久保十兵衛ト改名シ、後ニハ石

見守ニ遙任ス。伊奈備前守二人、御分國中租稅ヲ司ドリ、金山一式ハ、大久保十兵衛奉之、然シテ本州武田以來ノ金座役人、并金山係リノ者、此時皆々御差止ニナリ、大久保一人ニ任ゼラルト云。慶長十八年、大久保ガ奸曲發覺シ、被刑ニ及デ、再ビ松木五郎兵衛ニ被命、所藏文書ニ所見即是ナリ。五郎兵衛ハ紹哲ナリ。其子衆、役金座者稱五郎兵衛、慶安承應ノ頃、御代官ヲモ兼役セリ。元祿古甲金ノ時マデハ、灰吹下金ノ有合次第ニ建御吹所、松木數代勤極印事ユエ、甲金ノ品多シ。且時々ノ小印ヲ加ヘ、品類ヲ分クルモ有トナン。其後ノ御吹所モ、皆松木ノ極印ナリ。御吹所ハ府中佐渡町ニ御用地アリ、大久保ガ時、佐渡國ヨリ召金工此處ニ置キ吹金ユエ、町名ニ呼云。後遂ニ例トシテ、御吹所ヲ建ルニ此處ヲ用ラル。松木所藏慶長中ノ文書三章アリ、共ニ後ニ記ス今摹寫スル古甲金、都テ一百餘品、世ニ所存甚稀ナルヲ以テ、一二藏ムル者モ他見ヲ慳ム故ニ、其名ハ記セズ、皆就テ所見ナリ。異品ニシテ通用ニハ非ジト見ユル者、未視其金モ、好事家ノ眞寫セル者ハ併記之、其品目方ノ不分明アリ、必シモ其品類ヲ盡セント云ニハ非ズ。漏タルモ猶多カルベシ。當時ノ通用スル所ハ、甲重・甲定二品同位ニシテ、各壹分判、貳朱判、壹朱判、朱中判、四等ナレドモ、貳朱以下本無數ナリシ故ニ、今漸ク少シ。

加藤遠江守印書一章

室伏村市右衛門殿

當國黄金かけ之事、如先規不可有相違者也。

天正拾九○辛卯(紀元二三五二年)六月廿三日

光

泰印

野中新兵衛

關東首府時代

四六七

淺野左京大夫長繼印書二章

同人藏

覺

一金壹兩者

京目

五拾枚出目

一金四兩貳分壹朱

爲中目

貳百枚之出目

合五兩貳分貳朱壹厘五者、爲中目ニ延引請取也。

文祿五〇丙申(紀元二二五六年)正月廿八日

左

京

野中 新兵衛殿

覺

一金子貳兩壹朱者

爲中目

右者百枚之内にて出目金也。

文祿五〇丙申(紀元二二五六年)二月十二日

左

京

野中 新兵衛殿

慶長中ノ印書三通

松木源十郎所藏

急度申、したかね・はいふきの儀、最前は一圓御法度之儀に共、松木五郎兵衛壹人には御ふ

かせ可有之、爲其申遣。恐々謹言。

七月廿一日

後庄三郎 光次 花押

成隼人 □ 花押

前帶刀 直次 花押
村茂助 直元 花押
大石見 長安 花押
本上野 正純 花押

櫻井 安藝殿

小田切 大隅殿

大野 主人殿

平岡岡右衛門殿

覺

急度申入の條、其元之金子、碁石にてまね判多の間、のし金に江戸小判のごとく可仕由御意に、

金二三兩のしはは、右之分に致して被懸御目尤。恐々謹言。

正月十一日

後庄三 光次 花押

成隼人 □ 花押

大石見 長安 花押

松木五郎兵衛殿

覺

急度申遣の條、去年其地より納。江戸判金、皆々諸代官衆へ御返し被成。其方判に極べく由

御説の間、其分御心得尤い。金之くらゐ能い由御意の間、彌々被入念肝要にい。恐々謹言。

九月三日

成集人正 □ 花押

松木五郎兵衛殿^{○中}

青木敦書ガ昆陽漫録ニ載ス。老人云。甲州金ニ竹流シ金、鳥目金、六角極印ノ小判アリ。^{○中}按ニ本州金トスル明證モ無カルベシ。敦書ハ元文庚申^{○五年(紀元一四〇〇年)}。使シテ本州ニ來リ、奉使小録、甲州略記ナド云冊子ヲ著ス。其中ニ甲金ノ事、松木源十郎ガ出セル書ニ、灰吹、碁石金、延金、繩目金ト記セリ。今再問之ニ甚詳ナラズ。又甲金吹出總高ト云事ヲモ記タレド、自古國忌アリ。松木家ニ秘シテ、甲金員數ハ、曾テ人ニ知サズト聞エタレバ、所記信ジ難シ、定テ相違ノ事アラシ。故ニ不舉、又甲州人記シタリ書ニ見エタリトテ、附云、甲金ハ正金ヲ鐵炮玉ノ如ニシテ打平メ、其形碁石ニ似タル故ニ名トス。重一匁又四五匁不同ナリ。^{ナシ。後ハ極印ニテ打ナレドモ、線繩目ハ銘ナリ。未見打平金。}板金ハ薄ク板ノ如ク打延テ切テ遣フ。享保中板金拾枚ホド堀出シタルヲ視ルニ、長二三寸四五寸不同ナリ。^{按ニ板金切金筆金トモ云リ。安永中、東光寺村ニテ掘出シ官ニ上ル。其事ヲ聞クニ、長短アリ、幅ハ歩金ホドニテ、厚薄之、宛テ本州ノ金トモ見エズ。或人云、歩金ヲ造ル料ニ延タル下金ナラシカト。左モアラシ。松木ガ所ニテ一品ヲ視ルニ、如所^{ヘタルナラン。繩目ハ諸共有之、小判トハ壹兩判ノ事カ、如^三鶴冊ニ云、寶曆ノ頃、板垣二中軒ト云僧所録、甲州記追加ト云三分遣フト云ハ誤ナリ。繩目五筋ト云モ、瑕ノ付タル金ヲ見タルナラン。}言ニシテ鑿ノ切コミ多クアリ、全下金ナルベシ。古史ニモ砂金トハ見エタリ。切テ通用セシコトハ明證ナシ。越州銘切銀ト云類ニハ非ラズ。}大鼓判ハ信玄ノ時造ル。重壹匁、圓クシテ表ニ桐、周ニ星七アリ、其後ハ繩目金ナリ。又小判アリ。大如^{ヘタルナラン。繩目ハ諸共有之、小判トハ壹兩判ノ事カ、如^三鶴冊ニ云、寶曆ノ頃、板垣二中軒ト云僧所録、甲州記追加ト云三分遣フト云ハ誤ナリ。繩目五筋ト云モ、瑕ノ付タル金ヲ見タルナラン。}鶏卵、表裏ニ繩目五筋、表上ニ上ノ字アリ、甲三分ニ遣フ。^{大鼓判ト云ハ、前ニ圖アリ。周ニ星七ト云ハ、銘ノ喙ミタルヲ見達}

數品アリ。壹兩・壹分・貳朱・壹朱・朱中等アルハ、神祖ノ御時ニ始ト云、此説宜シカルベシト云リ。慶長中、後藤庄三郎ニ慶長十巳十二月、小判分金ヲ造ラセラルト云コトヲ臆度シテ云ニヤ誤ナリ。本州ハ武田制度ヲ循承テ、至今通用ヲ免許セラル。但古文書ニハ、貫文ヲ専用フレバ、金子ノ事ハ所見少ナク、偶所書ハ貢金何兩トアリ。亦何疋ト記シタルハ、貫文ニモ所云ニシテ未分明、天正ノ始ノ大宮神馬奉納記ニ、黄金壹分ト見エタリ。前ニ載ス文祿中淺野ノ印書ニ、貳朱・壹朱ト云コトアリ。前所圖八卦壹兩判、志村壹分等ニ、武田家紋ヲ附タレバ、本州ニハ以前ヨリ有之、武田ノ通用ハ、碁石無文ノ金ナリト謂者ハ僻説ナリ。碁石金ハ甲陽軍鑑ニ見ユ。松木藏書ニ、其許ノ金子、碁石ニテ偽判多トアレバ、慶長中マデ通用セシ事明カナリ。又加藤ノ印書ニ、當國黄金掛ケノ事トアリ。淺野ノ印書ニ、金壹兩ハ京目ナリ、五拾枚ノ出目金田舎目ニ廻リ、壹兩貳朱餘ト有レバ、山金灰吹ノ大小輕重定マラザルヲ鑄替ヘ、目方ヲ極タル事ニ聞ユ。野中極印ノ甲金ハ是ナルベシ。但シ黄金掛ケノ事如前々トアレバ、以秤目通用セシ事モ有ル様ニ聞エタリ。延金ニ如^三江戶小判トハ、松木ノ大判壹兩判貳分判ノ類ナルベシ。其方判ニ極メイトハ、松木ノ判金ヲ貢納スルニ、金ノ上包ノ判ヲ被仰付ニヤ、極印ハ以前ヨリ有之、此頃始マルニハ非ラズ。甲府殿及ビ松平甲斐守領分ノ時マデハ、府中ニ金包役人アリ、松木氏判氏ナド見エタリ。御料所以來御差止ニナリ、今ハ於^三江戶包仰付ラレ、百兩ニ銀五匁ヅ、公納スト云。本州ハ銀子ノ通用ナシ。自古銀礦ナキ故也ト云。甲金壹兩ヲ銀四拾八匁ト定ム。前ニ云、壹貫文ニ糶八斗也。六合摺ニテ米四斗八升ニナル。此割合ヨリ出ト云、拾貳匁ヲ壹分トシ、六匁ヲ貳朱、三匁ヲ

壹銖、壹匁五分ヲ銖中、七分五釐ヲ絲目、三分七釐五毫ヲ小糸目ト云。小糸目中ト云モアリ。小判ニモ同ク言之、元祿○紀元二三三四年以前ノ書類ニハ間々見エタリ。今ハ糸目ト云ハズ、専ラ端銀ヲ通稱ス。○中糸目ノ事ハ、其始メ武田時代ヨリ布役トテ、木綿布壹段ニ七分五厘收ム、是ヲ絲目運上ト云フ。ユエニ七分五厘ノ事ヲ糸目ト云ヒ習ハセリ。七分五厘ノ金子ハ元來無カリシトナリ。慶安三寅年○庚元三〇年。御代官平岡勘三郎上請ニ依リ、諸運上金トトモニ布役モ赦免ニナルト聞ケリ。亦云、慶長小判拾兩ニ古甲金ハ拾三四兩餘、兩替ナリシ由ナリ。甲重金以來ハ員數少キユエニ、文字金多ク入交リ通スレドモ、小判ニ銀六拾匁ト云コトニハ曾テ拘ハラズ、甲金ニ兩替スルニ、文金拾兩ニ甲金九兩替ナラバ、金壹兩此銀四拾三匁分トス。二朱ニハ五匁四分甲八兩替ナラバ、銀三拾八匁四分トス、二朱ニハ四匁八分甲九兩貳分ヨリ七兩前後マデ、時々高下ノ端銀アリテモ、右ノ割合ニテ文金ハ銀札ノ如シ。諸色ノ商賈ミナ甲銀四拾八匁ノ通用ナレバ、文金ニ六拾匁ト云フコトハ、聞知ラヌ人多シトナリ。

——甲斐國志國法

甲斐出沙金、或在昌、或在澤及河、拾貯之以沙金通用世、武田全盛時、甲府民松木七左衛門、買沙金送之他國、與甲府所乏相貿易、依此信玄始命七左衛門、作甲府判一分判以下也、小判無之、一分判重一錢、三銖判重七分五釐、一銖判重五分、一銖判重二分五釐、凡四等形皆平圓有細魚子、一分判圓徑三分許、厚分半有壹分松木四字及極印、三銖以下每等差小而字印皆同、松木七左衛門仕御當家、今子孫爲勘定及稅官者多、七左衛門子亦名七左衛門、仕駿河大納言家給仕度支雜用、御本丸後藤上御服駿河家七左衛門上御服、一族多仕大納言家、大納言家亡後隱居甲斐、今復仕御本丸及甲府君、或改氏野田、竹村、細田、細井、今至四世云、此甲申春松木氏所書與昔尹也。

——泰山集雜著甲乙錄八

甲斐國は甲金と號し、今以碁石金あり。一國通用にて、他國へ不出、金の位は至て宜、目方は三四段も有ものなり。古甲・新甲と號し二品あり。右古甲は位宜、新甲は少し劣れり。慶長以來、小判一歩判とありて、小判は飯櫃形にして、歩判は角にせし事なり。

甲州金 文金壹兩に付、錢六貫文位也。甲金壹兩は八貫文餘の替あり。尤定りたる事あり。信玄代の金は古ル甲と唱、至て位よし。今は拂底なり。裏形信玄代 山下甲府宰相綱重公代 申重松平美濃守吉保代 甲定。

——國家金銀錢譜追加

甲州金

一老人の云く、古き甲州金に、竹流し金、鳥目金、六角極印小判あり。竹流金長さ二寸七八分、横八分ほど、厚さ中にて三分ほど、縁にて一分ほど、長きは幅狭く、短きは幅廣し。重さ四十目十兩と云ひて通用す。形圖の如し。○圖中の極印は、極の字、上下の極印は見えがたし。

鳥目金、重さ一匁一分と云ひて通用す。極印なし。形圖の如し。○圖

六角極印小判、重さ四匁、形圖の如し。○圖表に六角の極印あり。上の六角の内に桐あり。下の六角の内に菊あり、裏極印あり。

甲州金、甲州略記に載すれども、其後此説を聞くゆゑこれを記す。この三金いまだ見ず。

家康ハ夙ニ經國ノ資源トシテ金銀ノ蒐集ニ銳意セシガ、天正十年三月武田勝頼天目山ニ敗死シ、武田氏亡ブヤ駿河國ヲ得、次イデ五月天能寺ノ變アリ。八月ニ至ツテ甲斐・信濃ヲ收ムルニ至ル。蓋シ家康ハ久シク甲斐ノ金ニ垂涎シ、之ヲ其手裡ニ收ムルガタメニハ手段百端、其機ヲ視ヒシモノニシテ、其願望成リ甲斐ニ入ルヤ、古府中ニ止マリ專ラ武田氏ノ舊制ニ則リ土人安撫ニ努メ、尋イデ松木以下四名ノ舊武田氏ノ金座ヲシテ、新ニ金幣ヲ鑄造セシム。松木以下四ヶノ金座ハ、武田氏治下ニ於テ盛シニ鑄貨ノ事ニ從ヒタルモノニシテ、家康ガ久シク甲斐ヲ視ヘル所以モ亦實ニ茲ニアリキ。斯クテ家康ハ甲斐國中ノ金ヲ集メ、甲金三十萬兩○壹個ノ重サ一匁ヲ鑄造セリト云フ。徳川氏鑄貨ノ制ハ實ニ茲ニ其源ヲ發シ、先ヅ武田氏ノ制ニ則リタリ。從ツテ天正十八年關八州ニ其封ヲ移サル、ヤ、江戸ニ行フ處ノ幣制ハ、直チニ之ヲ移シ用ヒタル事知ルベキノミ。徳川御實紀中、當時家康ガ三河ヲ云ハズ、甲斐ヲ失ヘルヲ特ニ惜ミタル記事アルハ、實ニ甲斐ノ金山ヲ失ヒ、且ツ天正十年以來彼ノ地ニ基キテ畫策シ來レル幣制ノ本據ヲ失ヘルニ由ルモノニシテ、家康ガ、爾來、金銀鑛山ノ探求ニ特ニ銳意セシ意圖亦察スルニ難カラズトス。蓋シ徳川氏ハ、カク關東移封以前、甲金ヲ以テ其幣制ヲ樹テシガ、天正十八年移封後モ、文祿四年武藏小判ノ鑄造ヲ見ルニ至ル迄ノ期間ハ、之ヲ以テ江戸ニ行ヒタル事、次ギノ事實ニ徴シテ疑フ可カラザル所トス。即チ慶長見聞集六ニ曰ク、

江戸にて金の判あらたまる事

見しは昔、江戸にて金に判する人、四條、佐野、松田とて、此等三人也。砂金を吹まろめ、一兩、一

分、一朱、朱中など、目をも判をも紙も書付、取渡する事天正十八寅の年より未○文祿四年乙未迄、六年用ひ來る。此判自由なあらすとて、後藤庄三郎と云人、京よりくだり、おなじひつじの年○文祿四年乙未より、金のくらゐをさだめ、一兩判を作り出し、金の上は打判有て是を用る。又近年ハ一分判出來て、世上にあまねく取あつかへり。

慶長見聞集六 三浦茂信(淨心)

トアリ。之當時ノ貨幣流通状態ニ關スル最モ貴重ナル文獻ノ一ニシテ、是ニ由ツテ、當時既ニ江戸ニ金見三名アリシ事、金ニ壹兩・一分・一朱・朱中ノ稱呼アリシ事、此ノ制、天正十八年ヨリ文祿四年ニ至ル六年間ニ互リタル事等ヲ立證ス。而シテ此見聞集ノ記事ノ信用ニ關シテハ、家忠日記第六、文祿二癸巳年正月小ノ記事ニ、

四日○中略つくし○筑紫へのたし○足金壹枚、四條にてふかせ○吹かい。

トアリテ、「筑紫への足し金」ト云ヘルハ、豊太閤○豊臣秀吉ノ征韓ニ際シ、家康又文祿元年ニ東國諸大名ノ總大將トシテ江戸ヲ發シ、肥前ノ名護屋ニ趣キタリシガ、此際ニ於ケル筑紫陣ノ軍費トシテ、諸大名ニ壹萬石ニツキ金五兩ヲ負擔セシム。家忠日記文祿元年十二月大「十三日己亥○中略」壹萬石ニ金子壹枚五兩當い。是はつくし○筑紫へ來正月九日人數出陣其用意金也」トアルモノ是也。足シ金トハ右軍費負擔金額中金一枚○此一枚ハ大判不足ナルヲ以テ、是ヲ見聞集ノ金見ノ一人タル四條方ニ於テ鑄造セシメタルノ意ニ外ナラズ。以テ見聞集中ノ金見四條ノ實在ヲ證明スルト同時ニ、金見ナルモノガ、單ニ黃金檢定ニ從事セシ止マラズ、所謂金座トシテ、鑄貨事業ニ從事セシ事實ヲ窺フニ足ラム。又「砂金を吹まろめ、

一兩・一分・一朱・朱中など、目をも判をも紙も書付、取渡する云々トアルハ、貨幣通考甲金篇ニ、甲ノ金幣は、已に信玄の時より盛に行ひしものにして、大なるは重拾貳匁餘、小者重四匁、貳匁、壹匁、五分、二分五厘、一分二厘五毛、其形至圓、薄くして錢の如し。一種碁子の如く、厚くして矮圓のものあり、皆純粹佳品たり。甲の我に歸せし時も其儘行はれ、天正東幣の出來しころも、此國○甲のみは彼金局別○甲にありて、舊制を遵ひ造り、慶長の後も、依舊りて造りし也。

トアリテ、其種類大判・小判・分判以下小金幣アリ。而モ其形状圓形ニシテ、其通用ノ法ハ、金銀圖録ニ、愚按メ甲斐國志稿に云、甲金通用の法は、金壹兩を銀四拾八匁と定め、拾貳匁を一分とし、六匁は二朱なり、三匁は一朱なり、一匁五分を朱中とす。七分五厘を糸目と云、三分七厘五毫を小糸目と云、小糸目中など云へり。今は糸目と云はず専ら銀と稱するなり。

ト云ヒ、又既ニ引用セル大日本貨幣史三貨部卷一ニ述ブル如ク、兩・一分○兩ノ四分一・二朱○分ノ二分一・一朱○分ノ四分一・朱中○朱ノ二分一・糸目○朱中ノ二分一・小糸目○糸目ノ二分一・小糸目中○小糸目ノ二分一ノ制行ハレンガ、之武田氏ノ制ニシテ、從ツテ甲斐ノミナラズ、駿河ニ於テモ此制行ハレタルコトハ駿河新風土記ニ記載アリ。家康ノ駿河ヲ得ルヤ又此制ヲ襲ヒシハ、其後甲斐ヲ得ルヤ、直チニ武田氏ノ遺制ニ則リテ、松木外三座ニ命ジテ、甲金分判ヲ鑄作センメタル前後ノ事情ニヨリテ推察セラル、所ナルガ、上記慶長見聞集ノ記事ハ、又此制ガ江戸ニ於テモ移シ行ハレタル事實ヲ雄辯ニ立證スルト同時ニ、徳川時代ヲ通ジテ、貨幣稱呼ニ用キラレタル、兩・分・朱モ實ニ其源ヲ此處ニ發シタリト云フベケン歟。蓋シ家康ハ武田氏ノ諸制度ヲ羨仰シ、已ニシテ甲斐ヲ得ルヤ、盛ンニ之ヲ模倣シ、幣制ハ勿論、民政、軍制、刑制○武田氏ノ用キタル刑ヲ素ル大釜ヲサヘ移

シ用キントシテ本多ノ諱止ニ會ヘルトスラアリ。ニ至ルマデ採ル所頗ル多カリシガ、斯ノ如クシテ自家ニ取入レタル甲金ノ制ガ、關東移封ノ後、又直チニ江戸ニ移用セラレタルハ毫モ怪シムニ足ラズ、蓋、貨幣ノ制タル賣買取引上一日モ是ヲ廢スベカラザレバナリ。恐ラクハ當時ノ三名ノ金見ナルモノモ、甲斐ノ松木其他ノ金座關係者カ、或ハ駿河ニ於テ此事ニ與カリタルモノナルベシ。若シ夫レ天正當時ノ天下ノ形勢持續セラレ、家康ニシテ長ク關八州ニ蟠居スルニ止マリタルナランニハ、江戸ヲ中心トスル關八州ニ於テハ、或ハ楕圓形大小判金ニ代ルニ、圓形ノ甲金ニ基ク幣制ノ成育ヲ見ルニ至リシヤモ圖ルベカラザリシナリ。以上ハ天正十八年乃至文祿四年ニ至ル江戸貨幣ノ形勢ナリトス。然レドモ是ヲ以テ直チニ江戸ヲ中心トシテ關八州ニ於ケル一般ノ賣買取引ガ、甲金ヲ以テ授受セラレタリト爲スハ速了ノ見ニシテ、實際民間ノ取引ハ一半ハ錢ヲ以テシ、一半ハ物々交換ヲ以テセラレタル事實ハ、家忠日記中、下ノ記事ニ照ラシテ否ムベカラザル處ナリトス。

天正十九年辛卯六月小
廿七日○イ、總 恕綱○イ、總ニさゝげのふる舞○イ、總。

伊奈熊藏同心富邊九右衛門ニ馬○イ、總うり○イ、總い。青麥十九表○イ、總。二。○下

天正廿年壬辰○文祿 七月小
廿九日○イ、總 丁○イ、總 くら馬○イ、總かい○イ、總い金壹兩代物五百文、宰相様より御ふる舞の御ふれい。煩○イ、總て出○イ、總いはすい。お○イ、總くより出○イ、總い。

同 十一月大
關東首府時代

天正十五年丁亥正月小

五日^未乙 吉田左衛門の所上方へ被登いとまこいから禮に越い、錢十貫文い。

同七月大

廿三日^戌庚 夜雨。貳兩金子。

天正十八年庚寅八月大

八日^丑丁 夜雨降。江戸より川越城被仰付い由申來い。代物百貫御かし岡崎へ取つかはしい。

天正十九年辛卯正月小

廿二日^丑乙 下總鶉殿八郎三郎所より音信い。皆川より兵糧之分ニ代物六十^〇ト越い。

天正十九年辛卯二月大

九日^巳乙 清善寺^〇こしい。樽代百疋たる食籠了意同心い。夜雨降。

同 四月小

廿二日^丁 橋普請い。夕立い。御福松御局上洛錢幣二十束代物貳百疋。

同 七月大

一日^子甲 小三九ニふる舞いて越いむすこニ刀出しい。親父三郎左衛門へハ板物同女房衆ハ樽代百疋幣

二十束又三九女房衆二人へ紙二十束つゝ行田市にて富三右衛門小性あふる^〇りをかしかいそのう

へ擲打い。

同 八月大

八日^丑辛 ひあんニ入水野藤八郎殿會津へ引被越い。永樂錢貳百疋内衆壹貫出い。

十一日^辰甲 おこり落い。時雲伊勢より被歸い。道具壹兩貳分ニうりい被越い。

同 十二月小

十四日^午丙 若君様御迎ニ湯本迄參い。小田原にて太刀折紙にて御禮申い。大窪七郎右衛門所ニも二百

疋にて禮ニ越い。七郎右より馬大豆壹駄八木壹駄樽代返樽二荷二種被越い。

天正廿年壬辰三月大

廿日^辰庚 江戸普請ニ佐倉迄越い。鶴岡宗左衛門が所ニ留い。落付振舞い。樽代百疋女房永樂二十疋出い。

同 七月小

十一日^巳 夫丸出しい。江戸普請ニ佐倉いつもの宿迄こしい。紙二束永樂三十疋出い。

同 八月大

二日^丑 大南風夜入雨降。右衛門ハ上代へ返しい。高野聖ねり三たんかた色一端あや物一たんおひた

け金壹兩本田佐渡所より^〇つを被越い、銀貳兩にてかいい。

同 十月大

七日^巳 城へ出仕い。多賀屋下^〇は万今度から入御ともニ虚病ヲいたしいて不被越いとて太閤様より江

雪云於小田原ニ半そく御使此方衆井兵部少輔榊原式部大輔兩人御つあいにて金子千百三十三枚いた

し居城おり、早々上洛仕ゆへ之由ゆ、少も難澁申ゆも、宰相様御人數にて御成敗ゆはん由ゆ。彼金千枚太閣様へあかりゆ、百枚ハ宰相様へ参ゆ、三十枚ハ兵部殿式部殿参ゆ、三枚は江雪とりゆ。

同 十一月大

七日 亥癸 跡大炊助被歸ゆ。かしまへ被越ゆ。筑紫殿様ニ年頭の御禮として酒井助太夫つかはしゆ。

進上物御小袖一重、加賀殿へ銀子一枚、深尾清十へ同三兩、松平源三郎へ同二兩、全阿彌へ二兩、三橋左吉一兩、鶴殿善六へ一兩、京都にて御小袖したてゆ。○下

十七日 酉癸 あられふる、唐夫錢當ゆ。一萬メニ五兩金子とるさかお猿方へとる代百疋。

文祿貳年癸巳正月小

四日 申庚 同禮ニ同日迄あるきゆて舟橋迄歸ゆ。はくしへのたし金一枚四條所にてふかせゆ。

同 貳月大

十九日 辰甲 昨日のかつさ兵糧金子三兩こうりゆ。こまい右京方に連歌ゆ。○中

同 四月大

八日 辰壬 正佐多湖へ被越ゆ。江戸より才一郎清七郎兵糧とりよて越ゆ。金子三兩二分。○うりて敷

廿日 辰甲 江戸より半助歸ゆ。米金子二兩代物壹貫五百うりゆてこしゆ。

同 十一月大

十八日 戌戊 平右衛門こしゆ。江戸吉田佐太郎所より去年ありゆ永錢之儀ニ折紙こしゆ。原田金左衛門江

戸へこしゆ。進上物菱喰三又。昨日吉佐借錢のことわりニ越ゆ。多湖の橋かゝり合力ニ人足つかはしゆ。

文祿三年甲午三月

二日 巳辛 京へこしゆ。大納言様はよしのへ御越て雪吹與右衛門所ニふる舞、右へたる代百疋もん

めん、女房衆もんめんたる代百疋、石川日向所へもこしゆ。御扶持もり山にて出ゆ。御普請小屋場伏

見よて明日わたしゆはん由、奉行處也。誓願寺へもこし、たる代百疋朱善紙一束。

更ニ上記々事ヲ金銀錢三貨ニツキ簡單ニ表記スレバ左ノ如シ

年種	金	銀	錢
天正十年	金子一枚。金貳兩二分。金五兩壹分。	小玉二ツ。	貳百疋。錢十貫文。
同 十五年	貳兩金子。		代物百貫。
同 十八年			代物六十ト。百疋。代物壹貫。○下
同 十九年	壹兩二分。		二百疋。永樂錢二百疋。壹貫。
文祿元年	金壹兩。金子千百三十三枚。金千枚。五兩金子	銀二兩。銀子一枚。同三兩。同二兩。同一兩。	百疋。永樂二十疋。永樂三十疋。
同 二年	金子一枚。金子三兩。金子三兩二分。金子二兩。		代物壹貫五百。永錢。百疋。
同 三年			百疋。

製表上同年度ニ同種貨幣ノ同額ノモノ二種以上ノ記述アルモノハ、其一ヲ以テ他ヲ代表セシメタリ。
 上表ニ依レバ、天正十年以來金銀錢三貨通用ノ一斑ヲ察スベク、金ハ天正十年金子壹枚、金貳兩二分、
 金五兩壹分トアリ。壹枚トハ大判一枚ヲ指セルナルベク、金貳兩貳分ハ砂金ノ秤量ニアラズトセバ、判
 金分金ノ類ナランカ。文祿二年金子ニ至ツテハ何レモ判金ナリシ事ハ、此事筑紫陣ノ費用壹萬石ニツキ
 金一枚五兩ヲ納ムルニソノ不足金ヲ金改松田ニ鑄造セシメタル事實ニ依ツテ明ナルガ如シ。又當時既ニ
 分ガ秤量上ノ分ニアラズシテ、分金ノ分ナリトスレバ、分金ノ創案ヲ慶長中後藤庄三郎光次ノ功ニ歸セ
 シムル能ハザルガ如シ。尠クトモ文祿二年ノ金子三兩二分ノ二分ハ、甲金ノ二分タリシトハ既ニ述ブル
 所ニヨリテ明カナリトス。又銀ハ、天正十年已ニ小玉二ツノ記事アリ、然ラバ當時早クモ切銀ノ以外ニ
 小玉即チ小粒銀ノ鑄造セラレタルモノアリシヲ證ス。又文祿元年ノ記事ニ銀二兩、銀子一枚トアリ、銀
 子一枚ヲハ銀大判一枚ノ義ナルガ、銀二兩トハ、銀壹兩小判二個ノ意カ、銀ハ匁ノ秤量ヲ以テ稱スルガ
 故ニ、兩ト言ハズ。サレバ恐ラクハ小田原ノ銀小判ノ類ナリシナラン。錢ハ多ク代物ト稱シ、疋○即チ
十文。
 ガ單位ヲナシ居タルヤノ感アリ。尙天正十九年以來代物ト同時ニ永樂錢又ハ永錢ノ稱現ハル、ハ、徳川
 氏ノ關東移封ト合セ注目スベキ點トス。而シテ之ヲ家忠日記ノ記事ト合セ考フル時ハ、當時通貨尙ホ乏
 少ニシテ、殊ニ金銀ハ獻酬贈遺ノ料及ビ多額ノ取引ノミニ供用セラレ、尙未ダ民間一般ノ流通ヲ便ズル
 ニ足ラザリシ事明ケン。

〔附記〕 甲州金ニ關シ、猶、諸書載スル所左ノ如シ。
 從諸國出、古今名物、聞觸見及類載之、但庭訓用分除之。

山縣同心廣瀨みしを辻彌兵衛武邊公事の時

信玄公、伊豆薙山へ取詰、あたりの在郷放火の時、薙山の城をおさへに、山縣三郎兵衛罷有、城より
 備を出してせりあひ有。此節山縣あまりに競ひかゝつておしこむ故、引取事成かぬる。敵出てくひと
 むる時、三河牢人に河原村傳兵衛、白き四方に船の字を黒ク書て差物にして返して鎧を合、敵をおつ
 ちらしのく程に、六度迄鎧を合する。彼傳兵衛が振舞は、信玄家にても餘多有間敷とて、信玄公のた
 まふは、賞功不踰時とありて、則傳兵衛を被召出、御盃を給り、御腰物を被下て後、當座の褒美と
 して、碁石金を、信玄公の自身、兩の手に御すくひなされ、三拯すく、彼河原村傳兵衛に下さる。

——甲陽軍鑑十八

甲金篇

天正九年武田氏亡、明年明智光秀之亂、甲亦亂、東照公○德川入甲撫之、甲遂爲我有。

按るに、甲の金幣は、已に信玄の時より盛に行ひしものにして、大なるは重拾貳匁餘、小者重四匁、
 貳匁、壹匁、五分、貳分五厘、壹分貳厘五毛、其形至圓、薄くして錢の如し、一種碁子の如く、厚
 くして矮圓のものあり。皆純粹佳品たり。甲の我に歸せし時も其儘行はれ、天正東幣の出來しころ
 も、此國のみは彼金局別にありて、舊制に遵ひ造り、慶長の後も、依舊りて造りし也。

寶永四年、柳澤吉保封甲、改鑄舊幣、謂之甲安。

按るに、慶長以來、百年の間、舊幣行はれ、此時始て改鑄す。其品一分、二朱、一朱、朱中の四品

とあり、一兩判は止みたり。一分、二朱、一朱の品は、薄く丸く錢の如し。朱中は小方なり。金品元祿法に准じ、銀料を多く加へたり。

貨幣通考

甲州金座

愚^{○近藤守重}按ニ、甲金ハ其始ヲ詳ニセズ、武田氏ノ舊制ニ因テ、天正中ニ改造セラレ、今ニ追テ一國通用ヲ許サル、其金炕ハ、モト山梨郡黒川ニアリ。其金座ハ志村・野中・山下・松木ノ四家アリ。其古金ハ、碁石金、板金、大鼓判、細字金、延シ金、繩目金等、其新金ハ、甲安金、中金、甲重金、甲定金ノ品アリ。其通用ハ壹分判重サ壹匁、是ヲ銀拾貳匁ト定ム。今通用スルモノハ、壹分、貳朱、壹朱朱中ノ四品ノミ。今採録スル所ハ、甲金凡壹百三十六品。

古金大判

右大判重サ拾貳匁貳分、背石打無文、製造ノ年歴ヲ詳ニセズ、金質精純、製作古雅、天正以前ノ物ナルコト疑ヲ容ズ。松木源十郎ハ、其先了存、五郎兵衛紹哲ト云、甲州ノ金座ナリ。巨摩郡宮原村ニ住ス。

古金壹兩判

右壹兩判重サ四匁、背石打無文、金位上々、形制精雅、古物知べし。

古金壹兩判

金銀圖録^三 甲州品

明和四亥年

去月廿二日、位改被仰付^い。甲金貳拾九品、金座人共相改^い處、至^あ位不同御座^い之付、凡似寄

甲金品位

之位平均仕、左之通積書差上申^い。

- 一古甲金壹分 裏無判 凡五拾四匁位
- 一同 貳朱判 右同斷 同位
- 一同 壹朱判 右同斷 凡五拾貳匁位
- 一同 壹分 裏ニ忠ノ字有 同位
- 一同 貳朱判 右同斷 同位
- 一同 壹朱判 右同斷 同位
- 一同 壹分 裏ニ安ノ字判有 同位
- 一石打古甲金壹分 同位
- 一同 貳朱判 同位
- 一大鼓判壹分 凡五拾三匁位
- 一細字壹分 凡五拾貳匁位
- 一壹兩判 凡五拾六匁位
- 一裏逆桐壹分 凡五拾三匁位
- 一同 小桐 同位
- 一山下壹分 凡五拾貳匁位
- 一志村古甲金壹分 凡五拾四匁位

關東首府時代

一貳朱中小糸目

凡五拾九匁位

一壹兩判

凡五拾匁位

拾八口合

平均位五拾三匁

右平均五拾三匁位

甲金拾兩

此有目四拾目ノ積

此相當

文字金拾貳兩壹分、永百三拾文餘。

但右甲金文字金ニ吹立、諸入用等引残ハ高ニ御座ハ。

御買上積ニハ

代文字金拾壹兩、永百八拾文餘。

是者總下金類、金座ハ御買上ニ相成ハ御定法、文字金拾兩ニ付、同位之金目四拾目替之積、

但文字金拾兩ニ付、壹兩永六拾文餘、御益有之。略。下

市中治安維持
爲侍五人組
下人組
十人組
組織

慶長三年戊戌○紀元二五八〇年三月七日壬辰○壬辰、三正統覽市中辻切盜賊取締ノ爲、諸奉公人侍ハ五人組、下人ハ十人組ヲ組織連判セシメ、治安維持ニ努メシム。○武家嚴制錄。翁草。

侍五人組
下人十人組
規事蹟

侍五人組・下人十人組制規 是頃江戸府内ニ辻切盜賊横行シ治安ヲ害スル者アルヨリ是ガ取締ノ爲、侍五人組、下人十人組ヲ組織セシメ、各自相互ニ警戒監視セシム。後ノ五人組ノ法制ノ濫觴トシテ注目スベシ。條項中「右之組ニきらわれいものゝ指を切追放すべき事」トアルハ、組ノ結成ニ強制力ヲ賦シタルモノニシテ、コ、ニ組ノ統制力ヲ生ゼシムル主要素タルヲ見ル。蓋シ武家奉公人ノ如キ主人ノ支配下ニ隸屬スル者ニシテ、尙且組ノ結成ニハ斯カル制裁ヲ要シタル點注目ニ値ス。又組中惡逆者有リタル場合ニハ、件ノ惡黨ノ成敗ニ組中異議ヲ立ツルヲ得ズ。組ノ外部ヨリ惡逆者ヲ摘發セラレタル場合ニハ、惡黨一人ニツキ金子二枚宛惡黨ノ主人ヨリ訴人ハ褒美トシテ與ヘシメタルハ、後年ノ如ク組合連帶ノ責任ヲ規定セズシテ、特ニ其責任者ヲ定メ其責ヲ取ラシメタル點ニ於テ又注目スベシトス。

一 辻切盜賊等發向付高札

一、辻切盜賊之義付諸奉公人侍モ五人組、下人モ十人組ニ連判を志スルシ、右惡逆不可仕旨請乞可申事。

一、侍五人下々十人ノ内之ものゝ有次第之組たるへき事。

一、右之組ニきらわれいものゝ指を切追放をへき事。

一、右之組中惡逆仕者之組中ノ申上ハ彼惡黨加成敗組中不可有異議事。

一、組之外ノ申上ハ惡黨壹人ニ付る金子貳枚ツノ之義惡黨之主人ノ訴人ニ褒美として可遣之事。

一、今度御掟ニ被書立ハ侍十人自今以後他之家中ハ不可出本主人同心之上ニ可爲格別事。

一、咎人成敗之事夜中猥ニ不可誅戮、其所之奉行^{〇イ、申付へし至し時すはトアリ。}に相斷可し^{□時すまひ不及了簡即刻可相届支。}。右條々堅被^{仰出}所也。仍如件。

慶長三年三月七日

武家嚴制錄^{〇憲政類典抄。日本財政經濟資料。同。}

而シテ前記侍五人組下人十人組織ノ命令ハ、是ヨリ先、慶長二年三月七日、豊臣氏ガ發令シ、以テ諸大名ヲシテ施行セシメタル御掟ニ基クモノ、如ク、既掲文書ハ御掟ト同文ニシテ、一年ヲ遅レ慶長三年三月七日トアリ。徳川氏ガ豊臣氏ノ發令ヲ直チニ遵奉施行セシモノトスレバ、或ハ慶長三年トアルハ慶長二年ノ誤リニ非ズヤト思ハルレドモ、武家嚴制錄ハ何レモ三年トス。同月同日附ノ點ニ於テ疑ヒヲ懸クト雖モ、姑ク茲ニ掲グ。

御掟

- 一、辻切すり盜賊之儀に付る諸奉公人侍は五人組下人は十人組に連判を續右惡逆不可仕旨請乞可申事。
- 一、侍五人下々十人より内の者は有次第組たるべき事。
- 一、右之組にきはれい者の事小指をきり可追放事。
- 一、右之組中惡逆任もの組中より申上いはゞ彼惡黨加成敗組中は不可有異議事。
- 一、組の外より申上いはゞ惡黨一人に付て金子貳枚宛彼惡黨の主人より訴人に爲褒美可遣之事。
- 一、今度御掟に被書立侍下人自今以後他之家中不可出、但本主人同心之上は可爲各別事。
- 一、咎人成敗事夜中其外猥不可誅戮其所之奉行に相理可申付^至于時すまひ不及了簡族は即刻可相

届事。

右條々堅被^{仰出}所如件。

慶長二年三月七日

長東大藏大輔 (花押)
 増田右衛門尉 (花押)
 石田治部少輔 (花押)
 宮部法印 (花押)
 徳善院 (花押)

吉田文書^{前田所藏文書。憲法編年錄。同。}

豊臣氏の五奉行は太閤の旨を承けてこれを頒布すると共に左の如き通牒を諸大名に致せり。

辻切すり盜賊之儀に付る被^{仰出}一書進之い。然者御家中侍五人下人十人組之連判急度被^{仰付}可被^上之旨い。彼盜賊人之儀申上い訴人被^下金子爲^主人可被^出旨高札被^立置い條無御油斷可被^{仰付}い。恐惶謹言。

慶長二年三月七日

長東大藏 (花押)
 正家 (花押)
 増田右衛門尉
 長盛 (花押)

石田治部少輔 三成(花押)

宮部法繼 潤(花押)

徳善院 玄以(花押)

常陸侍從殿

人々御中文書

本多正信鷹匠たりし間の話及び其の評論

五人組制度の起源 ○三浦周行者

一、周防守物語に、家康公伏見被成御座時、關東より飛脚到來して、江戸に於て、御城下夜に入いへば、御旗本の壯士ども致辻切い故、日暮ては往還留り、諸人及難儀い由申來るを聞召し、伊賀守へ上意に江戸城下の沙汰聞たるべし。是は其方日外物語せし鷹匠何某を遣しいはゞ、辻切を止めて可來者なるが、唯今何方にか居いやと御尋の時、伊賀守申上げるは、いかにも其の者は左様の器量の者にて候。夫故見立いて、先年勤め奉りいへ共、御氣短にて、御抱不被成、残念之旨申上れば、寔に其の時に御抱不被成は御誤なり。此の後御取立被成可召仕い。居所は不存い哉と御尋に付、私方に居い事も可有い。其の思召にいはゞ呼寄可申い哉と申上れば、早々呼出いへとの御意にて被召出、御懇の御意の上にて、扱江戸に於て、爾々の事有り、鎮て可參由被仰付、彼者畏て罷下、江戸にて老中を廻り、御意の趣相達義有い、御旗本十六以上の男子、御目見致たるも、不致も、其の支配の頭召連れ、可致

登城御觸有之様に申達、伊賀守よりの添狀相渡いに付、翌日御旗本不殘登城の時、件の鷹匠上座へ直り申けるは、御意には何れも御留主に被差置い事は、御用心向御用に可立ものと思召い處、如何致して腰抜い哉、急度申譯可仕、此の段某承參い様被仰付、罷下い間、否哉御答可被申上由相述べれば、年寄中もいかなる事ぞと被存體に相見い、各目と目を見合る處に、大久保彦左衛門申けるは、殿様には何事を御聞なされ、左様の事を被仰哉、合點不參由申い。其の時の使云く、御意には御用心向と思召て、武勇の者どもを差置いれい處、夜々溢れ者、江戸中を徘徊し、辻切を致い故に、夜は往還留りい様に被及聞召い。然るに一人も打留いたると申す義不達御聽故、左いへば、溢れ者に恐れ、夜は門戸を鎖からみ罷在る物にも可有と思召に就て、右御不審のよし申達ければ、何も目と目を見合せる計にて、物を申者も無處に、彦左衛門罷出、何れも斯様の所へ、うつゝも心付不申、油斷仕い。此の御意を蒙る上は、今宵より若き者に心懸させ、左様の溢れ者は、急度打留め可申い。何れも奉誤い段、何分可然御請頼存い。各存寄無之哉と満座へ向申ければ、各一統同様の御請申上、退出して、其夜より人々心懸ける程に、今迄辻切に出たる輩も、俱に停る役人と成て、忽ち辻切相止み、靜謐に成たるよし。此の鷹匠は後に本多佐渡守正信と號して、名高き良佐と成られぬと云々。

私○神澤貞幹曰、此の條不審、本多佐渡守は、家忠日記、三河後風土記、其の外正記録を閲るに、始彌八郎と號し、本多平八杯と、同姓の家系分明なり。然るを世諺に、鷹匠より御取立と申傳へ、岩淵夜話、其の外の書にも、其の趣を記しい條如何、扱本文に神君伏見御在城の折とあり、然らば御治世前の事成べし。其の頃は板倉伊賀守いまだ四郎左衛門とて、御旗本小祿の士なり。板倉立身は遂後の事にて、

而も一説には、正信吹擧を以て、大名に御取立と云ふ。此の本文と頗る齟齬す。按ずるに如世説、佐渡守元は御鷹匠たるを御取立有りて、斷絶せし本多の家を正信に嗣せられ、再興有しにや。

翁草 卷一 故諺記

江戸大風

〔参考〕一、江戸大風

慶長三戊戌○紀元二二五八年三月、江戸大風アリ。家屋破損シ、關東ヨリノ上リ船、五百艘ノ中四百艘難破損傷ス。○當代記。

三月○慶長三年戊戌 紀元二二五八年江戸大風、高棟之家損、城之北門吹倒、此時自關東上リ船、或は荷物をはね、或は破船、五百餘艘の中百艘計無異議云々。

— 當代記

水害凶作

〔参考〕二、水害、凶作
慶長三年戊戌○紀元二二五八年七月廿七日庚戌○庚戌 三正統覽夜半ヨリ大風洪水アリ五穀損亡ス。

七月廿七日○慶長三年夜半より大風洪水、五穀損亡不可勝計。此秋、諸國凶年云々。

— 當代記

江戸町人驕

是年○慶長三年戊戌 紀元二二五八年江戸町人、小者ニ挾箱ヲ擔ガセ供トスルモノアリ。商人繁榮ト

共ニ、士人ヲマナビ、已ニ漸ク驕ラントス。○慶長見聞集。近世風俗志。

江戸町人驕

微事蹟 挾箱

江戸町人驕 慶長三年夏、町人士人ニマナビ小者ニ挾箱ヲ擔ガセ供ニスル事始マル。

江戸町衆もさみ箱うつくる事

みしハ昔、慶長三年の事りとよ、夏の暮方四五人門立して涼し所、小者もさみ箱うつがせ、海道を通る人有、ふしぼや大名もあらん、伴をるものもなし。誰まてはしまえらんとよききき、江戸本町のあまりや六郎左衛門也。我も人を是をみて、きやつハ出角者、國大名のまねをして、もさみ箱をかつがさとふるぞ。町人のぶんとして似合ぬ振廻り罷、よもおのれがのまてハあらじ、大名衆の挾箱をやりつらん。たそくれ時あまハ人や見もあらじと世勢をるれともあさよ。我等が前を通る時もづかしくや思ひけん。頭ををとろぞ通り行うしろをがこのおかしきよ。只是大名と太郎冠者が狂言も能似とりと指をきして笑ひとりし、今ハ高きを賤きも、皆もさみ箱をかつがをるるならん、當世の風俗むろしよ替り美々敷事のべ盡すをからず。

— 慶長見聞集

挾箱 世事談曰、挾箱は信長公の時より始る。昔は挾竹とて、竹を割て衣類を挟む。挾竹の代りあれば、挾箱と名付く。又對の挾箱にして行列に立るは、秀吉公の時布施宮内と云人始て爲之云々。又或曰、古は衣服等上刺囊に納れ携ふ。慶長比廢之て、挾竹と號けて、竹を割かけ、是に衣類を挟み携ふるに、雨露及塵埃にふるゝが故に又廢之。遂に挾箱を製す。挾竹は、慶長中津田長門守始造之、挾箱は寛永の末比、江戸の人始て製す。挾竹よりいでたるものゆゑに、挾箱と號く。簑箱・合羽籠も同時に始む云々。○慶長見聞集スデニ挾箱ト記ス。茲ニ寛永の末比ニ始テ製スト云フハ可レ信。

今世、將軍家の挾笥は、溜塗綱代蓋、黒塗蓋、上に葵大紋二ツ、蓋縁前後各四ツ、左右各三蓋雁立と云て、先笥四ツを縦一行に列す。日光法親王挾笥同製、紋菊蓋先笥四ツ、二箇二行、縉紳家は、大臣以下笥蓋ともに黒塗、是は胴紋と云て、笥の前後各二ツ、左右各一ツの大紋を描く。

予、先年、上巳の日、帝居に詣て、諸官人參内を見るに、五攝家は、未任大臣も乗物にて參内す。蓋三公に任じたる人、先笥有之、未だ三公に任せざる人は、無笥也。清華以下も、三公に任じたるは如上、納言以下は侍一人或は二人、履取僕一人のみ、皆歩行也。親王法親王は、乗物にて先笥あり。武家は、家格により先笥有無也。又金紋も免許の家のみ描之、其紋蓋及同縁に描くこと前に云が如し。胴紋は更無之、駕後の對挾笥は、萬石以上以下ともに、乗物にて登城の人必用之、蓋後笥の次に萬石以上は必らず簀笥あり。以下交代旗本などは有之ども、多くは簀笥なし。騎馬の人、後笥は稀也。専ら一ツ也。歩行の人は必一ツ。井伊掃部頭は先笥一ツを家風とし、備前池田家は、黄紋を描き、金紋に擬し、越前家及津輕氏は前笥、後笥、簀笥ともに赤革の覆を掛る、長きこと地に至る。△△△△は桐の素木先笥、後笥を用ふ。又大家格により、挾笥蓋上に、太き紐を掛る。將軍家親王家は、紫其他は専ら黒、又陪臣の後笥にも紐を掛たるあり。縉紳家及僧侶の挾笥には専ら紐あり。又江戸市民は、年始回禮に出るに、主人麻上下、手代一人、丁兒一人、挾箱持一人、大中戸の者如此、小戸は略之。挾笥持、萬人足の類也。家號家號記號也俗にしろしき云ある煙草大羽折を着せる、挾笥には、年玉の扇等を納む。京坂無之、又三都とも、葬送には挾笥を用ふ。今世其他事不用之。女用挾笥には、黒無地或は黒塗に徑二寸許の定紋を數々散描く、蓋必らず油單と號けて、覆を掛る也。

前にも云る如く、乗物日覆、猩々緋の時は、挾笥覆同製白らしゃ切付にて、定紋を描く。或は先笥、後笥ともに紺蒔木等のらしゃ白切付紋もあり。年齢により如此歟。幕府以下、宗室、國主大名等、上輩女房の挾笥、緋を用ひず。他色のらしゃ白切付定紋也。高貴の婦女潛行にも、對後笥もあり。或は後笥一ツを用ふものあり。此時はらしゃは稀にて、専ら中形地、紋同色の純子也。紋他色もあり。定紋は描かず。

或書云、昔は他行の時、着替服を板に挾て持之、後これを笥に改む。故に挾笥の名あり云々。然らば初め、前に云如く、竹に挟み、其後板に挟み、遂に笥とある物歟。又市民用之こと中古盛にして、今廢せり。古畫には、花見等必らず用之、今は年頭禮と葬式の外不用之、慶長の寫本に云、慶長三年の比かとよ。夏の暮方、四五人門立して涼みし所に、小者に狹笥かつかせ、街道を通る人あり。あら不思議や、大名には非ず、供する者なし。誰人にて在ずらんと能見れば、江戸本町の錢屋六郎左衛門也。我も人も見之て、扱は此奴才角者、全體國大名の眞似をして、笥挾をかつかせ通る。略中今は、高きも賤きも、皆挾笥をかつかせせる云々。

近世風俗志

豊臣秀吉
薨去

〔参考〕 是年八月豊臣太閤秀吉薨去

三年○慶長五月五日太閤○豊臣秀吉俄に心地惱ましと聞えしかば、京坂伏見さはがしき事物にも似ず、其身にも此病終におこたるまじく思はれければ、幼子秀頼の事をのみ思ひわづらはされ、さまざまの掟共さだめ沙汰せらる。略中葉月十八日臥待の月もまちつけすうせられぬ。

關東首府時代

略。太閤兵馬の權をゆづり進らせんとありしをかたく辭し給ふにより、しからは秀頼幼稚のほどは、天下大小の政務は君○徳川にたのみ進らせ、加賀大納言利家は秀頼保傳となりて後見あるべしとの遺言なり。これより君○徳川伏見にましまして大小の政を沙汰し給へば、天下の主はたゞ此君なりと四民なびきしたがふ。

——東照宮御實紀卷四

御銀吹極
改役任并
命

慶長三年戊戌○紀元二二五八年十二月廿八日己卯○己卯、三正統覽家康○徳川泉州堺ノ町人湯淺作兵衛常是ヲ伏見ニ召シテ、銀吹極メ并ニ銀改役ヲ命ジ、大黒ノ苗字ヲ賜ヒ、大黒極印ノ朱印ヲ與フ。始メテ銀ニ定位アリ。是徳川氏銀貨政策ノ第一着歩トス。○貨幣秘録。銀座

役員由緒書。日本貨幣史。銀座由緒書。國史大辭典。竹越氏日本經濟史。金銀御吹替次第。三貨圖彙。幸田博士銀座考。

御銀吹極并御銀改役任命

按フニ湯淺作兵衛ヲ大黒常是トナシ、銀吹極メ并ニ銀改役ヲ命ジタル年ヲ、慶長三年トナセルハ、大黒作右衛門ガ、幕府ニ提出セシ「銀座役員由緒書」及ビ「貨幣秘録」「日本貨幣史」ニ據ル。「銀座由緒書」其他銀座關係資料多ク慶長六年末吉勘兵衛利方ノ建議ニ基キ、銀座創設ノ際、同時ニ大黒常是極印特許アリシ如ク記載シ、兩者ノ記事ニ三ヶ年ノ差違アリ。何レヲ是トシ何レヲ否トスベキカ。惑ヒナキ能ハザレドモ「銀座由緒書」ハ銀座其者ヲ主トシテ記載シ、「銀座役員由緒書」ハ個人ヲ主トシテ記述スルノ相違アリ。而シテ湯淺作兵衛は堺○泉ニ於テ夙ク銀貨鑄造ニ從事シ居タレバ、文祿二年既ニ後藤庄三郎光次ヲ舉用シテ、金貨鑄造ヲ計畫セシ家康○徳川ハ、又一方ニ於テ銀貨鑄造ニ留意セシ事當然ニシテ、末吉勘兵衛ノ銀座設置

御銀吹極
改役任并
命

建議ニ先立ち、豊臣秀吉ノ歿後、其子秀頼ヲ補佐シテ伏見ニ政ヲ見ルノ日、湯淺作右衛門ヲ召致シテ、銀貨鑄造ト銀改役トヲ命ジタリトスルモ、必ズシモ是ヲ否定スベカラザルニ似タリ。殊ニ湯淺作兵衛ハ鑄銀技術者ニシテ、銀座創設ニ際シテモ、銀貨鑄造技術長タル棟梁ニ任ジタルヲ以テ見ルモ、銀座ノ起立ト、大黒常是ノ任命トヲ同一時ニ見ルコトノ必要ナク、徳川氏ノ銀貨政策ノ必要上、慶長三年大黒常是ニ鑄銀并ニ銀改役ヲ命ジ、慶長六年更ニ末吉ノ建議ニ基キテ、天下一統ニ其ノ銀貨制度ヲ實施シ、是ヲ監督スベキ銀座制度ヲ設ケタリト云フヲ妥當トスベキカ、姑ク茲ニ掲ゲテ他日ノ考究ニ備フ。

銀座役員由緒書

略。中

元祖 本姓湯淺
大黒 作兵衛

右元祖湯淺作兵衛常是儀、泉州堺に罷在、天正十年○壬午（紀元二二四二年）權現様伊賀路山越被爲遊ハ遊ハ節御供仕ハに付、慶長三年○紀元二二五八年十一月於伏見被爲召出、先年御奉公之爲ハ御褒美御目見之上、宗近之御刀一腰、大黒銀打印之事末々迄違犯無之様に相改其旨可爲沙汰ハ依之永井平九郎申渡之間可相行者也。仍狀如件。

十二月二十八日御黒印

關東首府時代

四九九

御銀吹極
改役任并
命

銀座役員
由緒

大黒座

大黒座

南録座

右之通被_レ成下_レい。御黒印并拜領御刀私方に唯今以守護仕罷在_レい。従是以前通用銀極印之品替り、銀之位に高下も御座い儀ハ、南録座と申いて堺表に罷在_レい。桑原左兵衛、長尾小左衛門、村田久左衛門、郡司彦兵衛、長谷又兵衛と申五人之者申合、諸國より出_レ灰吹銀を買集、銅を加へ銘々極印を打商賣に仕_レい。此節_〇慶長三年。常是一人に右御儀被爲_レ仰付、外之者共之商賣は停止被_レ仰付い故、伺之上右五人之者共常是家來に仕、堺大小路より何れも召連、伏見へ罷越、於_レ兩替町に屋鋪拜領仕御用相勤、其後京都へも御供仕罷登_レい。伏見從御城_〇駿府御城へ御引移被爲_レ遊_レい節、常是伴共之内兄作右衛門儀は伏見にて御用相勤、弟長左衛門儀は慶長十一年_〇紀元二二二八年_〇午_〇辰_〇誤_〇駿府へ罷下り御用相勤罷在_〇中_〇。

大黒常是家系圖(文化五年閏六月提出の銀座役人由緒書より)

元祖 湯淺作兵衛、常是。
寛永三年(紀元二二八六年)三月五日歿。

二代 作右衛門 常好。
寛永十三年(紀元二二九六年)七月五日歿。

長左衛門 駿河ノ銀吹人、後江戸ニ移リ、八代目長左衛門ニ至リ、不正事アリテ御咎ヲ受ケ罷家。

三代 作右衛門 寛文五年(紀元二二二五年)五月二日歿。

四代 作右衛門 元祿十二年(紀元二二五九年)四月二日歿。

五代 作右衛門 四代作右衛門弟、孫之丞。元祿十二年(紀元二二五九年)六月十三日作右衛門ト改名。
元祿十五年(紀元二二六二年)閏八月十七日歿。

六代 作右衛門 銀座年寄日比五郎左衛門兄、市郎右衛門、五代作右衛門死後其實子萬之丞幼年ニ付看坊申作右衛門ト改名。
享保元年(紀元二二七六年)萬之丞十六歳ニ達シ看坊罷免。(此時代ニ寶永銀、中銀、三ツ寶銀、四ツ寶銀ヲ鑄造セリ)。
寶曆二年(紀元二四二二年)五月二十七日歿。

七代 作右衛門 五代作右衛門實子、萬之丞。享保元年(紀元二二七六年)八月二十日改名。同時ニ家督相續。
同十三年(紀元二二八八年)四月二十五日歿。

八代 作右衛門 六代目大黒長左衛門次男、長次郎。
享保十三年(紀元二二八八年)五月八日家督相續。寶曆八年(紀元二四一八年)五月二十九日歿。

九代 作右衛門 六代目長左衛門四男、要助。
延享三年(紀元二四〇六年)十二月十六日家督相續。天明八年(紀元二四四八年)七月五日歿。

十代 作右衛門 常明。安永六年(紀元二四三七年)九月二十九日家督相續。
寛政十二年(紀元二四六〇年)五月、江戸銀座、八代目長左衛門不正事アリテ絶家ニ付、江戸ニ移サレ京及び江戸ノ御用ヲ勤ム。
日本貨幣史

常是

略_〇上。常是の事は、慶長三年戊戌十二月、泉州堺の町人湯淺作兵衛常是を伏見に召て、御銀吹極、并御銀改役を命ぜられ、大黒と苗字を賜り、大黒銀打印の事、末々迄違犯無之様改むべきの由、御朱印をなし下さる。其比迄は銀位不同に、堺の町人申合せ、諸國より出る灰吹銀を買集め、銅を加へ、各々極印を打、賣買なしたりしを、此時より常是一人の極印に定められ、伏見兩替町に、宅地を賜り、其子作右衛門常好の時、同_〇慶長十三年戊申伏見より京都兩替町に移る_〇下_〇。

關東首府時代

貨幣秘録

常是 按ニ家康方湯淺作兵衛ニ賜ヘル大黒常是ナル稱呼ハ、文化五年大黒作右衛門提出ノ銀座役員由緒書中ニ載スル古文書ニ「大黒座」トアルガ如ク、徳川氏ノ大黒極印アル銀幣鑄造技術家トシテノ世襲の特權ノ意ニシテ、大黒極印ヲ鑄造銀幣ニ打刻シ得ルモノハ湯淺氏ニ限ラレ、常是トハ單ニ名乗ノ意ニアラズ、金座後藤方歴代其鑄造金幣ニ後藤光次名乗ヲ打刻シタルガ如ク、銀座ニ於ケル常是マタ湯淺氏歴代襲用スル所ニシテ、銀座ノ吹方棟梁ノ稱呼ニ外ナラズ。銀座人數書ニ「江戸常是 大黒作左衛門、京常是 大黒作右衛門」トアルニ依リテ是ヲ知ルベシ。國史大辭典、常是ヲ以テ「江戸時代、銀座をいふ」トナセルモノハ、常是方單ナル名乗ニ止マラズ、當時「銀座ノ常是」又ハ「銀座ハ常是」ト思惟セラレタル混同ヲ示スモノニシテ、事實、常是ハ銀座ノ吹方棟梁及ビ包方ヲ意味シ、銀座重要ノ一職掌ナレドモ、銀座其者ヲ云フトナスハ誤リ也。蓋シ常是ノ稱呼ガ、古ク堺ノ銀商ノ間ニ存セシ事ハ、駒井日記、文祿三年四月十七日ノ條ニ明カニシテ、斯ク太閤秀吉ガ、大阪銀ふきどもニ常是ヲ定メタルハ、實ニ銀商間ニ既存ノ職名ヲ援用シテ此一團ニ特權ヲ賦與シタルモノナルベク、此時已ニ常是ナルモノ存在セシト明ナル上ハ、徳川家康ガ湯淺作兵衛ヲ常是タラシメタルモ、亦此先蹤ニ倣ヒ、ソノ由緒ト特權トヲ湯淺氏ニ賦與シタルモノナラム歟。

文祿三年 〇紀元二 四月十七日

一大坂銀ふきども、太閤様^{〇豊臣秀吉}被成御改常是に被成御定者。

求 利 宗 切 宗 列 宗 生

- 次 兵 衛 理右衛門 又 兵 衛 與 介 甚 三 郎 次郎右衛門
 - 助 次 郎 三 郎次郎 源左衛門 新 五 郎 三 右 衛 門 三 郎右衛門
 - 彌 兵 衛 次郎左衛門 藤右衛門 次 兵 衛
- 已上貳十人

右之者共改、太閤様御朱印被下之由、民法被申越、御禮爲申候上様^{〇秀次}へ錫十對湯つき五對進之。

駒井日記

之より先き、天下貿易の權、堺に集るや、多くの銀商と銀工と、自然に堺に集りて、何時の頃よりか、南鐐座なるものを作りて、銀の商業を専らにせしが、或は之を稱して宗陣座と云ふ。秀吉は座と問屋とガ一地方の商業貿易を擅私するを憎みて、到る所、座と問屋とを排したるに係らず、堺の南鐐座のみは、之を許容せざるべからざりしを見て、其勢力の大きかりしを見るべし。秀吉は、後、堺の南鐐座衆、及び京都の銀商二十人に命じて、常是なる一團を組織せしむ。常是は、また座の變名に過ぎず。駒井日記文祿三年四月十七日の條に^{〇上ニ引用シタレバ略ス。}左の記事あり。

竹越氏日本經濟史

銀貨幣には大黒の像及び「寶」「常是」の字の極印あり。これ慶長三年、徳川家康が、始めて大黒常是事湯淺作兵衛を伏見に召し、銀貨幣鑄造を命じたる以來の例にして、爾來幕末まで同様の極印を打記したり。但し寶永、永字、三ッ寶、四ッ寶の丁銀及び豆板銀に「常是」の字極印なきは、以上の銀貨幣が大黒家の鑄造にあらずして、特に關久右衛門に命じて鑄造せしものなるガ故あり。

十二大黒銀

十二大黒銀之事由

大國主神ハ、土地開闢の祖神にして、五穀豊饒を守り、凶悪邪魅の類ひを避けしめ、寶貨財用を主りたまふ事普く人の知る處にして、天竺には摩訶伽羅と稱し、漢土に大黒天と唱ふる、みな此神の徳を譽たるなり。爰に吾ガ家代々此神に奉仕して、銀貨の事を家務とし、神姿を銀面に印して、百福を公にする事年あり。神祖草創のはじめ、兵革日久しく、世上融通の金銀其差多く、些異甚しきを痛み歎きおぼし給ひ、金は後藤の某に命じ、銀は吾ガ家に令を下し給ひ、世上交在る處の銀を以て、集めて大成せしめ、大國主の神像を印して、長く大寶に備へたまひ、且神號を家號に下し給ふ。鑄冶する處の品多き中に、其方銀十二大黒と俗稱するものは、蓋大國主ノ神、一名大名牟遲ノ神、國造大已貴ノ神、芦原醜男ノ神、八千矛ノ神、宇都志國玉ノ神、大地主ノ神、大名持ノ神と白し、また荒醜ノ神ノ名、大國御魂ノ神、大國玉の神、又その和魂ノ神ノ名大物主櫛甕玉ノ神、大物主ノ神等ト稱し奉る名ノ數の十二にかたどり、尙四方八隅を表して、廣く國土の至寶たらんがためにして、蓋神祖○徳川家康命を下したまへるより以前、世間切遣と號し、方銀を分裂して融通せし比、方銀一丁へ神姿二ツ四ツを印せるものにしては、間寶印のなき所を判断する事もありて、少しく移分の薄きに似たれば、何れの所を割用ひても、必神姿を失はざらんがために、傍此數の十二によりて、神姿を聯ぬ○ねか印せるものなり。まゝ碎銀兩面大黒と呼ぶものは、この荒魂大國玉ノ神、和魂大物主ノ神の國土を守り、萬福を來したまふ所謂によりて、陰陽の兩儀をわかつてり。もとより金銀の寶貨に上たるは論をまゝとねども、猶此十二大

兩面大黒

黒、および兩面大黒の如き、是を神とし崇め尊ばゞ、災害頓に去り、吉祥並び起りて、日々に月々に富貴の位に進らむ事、それ掌を指まが如き歟。

——金銀御吹替次第第三編二

極印ノ彫刻

通用銀御吹替之次第

慶長銀、一名往古銀、糺八銀歩一三步糺御用捨内外三分、慶長銀は、慶長何年ニ吹初ハ哉舊記無之。最初之極印、元祖常是弟常隆彫之、源寛院ニ申イ。大黒。源左衛門先祖ニ有イ。其後常拙、常拙由、緒不詳。其後徳右衛門、其後彦次郎、其後太郎左衛門、其後善助、慶長年より享保年中迄、右六人ニ彫之、元文元年より喜左衛門、權次郎彫之。

——金銀御吹替次第第一吹方

又因ニ云、文化十三年○紀元二四七六ノ頃、京都上下町人共ト、町代ノ者共ト公事騷論ノ事アリテ、文政二卯年○紀元二四七九公訴落着アリテ諸事町役古格ノ仕法ニ改ル。尤數年是レ迄公用町代ノモノニ任セ、足利ノ世ヨリ、織田氏・豊臣太閤并ニ當御世マデ京都上下町人共へ被下置御朱印并ニ元和年○紀元二二八三マデノ古文書類、皆右町代ノ者へ預ケ置シ分、不殘上ミ京・下モ京・聚樂三組、町人共へ引取、町々年預リニ相ナル。右古文書ノ中ニ、

菊大黒の銀と、常是吹きハの白かねと、善惡之へだてなき様と被仰付ハ間、いよ／＼へだてなく取やり仕べし。されども銀子悪しくいはゞ申上べし。しからずして、さりきらひを仕るべからざるもの也。

五月十六日

右制令アリテ年號無之故、委シク分リ難シトイヘドモ、常是ふきト有ヲ以テ見レバ、慶長六七年○紀元二二六一

關東首府時代

古書ナルベシ。右菊トアルハ前ニ記ス菊桐ノ丁銀ナルベキ歟。大黒ノ丁銀ト云ハ、今慶長ノ古銀ニ、大黒計リ極印アリテ、常是ノ極印ナクテ、慶長ヨリ銀色美ナルモノアリ。是等ナルベキ歟。今混ジテ分チナク、皆慶長ノ古銀ト云ヘリ。此大黒銀ハ常是ヨリ以前ノモノナルベキ歟。菊大黒トアルヲ以テ、二品ナルベキトノ臆見ナリ。然レバ慶長ノ常是大黒銀ハ古代ノ大黒銀ヲ模寫セラレシモノナラン歟。今、菊大黒ノ銀辨識セズ。今、菊ノ銀小判數品殘リアレドモ、常是吹ト双ベ同ヤウ取扱フヲ以テ見レバ、決シテ銀挺ナルベシ。猶後ノ考ヲマツ。

三貨圖彙 卷之十七 銀之部

前文中引用古文書ニ「菊大黒の銀と、常是吹きの白かねと、善悪のへだてあき様と被仰付」トアルハ注意スベキ點ニシテ、草間直方氏ハ、常是吹キトアルヲ以テ、該文書ハ慶長六七年頃ノモノナラムト推定シタレドモ、既ニ慶長三年御銀吹極并御銀改役常是ヲ定メタリトスレバ、其頃若シクハ其以前ト爲ス方更ニ理由アルニ似タリ。即チ菊大黒ノ銀ト常是吹キノ銀トヲ差別セズ、兩者ノ間ニ敢テ撰擇ヲ行フ事ヲ禁ズルモノハ、未ダ常是吹キヲ以テ銀幣ヲ統一スルニ至ラザルノ期間トモ解スルヲ得ベク、文祿三年ニ豊太閤ガ大阪銀吹キ共二十人ヲ常是ト定メタルヲ見レバ、其頃ノ文書トモ見ラレザルニアラズ。已ニ常是吹キヲ本位ト建テナガラ菊大黒銀ノ同様流通ヲ許容スルガ如キハ其ノ本位ヲ没却スルモノナルヲ以テ恐ラクハ慶長六年ヨリ以前未ダ銀座ガ設置セラレズ、常是アレドモ尙未ダ常是吹キヲ以テスル銀貨統一ガ號令セラル、ニ至ラザリシ以前ニ係ルモノト解スベキニ似タリ。後考ヲ竣ツ。

ジャウゼ 常是 江戸時代、銀座をいふ。御府内備考に、慶長中堺の町人大黒屋常是銀吹を命ぜられし

より銀座始まりしを以て、遂に一の名稱となる。

國史大辭典

國史大辭典ノ説、常是ト銀座其者トヲ混同セル事ハ先キニ云ヘリ。

銀座は徳川政府時代に於て銀貨幣竝に銀に關する一切のことを管理したる役所にして、慶長三年二〇紀元二五八年十二月、徳川家康が伏見に銀貨鑄造所を設け、堺の町人湯淺作兵衛（大黒常是）を招きて、之ガ鑄造を命じたるに初まれり。これより先、泉州堺に於ては、右湯淺作兵衛の外、南鐮座（南鐮は南鐮較吹の上銀なるよりそれを表示して此名を附したるべし）と稱し、桑原左兵衛、長尾小左衛門、村田久左衛門、郡司彦兵衛及び長谷又兵衛等、諸國より廻送し來る灰吹銀（鑛山にて簡單に製したる荒銀）を集めて各自に自由なる極印を打ち賣買したりシガ、慶長年間に至り、上記の如く作兵衛のみを登用して銀貨幣を鑄造せしむるに至れるなり。次で慶長六年五月、大津の代官末吉勘兵衛利方の建議を容れて伏見の銀貨鑄造所を銀座と爲し、同月十二日利方を其頭取に任じ、後藤庄三郎と共にこれを管理せしめ、新に銀の品位を定め、丁銀及び豆板銀を鑄造して通用せしめたり。而して當時世上にありし灰吹銀及び潰銀は、皆銀座に回収して新銀貨と交換せり。

日本貨幣史

大黒常是とその子孫（宗家・江戸家）

湯淺家の元祖を作兵衛常是といふ。泉州堺の人で、慶長三年伏見に召出され、家康から宗近の刀と大黒座の黒印とを頂戴し、且つ大黒氏を拜領した。その理由は天正十年家康上方遊覽中に明智光秀の叛亂が起り、家康は遊覽先から伊賀越をし、やつと三河に歸ることを得た。その時常是が御案内をしたため、

今度の賞與と特權とを與へられたといふのが家傳です。然し伊賀越に功があつたと申立てる家筋は決して湯淺家ばかりでない。若し伊賀越の功を賞するといふなら、天正十年から數へて十七年目の慶長三年では、論功行賞が遷延すぎはしないか。又果して慶長三年といふ年號は正確であるか、どうか。

28元祖常是に被下御墨付寫 一通

の文句は左の通りで、その實物の寫眞が「銀座考」の卷頭にあります。

大黒銀打印之事、末々迄違犯無之様に相改、其旨可爲沙汰也。依之永井平九郎申渡之間可相行者也。仍狀如件。

十二月廿八日

黒印

大 黒 座

——幸田成友博士大黒常是考

一分判金創
鑄事蹟

慶長四年己亥○紀元二二五九年

一分判金ヲ鑄造ス。

○本朝寶貨通用事略。大日本貨幣史。日本貨幣史所收後藤光美覺書。

一分判金創鑄 本朝寶貨通用事略云フ。

一、慶長四年○己亥(紀元二二五九年)始造一分判。

此年は秀吉薨じたまひし明年にて、關ヶ原の前の年なり、おもふに秀吉の末年に此事をたくみ出されて、かくれ給ひし後、功訖りて、世に行はれしなるべし。

謹按已上は皆々當家○徳川氏より前代の事どもなり。

ト、大日本貨幣史モ亦此說ニ從フ。即チ曰ク、

慶長四年○己亥(紀元二二五九年)一分判金ヲ造ル。

是歲一分判金ヲ造ル。寶貨事略

トアルモノ之ナリ。然ルニ日本貨幣史所載舊金座後藤龜市氏所藏文書中、大判座十五代後藤四郎兵衛眞乘光美カ天保年中幕府へ提出シタル覺書ニ左ノ記事アリ。

覺書 (中略)

一、慶長四亥年○紀元二二五九年世上通用宜敷修法申上ハ様、蒙上意ハに付、則小判金四分一之割を以、壹分判之儀申上ハ處、御聞濟被爲在、吹立被仰付ハに付、京都、江戸兩所ニ御用相勤申上。尤自身○後藤徳乘江戸表にも罷出、本白銀町○市内日本橋町にて四百坪之地所拜領仕、御用相勤、其後代々交代仕御用相勤申上。

右ニ據レバ新井白石ガ「當家より前代の事」即チ豊臣氏ニ歸セシメタル一分判ノ創鑄ガ、徳川家康ノ命ニ依ツテ後藤四郎兵衛徳乘光次ノ案出ニ係リ、且ツ京都及ビ江戸ノ兩所ニ於テ是ガ鑄造ニ從事シ、之レガ爲メニ徳乘自身江戸ニ來リ、市内日本橋區本白銀町ニ四百坪ノ地所ヲ拜領シタリト云フニ至ツテハ、從來一般ニ信ゼラレタル白石說ヲ根底ヨリ覆シ去ルモノト云ハザルベカラズ。今兩者併セ掲ゲテ疑ヲ存ス。而シテ大日本貨幣史、當時ノ鑄造ニ係ルト云フ大坂壹分金、雛丸桐壹分金、圓壹分金ニ就キ記載スル所左ノ如シ。

大坂壹分金

○東京府華族某所藏ノ品ナリ。



面



縦六分強
横三分五厘
重壹錢貳分

同

○東京府華族某所藏ノ品ナリ。



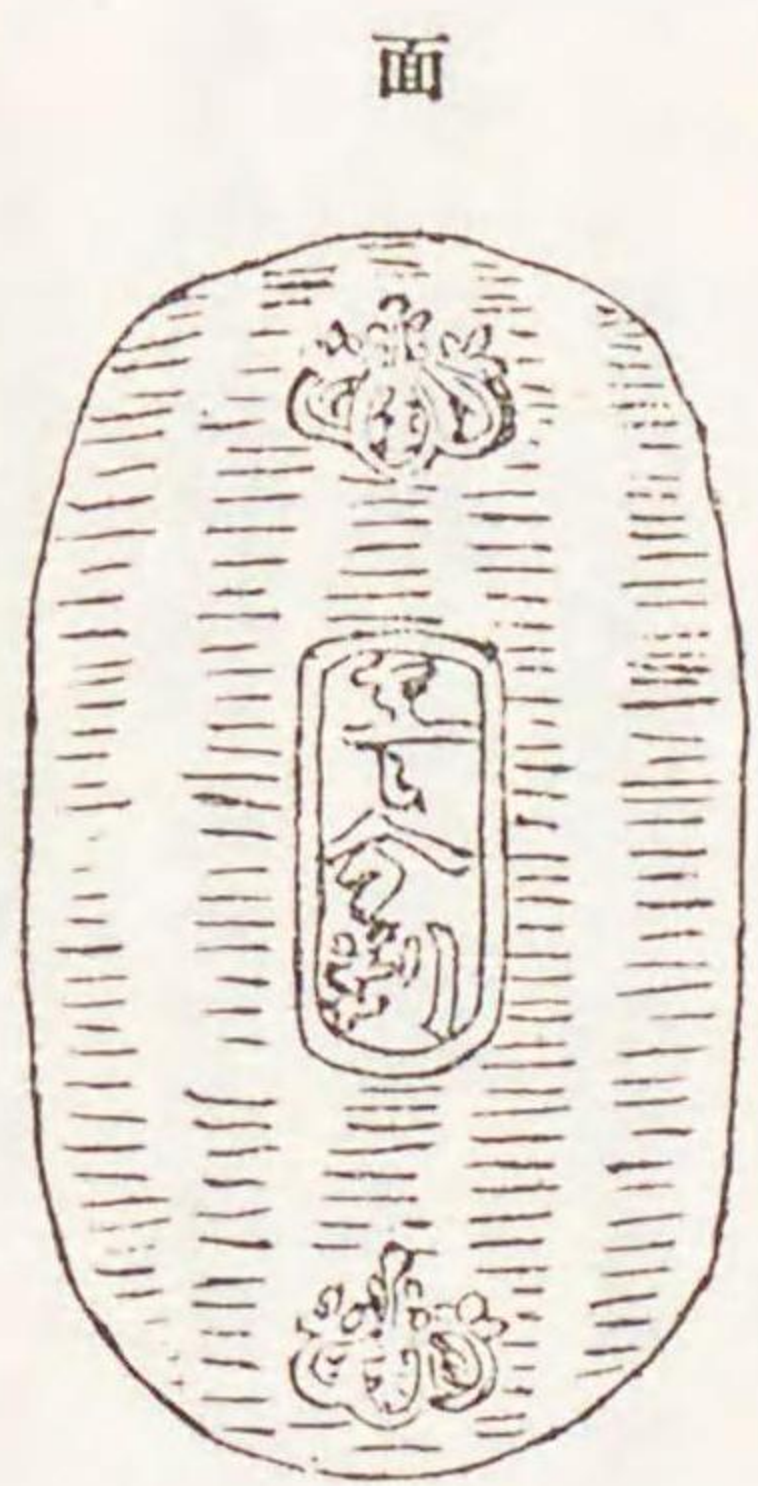
面



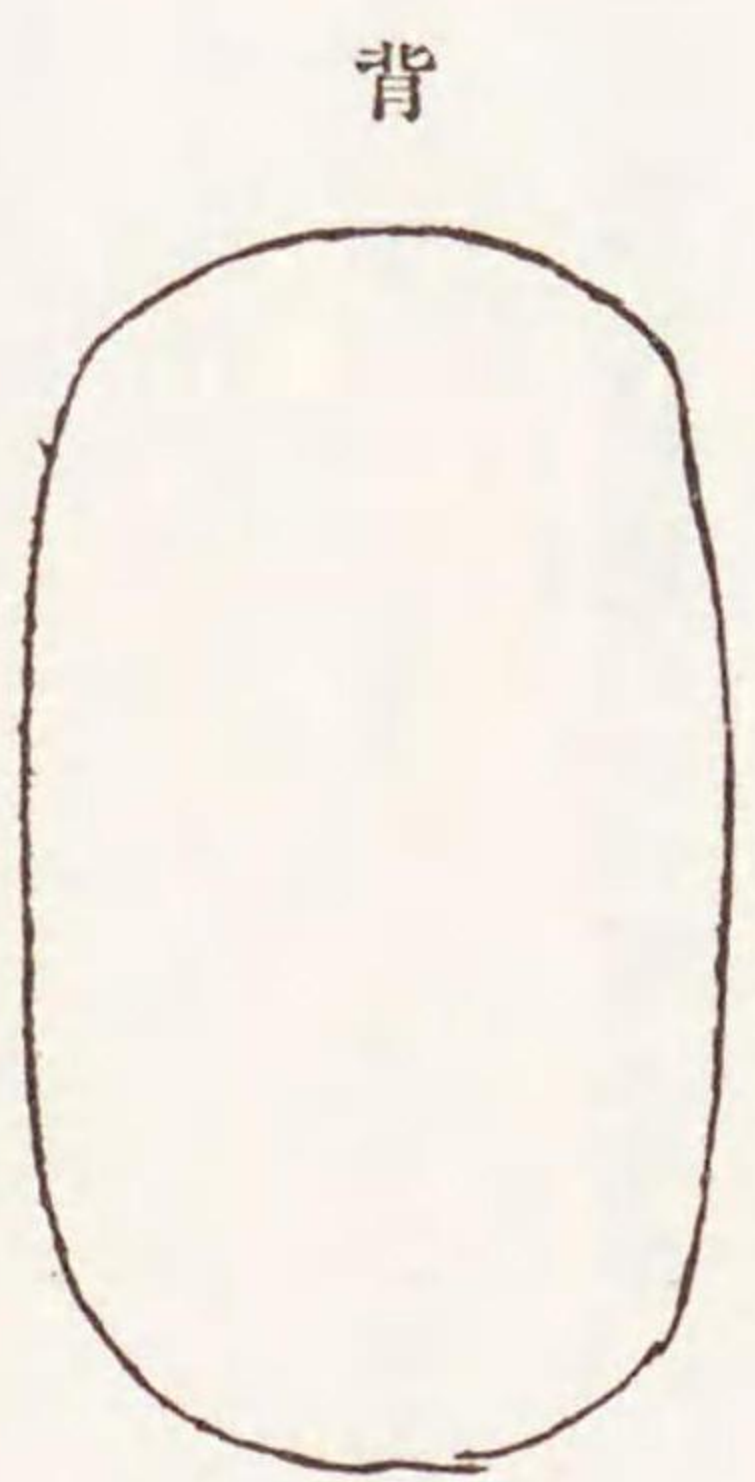
縦六分強
横三分五厘強
重壹錢壹分五厘

雛丸桐壹分判金

○造幣寮所藏ノ品ナリ。



面



背

縦壹寸三分五厘
横七分五厘
重壹錢貳分

諸國糧食
缺乏

〔参考〕 諸國糧食缺乏

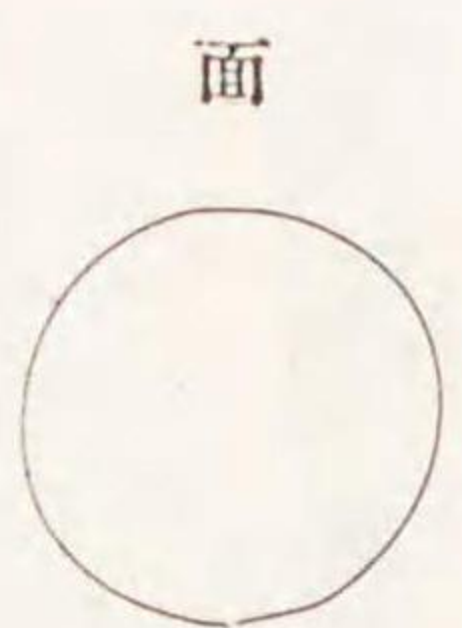
此年^{○慶長四年}春、諸國ニ糧乏シク、閏三月廿四日、四月四日伊豆國妻良崎ヲ出ル上船多ク難破ス。

此春^{○慶長四年}中諸國に糧乏云々、閏三月廿四日、四月四日、伊豆國妻良崎を出る上船、多以或は荷物をはね、或は破損云々。

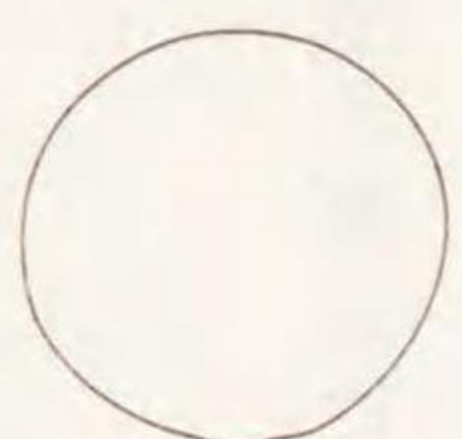
〔参考〕 凶作

此年^{○慶長四年}六七月、下總・上總・武藏ニ大風吹キ、凶作ニテ餓死者ヲ出ス。

六七月、下總・上總・武藏切々大風吹、夏秋凶、遠州此夏中三千人餓死、關東中も餓死あり。



面



背

圓壹分判金

○造幣寮所藏ノ品ナリ。

徑六分

重壹錢貳分五厘

○圖、面ハ、中央ニ五三ノ桐、周圍ニ五箇外方ヘ向キタル桐紋打刻セラ
ル。背ハ中央ニ花押周圍ニ同ジク五箇ノ外方ヘ向キタル桐紋打刻セラ
ル。

大日本貨幣史

當代記

當代記

江戸施政本
據決定

慶長五年庚子○紀元二二六〇年十一月、徳川氏更メテ江戸城ヲ本據ト定メ、此地經營ノ基礎確立ス。○台徳院殿御實紀。東照宮御實紀附録。武徳大成記。

江戸施政本
據決定事蹟本

江戸施政本據決定 是ヨリ先、慶長五年庚子○紀元二二六〇年九月十五日乙卯○乙卯、三正統覽濃州關原役有リ、天下ノ實權徳川氏ニ歸ス。是ニ於テ徳川氏ハ、依然本據ヲ江戸ニ置ク可キ乎、將夕之ヲ上方ニ移ス可キ乎ニ關シ、先ヅ一考ヲ要シタル者ノ如シ。台徳院殿御實紀、東照宮御實紀附録、武徳大成記、大三川志、藤堂文書等、其事ヲ記ス。

十三日○慶長五年庚子(紀元二二六〇年)十一月御父君○徳川家康より井伊兵部少輔直政、本多中務大輔忠勝、柳原式部大輔康政、本多佐渡守正信、大久保相模守忠隣を御使として、今度關原の凱旋天下既ニ定リぬ。戰功の諸將又州郡を分ち給はることをいそがるべきや、まづ根本在城の地を定めらるべきにや、二者いづれを先とせんか、御存慮を仰進らせらるべきとのとを、仰遣かはされしるば、不肖の身いかでかゝる大事を定むべき、とにもかくにも神算を仰ぎ奉りみづからは御庭訓をもて、永く守城の功をたもつべきなりと御答ありければ御父君御けしきうるはしく、終ニ江戸をもて定鼎の地たるべしと仰出さる。

——台徳院殿御實紀卷一

この戰○關原戰役終て後しばし大坂の西丸におはしまし○徳川家康ヲ指ス井伊、本多、榊原の人々々して此度諸將の勤怠を糺し、忠否を明にせしめ、天下の機務を議せしめられ、本多上野介正純して訴訟のことを司らしむ。又この人々を中納言殿御方に進らせ、此度の關國もて有功の者に宛行むとす。さるにてもまづ御居

城をばいづくに定め給はむか。江戸をもてその所とあされむかと御意見を訪はしめたまふ。中納言殿御答には、某年若くして何のわきまへかひべき。天下を經理せむにさりぬべき所をもて御居城と定め給ふべきか。しかればいづれも盛慮にまかせらるべしとあり。よて遂に江戸をもて御本城とあし。○中略

——東照宮御實紀附録

神君○徳川家康井伊直政・本多忠勝・榊原康政・本多正信・大久保忠隣ヲシテ台徳院殿○秀忠ニ問テ曰ク、關國ヲ諸將ノ功アル者○關原戰役殊勳者ニ授ケントス。先ヅ御居住ヲ定メ給ハントスト、關東ヲ本城トセンカ、上方ヲ本城トセンカ。台徳院殿○秀忠ノ曰ク、我レ何ヲカ知ン、國ヲ治メ給ヒ民ヲ理メ給フノ宜キ所ヲ以テ、本城ト爲シ給フベシ。悉ク盛慮ニ任ス。神君○家康大ニ悅ンデ、江戸城ヲ定メテ御本城トシ、秀頼○豊臣ヲシテ大坂城○攝津國ニ居ラシメ、河内攝津兩國ヲ寄附ス。

——武徳大成記

藤堂文書亦本據撰定ニ關シテ、藤堂高虎ニ相談シタルコト見ユ。其他ノ記事大同小異ナレバ略ス。由是觀之、徳川氏ハ關原役ヲ終ルマデ、未ダ全ク江戸城永住ノ意ヲ決シタルニ非ズ、秀吉○豊臣ノ意向次第、或ハ再ビ他ニ移封セラル、如キコトナキヤヲ懸念シタル者ノ如シ。サレバ江戸城ノ眞ニ徳川氏居城ト定マリ、後來幕府ノ所在地ト決シタルハ、是時ニ在リト謂フ可キ歟。又從ツテ江戸ガ永久的計策ヲ以テ經營セラル、ニ至リタルモ、此時ニ始マルト謂フベキ歟。

〔參考〕家康、秀忠ヲ以テ其繼嗣ニ定ム。

慶長五年庚子○紀元二二六〇年十月、この頃家康○徳川大久保相模守忠隣、本多佐渡守正信、井伊兵部少輔直政、本多中務大輔忠勝、平岩主計頭親吉等の老臣をめし、三子中家督相續者を議せしめ秀忠を繼嗣と定む。

十六日○慶長五年庚子（紀元二二六〇年）十月この御父君○徳川家康いかゞ思召けるにや、大久保相模守忠隣、本多佐渡守正信、井伊兵部少輔直政、本多中務大輔忠勝、平岩主計頭親吉等の老臣をめし、我今男子三人もてり、いづれにか我家國をゆづるべき、卿等が思ふ所をつゝまず申べしとありけるに、正信は三河守殿、武勇絶倫智謀淵深にして、まかも御長子なれば、これこそ御世つぎには定まらせ給ふべけれど申。直政、忠勝、親吉等も各申旨區々にして定まらず、忠隣ひとり、亂を治め敵に勝は、武勇を先とすといへども天下を平治し給はんとならば、文徳にあらすしては基業をたもち給はん事かたし、三人の御子みなこれ聖子にわたらせ給へば、御武勇武藝の短長は論ずべきにあらず、中納言殿はもとより謙遜の御志ふかく、御孝心又あつし、そのうへ文徳智勇を兼備まし、久しく御家嫡に備はり給ひ、位望また御兄弟にこえて、天意人望の歸する所なり。いかで繼體守文の主に定め給はざるべきと申。御父君○徳川家康とかくの仰もなかりしが、一二日をへて又六人の老臣をめして、相模中所我意にかなへり、家督すでに定まりぬと仰ければ、各慶賀して退きぬとぞ。○徳川秀忠今案するに、此公世子に定まり給ひし事は、明文なしといへ共、濱松城にて國士の拜賀を受給ひしに始り、御位階もまた御兄弟の並にこえ給へば、今忠隣が議を待て定給ふべきにあらず、神祖もとより、公の仁孝恭謙の御徳すぐれ給ふもて、守文の主と定め給ひしはいと明らかあり。まかるに當時諸老臣をめして、かく議せられしものは、國本を動搖し給ふべきにあらず、たゞ人心の向背を試て、宗廟社稷の大計を定め給ひしものあるべし。

——台徳院殿御實紀

石州銀山

〔附記〕 石州銀山ノ産銀

石州銀山は慶長五年庚子大久保石見守に銀山奉行を命ぜられしより、今に至りて灰吹銀を出す事絶す。當時御代官支配して壹ケ年五拾貫目餘出る也。

——貨幣秘録○日本財政經濟資料二、同。

品川宿驛制

慶長六年辛丑○紀元二二六一年正月、品川宿○武藏國荏原郡ヲ驛傳ニ列シ、且ツ各驛ノ制ヲ定ム。○新

編武藏風土記稿。御府内備考。大日本驛遞志稿。大日本驛遞志考證。

品川宿驛制

品川宿驛制 傳フ。

品川宿

慶長六年正月、彦坂小刑部元正、大久保十兵衛長安、伊奈備前守忠次等、東海道巡見ノ時、驛場ニ定メラレ、驛馬三十六疋ヲ定額トシ、五千坪ノ地子ヲ免許セラル。此時歩行人夫ノ數モ定メラレンナルベケレド詳ナラズ。○中略同○寛永十七年、會根源左衛門吉次、伊奈半十郎忠常巡見ノ時、傳馬數ヲ増テ百疋ト定メ、地子免許ノ地ヲモ加ヘラレ、都テ一萬五千坪トナル。又歩行人夫百人ト定メラレン年代詳ナラザレド、寛永十年ノ頃ナラント云リ。今傳馬百疋ハ南北品川宿ヨリ出シ、人夫百人ハ南北兩宿、及歩行新宿、南品川ノ内、海晏、海雲、品川、長徳等四寺ノ門前町ヨリ出セリ。

——新編武藏風土記稿五十四 荏原郡

品川々今も南北品川宿及歩行新宿と稱して町奉行の支配に屬せず、たゞ白金は續きし邊は臺町と云もの少しく在り。その餘は寺院の門前町のみ町方の支配に入れり。○下略。

御府内備考

慶長六年○辛丑(紀元二二六二年)彦坂元正等ニ命ジテ、東海道ヲ巡視セシメ、始テ品川驛ヲ以テ、驛傳ニ列シ、五千坪ノ地子ヲ免ズ。又各驛定額ノ傳馬ヲ定テ三十六匹ト爲シ○按スルニ、遠州掛川開屋五郎兵衛所藏古文書ニ、慶長六年正月各驛定額ノ傳馬三十六匹トシ、東海道各驛傳ノ中間ヲ往復セシム。每匹飼馬ノ地四十坪、合計一千四百四十坪ヲ給ス。○定備人馬第一回ノ令。

大日本驛遞志稿

六年正月○慶長、辛丑(紀元二二六二年)徳川家康、彦坂元正等ニ命ジテ東海道ヲ巡視セシム。此時品川郷ヲ以テ驛傳ニ列シ、驛馬三十六匹ヲ置シメ、五千坪ノ地子ヲ免ズ。○按スルニ、遠州掛川開屋五郎兵衛所藏古文書ニ、慶長六年正月各驛定額ノ傳馬三十六匹トシ、東海道各驛傳ノ中間ヲ往復セシム。

又其傳馬ハ每匹飼馬ノ地四十坪合計一千四百四十坪ヲ給シ、其數量ヲ三十貫目ト爲ス。云々。

大日本驛遞志考證

伊奈備前傳馬定書

由比文書 庵原郡由比町由比左右衛門藏

伊奈備前等傳馬定書 慶長六年

御傳馬之定

一、三拾六疋ニ相定之事

〔參考〕 伊奈備前傳馬定書

一、上口ハ興津下ハ蒲原迄之事

一、右之馬數壹疋分ニ、居やしき卅坪宛被下之事

一、坪合千八拾坪、居やしきを以可被引取事

一、荷積は壹疋ニ卅貫目之外被中間敷い、其積は秤次第たるべき事

右條々相定上、相違有間敷者也。

慶長六年丑正月

伊 奈 備 前 黒印

彦 坂 小 刑 部 黒印

大 久 保 十 兵 衛 黒印

由比 百姓 年 寄 中

徵古文書 乙集 駿河國

銀座創設

慶長六年辛丑○紀元二二六一年始メテ山城國伏見ニ銀座ヲ設ク。

○東照宮御實紀附錄。大日本貨幣史。寛政重修諸家譜。日本貨幣史。銀座由緒書。

三貨圖彙。貨幣秘録。

銀座創設

慶長六年辛丑○紀元二二六一年家康、大津○近江國ノ代官末吉勘兵衛利方ノ建議ニ基キ、銀座ヲ山城國伏見ニ創設シ、利方ヲ頭役トシ、後藤庄三郎光次ト共ニ之ヲ管轄セシメ、大黒銀ヲ標準トシテ銀ノ品位ヲ一定シ、丁銀、小粒銀ヲ鑄出シテ通行セシメ、世上ニアル灰吹銀、潰銀及ビ山出銀ヲ悉ク座ニ收メテ、新鑄銀ト兌換流通セシム。而シテ銀座ニ於ケル鑄造棟梁ハ大黒常是之ニ任ジタリキ。徳川氏幣制上、銀貨ニ關

スル第一次ノ大改革ニシテ、是ヨリ先慶長三年御銀吹極并御銀改役大黒氏ヲ常是トナシ、大黒極印銀ヲ標準ト定メタレドモ、尙世上一般ニハ銀鑛ヲ灰吹ニセシマ、通用セラレシガ、茲ニ定位銀貨ノ強制通用ヲ見ルニ至ル。按ニ前年○慶長五年庚子(紀元二二六〇年)關ヶ原ニ大勝ヲ得テ政權今ヤ全ク徳川氏ノ掌裡ニ歸ス。銀座設置モ幣制統一政策ノ一ニ居ルト云フベキ乎。尙、伏見銀座設置ノ年月ニ付キテハ、東照宮御實紀ハ慶長六年六月トシ、家傳資料所載銀座由緒書、金銀座書留、三貨圖彙、寛政重修諸家譜所載末吉氏家譜、日本貨幣史所載末吉家系圖等ノ類ハ、何レモ慶長六年五月ト記ス。或ハ五月ニ建議セラレ、六月設置ヲ見タルカ、以下併セ録ス。銀も往古は、諸國の銀鑛よりほり出せしを、灰吹にせしまゝにて通行せしかど、定價もあければ、世人なべて交易に艱困す。慶長六年六月、大津の代官末吉勘兵衛利方、建言せしは、銀價定らざるよりして、諸物の價もまゝとひとしからず。今よりは官符にて、其制を定め給へと申により、新に銀座を設られ、利方もてその頭役となし、後藤庄三郎光次とおおしくこれを管轄せしめ、新に銀の品位を定め、丁銀小粒銀を鑄出して通行せしめ、これまで世上にある所の灰吹銀、潰銀、及礦穴よりほり出せしものみ座に持参り、新銀と兌換して、いよゝゝさかむに鑄鑄ありしあば、これよりして天下の物價もおのづから一定し、金銀の通行いさゝか障礙なく、萬民みお御仁政の貨幣の上までに及ぼし、至らぬ隈なき膏澤の程をかしくみ奉りけるとなん。

東照宮御實紀附録

六年○慶長辛丑(紀元二二六一年)始メテ銀座ヲ置ク。○中略。是歲是レヨリ先キ灰吹銀行ハレ、銀定價ナシ。末吉利方曰ク、銀價不定ナレハ物價均一ナラス。其制ヲ定ムヘント。因テ始メテ銀座ヲ置キ、利方ヲ長トシ、後藤光次ト共ニ之レヲ管セシム。徳川實紀。

末吉勘兵衛始て銀座頭役就任

銀座由緒書

ヲ定ムヘント。因テ始メテ銀座ヲ置キ、利方ヲ長トシ、後藤光次ト共ニ之レヲ管セシム。徳川實紀。

銀座由緒書

往古者白銀位不相定諸國銀山より掘出し灰吹銀之儘を以通用仕、國々銀之位不同又付、諸國一途に可被爲成旨、權現様思召を以、慶長六丑年五月銀座御取建被爲成、先祖の者共座人に被爲仰付、手本銀として、銀位上中下、菊一文字、○「一文字」、四字脱落。大黒極印等之。○「銀」奉備御上覽い處、大黒極印之銀可然旨被爲仰出、則堺町人大黒屋常是と申もの吹人に相定、追々吹立、天下一統大黒極印、慶長度之銀通用と罷成申い。

一、右の通にて、世上に通用仕罷在い灰吹銀、并山方より掘出し銀等、追々銀座御役所へ引替取いて、慶長度の銀に吹立申い。右引替元手銀之儀は、佐渡銀山出灰吹銀之分、慶長銀に吹立い上、銀座元手銀として三ヶ年越御預ケ被爲仰付、一萬貫目程つゝ平年奉預罷在い。且又銀座一體御手當之儀は、右御灰吹立歩一、并世上より買集い灰吹銀を慶長度之銀に吹立い諸入用被下置、右御預り銀も被成置い儀に付、別段御扶持は不被下置い旨に御座い。

一、右世上灰吹、并諸山より掘出し灰吹銀之分、銀座へ買集め、通用銀に吹立、餘銀の内御運上奉納仕い御定にて、慶長六丑年銀座御取建以來、今以年々買灰吹之御運上相納申い。右奉納仕いに付、權現様○徳川家康・台徳院様○徳川秀忠御黒印奉頂戴、今以所持仕罷在い。尤御運上御定書に御座い。

家傳資料

銀座元手銀

慶長銀位

銀座之儀御尋ニ付申上い覺

一、往古は白銀之位不_レ相定銀山ヲ堀分い依之灰吹銀を以通用之處、銀位高下有之交易不行届に御座いニ付、銀座之儀權現様○徳川家康御取建被_レ爲成慶長六年丑五月一統之丁銀遣ニ被_レ爲仰付い。則

慶長銀之位 上灰吹銀八拾目

差銅貳拾目

合百目

右之通銀銅取合丁銀・小玉ニ吹立申い。其上爲念試吹仕置る銀銅を吹貫、右御定之位相違無御座い上にて吹立銀世間え差出申い。依之毎年佐州・但州・石州三ヶ所ヲ出來りい御公儀御灰吹銀、古來ト銀座え御預ケ被_レ爲成、丁銀・小玉に吹立奉納仕い。則歩一、三步通り頂戴仕い。此外諸國山出灰吹銀之外は銀座一手ニ買集い儀、家督ト被_レ爲仰付いに付、毎年御運上差上來申い。

銀座、最初、年寄役拾人被_レ爲仰付、其以後役人共ヲ相定、銀座之列え差入申いに付、追々人數も相増、當時座人末々迄七拾九人御座い。

銀座御取建之節、伏見にて町屋敷四町拜領仕、慶長十一年年寄并座人共相詰吹方御用相勤申い。同○慶長

十三申年、伏見銀座京都え引移い様に被_レ爲仰付、於京都も町屋敷四町拜領仕い。同○慶長十七子年於江

戶通町京橋南え四町拜領仕、銀座役所并座人之居宅相構申い。依之京・江戸兩所にて打續銀座方御用相勤來り申い。

— 金銀座書留

銀座役所

佐州御灰吹銀古來之通御預ケ被下い様願

銀座之御扶持方不奉頂戴い譯享保九辰年中上い書付左之通

當時御用達町人中御扶持方奉頂戴罷有い。尤地方ニ被_レ下置い者共も御座い處、銀座計御扶持方不

奉頂戴い譯委細申上い覺

一、往古は白銀之位不_レ相定いニ付、諸國銀山ヲ堀出しい銀其山之吹銀を以商賣之代り差遣い。依之國々之銀之位高下有之交易不自由ニ御座い。然處權現様○徳川家康御代日本國中銀之位一途ニ御定被_レ爲遊諸商

賣自由ニ罷成い様銀座御取建可被_レ爲成御上意之御趣、後藤庄左衛門○光末吉勘兵衛○利右兩人奉蒙

仰、依之諸國灰吹銀位上中下取合銅を加え丁銀に吹立、菊一文字、夷一文字、南鐐吹、大黒常是品々極印

打之奉備御上覽ニい處、大黒極印可然旨依御上意、則堺之住人大黒常是吹手ニ御定、銀座御取建被_レ爲

遊、年寄役其以下段々役人共銀見役之者共申渡、諸國灰吹銀位ニ應し歩銀致差引替集丁銀大豆板ニ吹立い

ニ付、依慶長六年丑五月天下一統ニ丁銀遣ニ相定い。然共諸國銀山之分或は一國或は一郡ニて其山出之

灰吹銀遣之い得共他借ニ不用いニ付、諸國一統ニ丁銀遣ニ被_レ成い様可仕と御觸被_レ成下、銀座ト國々

え山出し灰吹銀買集い様銀見役之者并手代共差越いニ付、右元手銀大分入用御座い。然共可仕様無御

座い得ば、灰吹銀難買集諸國一統ニ丁銀遣ニ難成い故、其段奉願上佐渡御灰吹銀御預ケ置被_レ下いは

と、早速丁銀・大豆板ニ吹立、諸國山出灰吹不殘買集、日本國一統ニ交易仕い様ニ可仕い趣申上い處、達

御上意ニ右佐渡御灰吹銀三ヶ年越ニ御預ケ可被_レ爲成い條、丁銀ニ吹立、國々山出灰吹銀買集、日本國

一統ニ丁銀遣ニ可仕旨被_レ爲仰付難有次第奉存い。然上銀座之御扶持不被_レ下置い御旨就御上意ニ銀

座ニは御扶持方無御座い。

一、右ニ付、銀座役所伏見にて町屋敷四町奉拜領、兩替町と名付、銀座役所并座人共家宅、常是吹所相立之御用無滯相辨申い。

略○中

一、右佐州御灰吹古來權現様○德川家康依御上意ニ三ヶ年越ニ御預ケ被爲成御勘定仕上來りいニ付、國々一統丁銀遣ニ罷成い。依之御運上銀寄灰吹銀壹貫目ニ付白銀一枚宛奉差上い處、國々山出灰吹銀段々致減少相集り兼いニ付、御運上銀之儀御願申上い處被爲聞届、延寶三卯年御運上銀御定書被下置い。則寫奉差上い之い。

——金銀座書留

略○中

一、右佐州御灰吹之儀三ヶ年越ニ御預ケ被成下、國々山出灰吹銀買集い處、元祿八亥年九月ニ金銀御吹直御用被爲仰付、元祿金就御用ニ、右佐州御灰吹銀被爲召上、但州石州二ヶ所之御灰吹銀右之通り御預ケ被成下い處、此度之新銀御吹直御用十一ヶ年以前正徳四年八月被爲仰付いニ付、則御引替銀爲御用之、但州石州御灰吹銀新銀ニ吹立奉_レ上納い。寄り灰吹銀元手銀は右御引替銀之御用御斷申上時々拜借仕、世上灰吹銀買集い處、去ル寅年限りニ御用相濟いニ付御銀不殘奉_レ上納、去卯年々但州石州御灰吹銀座え寄着次第新銀ニ吹立奉_レ上納いニ付、只今にては寄灰吹元手銀無御座國々灰吹銀も相集

——金銀座書留

い義會て難仕、大勢之者共々渡世可仕様も無御座難儀千萬奉存い。

——金銀座書留

略○中

一、右段々之譯御座い得ば、被爲聞届被下、佐州御灰吹銀古來之通三ヶ年越ニ御預ケ被成下い様奉願上い。然ル上は國々え先規之通銀見役并手代共差越灰吹銀買集座人大勢之者共御蔭にて渡世仕度奉願上い。

一、右之次第に御座いニ付、去年○マ當年座人共無足にて罷在江戸、京都、長崎、大阪四ヶ所之賄銀も可仕様無御座、勿論大勢之座人共渡世難仕及渴命迷惑至極ニ奉存い。右之趣被爲聞届、佐州御灰吹銀古來之通銀座え御預ケ被成下い様ニ被爲仰付被下いは、難有可奉存い。以上。

辰八月

後藤 四郎 三郎

——金銀座書留

慶長六年辛丑五月、始て通用金銀の法を定む。大判金小判金歩判金丁銀豆板銀等の數品なり。是を慶長金銀といふ。元祿十一年戊寅三月に至て通用止む。凡九十八年。

——貨幣秘録

慶長銀ハ或書ニ云、往古ハ國々山々所々ニテ切遣ヒ相用ユ、慶長六年辛巳年○紀元二二六一年 辛巳ハ辛丑ノ誤於駿府被仰出いハ、國々金銀取扱位ノ高下有之、交易不自由ニ付、金銀座御取立、金銀ノ位一手ニ被仰付、菊一文字鍛冶・夷一文字鍛冶・大黒鍛冶右三品雛形、奉備上覽い處、大黒極印銀可然旨依上意、則泉州堺住

人大黒屋作右衛門常是、大黒鍛冶座吹手ニ相定、細工人ハ其時々雇、作右衛門ハ、座中列ニ相加リ、歩方勘定役人ニ准ジ、慶長六年巳五月朔日、按ニ此日迄ニ鑄終ル歟。巳ノ月、十二月ニ通ニ鑄終ル歟。巳ノ日、巳ノ刻ヨリ、金子一兩ニ正金二匁替、正銀八十匁通用可仕様被仰付、御請奉申上イ。

私云、此金子一兩ニ正金二匁替ト云コト解シ難シ、案ニ此金一兩ト云ハ、今年鑄ラル五十二ノ位ノ慶長小判ニテ、量目四匁七分六厘ナリ。正金ト云ハ切遣ヒ、四十四ノ位ニテ、一兩量目四匁四分ナリ。此精金一兩ト、慶長小判一兩ト引替ル時ハ、慶長小判一兩ニ、精金量目二匁替ト云コトナラン歟。又正銀八十匁ト云モ、慶長銀ハ百目ニ銅二歩サシナル故、切り遣ヒノ精銀百目ニハ、慶長挺銀ハ百十匁ト云コトナラン歟。何レ解シ難シ。後ノ考ヲ跋ツ、此書年號無之、今兩替ニテト云コトアレバ、格別古キモノニテハナン。教圓私記ノ趣モ同ケレバ、寛永年ノ頃ノ書ナラン、當否ハ不諭、其儘茲ニ記ス。

三貨圖彙 卷之十八 銀之部

按ニ、慶長六年辛巳トアルハ辛丑ノ誤ナルベク、湯淺作右衛門トアルハ、作兵衛ノ誤リナルベシ。系圖ニ據レバ作兵衛ハ寛永三年迄生存シ、其子作右衛門ガ常是トナリシハ慶長十三年伏見銀座ガ京都へ移轉セシ頃ト傳フ。

又云、大黒長左衛門ハ弟○大黒作右衛門ニ對シテ云、何レモ大黒作兵衛ノ子也。也。右ノ通國々御沙汰有之、慶長六年辛巳○紀元二二六一年。○辛巳ハ辛丑ノ誤。五月初日、吹立鑄上一統通用相究ル。然レドモ諸國銀山ノ分、或ハ一郡山々灰吹銀ヲ出シ、其家々ノ極印ヲ打通用セル故、私云泉州堺太子屋銀、金屋銀ノ類ナルベシ。他所ニテハ暫ク慶長銀不用、其後國々山々金銀ノ錢賣買所ニテ、右

慶長銀見ナレザル故ニ、又其家々ノ添極印ヲ打テ、交易有之、今兩替ニテ家々極印打モ此餘風ナリ。此事既ニ慶長年御不審有之得共、家々ノ極印無之シテ疑ハシク存イテ、其極印ヲ以テ改メ商家皆納得致シ來イ故、此儀御免願イ處、御聞届有之也トアリ。此慶長銀ヨリ以來、大黒屋常是ヲ以テ極印トス。按ニ、通用金銀ニ私ノ極印ヲ添ルコトハ、尤可忍慎コトナレドモ、古來ヨリ此儀ニ於テ制令ナク、今以テ家々ノ極印ヲ打添ルコトニナリス。古代ハカヤウノ事モ大様ニテ、既ニ後藤○四郎。兵衛。製造ノ分銅ニモ、其持主ノ極印ヲ打添シナリ。然ルニ元文五年○紀元二四〇〇年。○庚申、三正統覽。始テ諸國通用ノ分銅改、此時ヨリ分銅ニ私ノ極印ヲ打添事ヲ免サズ。公儀ヨリノ仰渡サレ無之、後藤○四郎。兵衛。ヨリ定メシコト也。古代ハ分銅ニ後藤ノ極印ナクシテ通用セシコトモアリ。寛文年、極印無之分銅後藤家へ遣シ、極印ヲ打セ通用スベキ旨令セラル。

三貨圖彙 卷之十八 銀之部

末吉氏ト銀座

銀座開設ヲ建議シタル末吉勘兵衛利方ハ代官ニ兼ヌルニ銀座頭役タリ。爾來末吉氏ノ裔、幕府代官ト銀座役人ヲ兼ヌルニ至リシガ、後更ニ代官職ヲ繼承スル者ト、銀座役人ノ職ヲ繼グ者トノ二流ヲ生ジタルモノノ如シ。

末吉

今の呈譜に、先祖は坂上氏にして田村磨よりいで、廣野磨が後裔平野隼人正利吉が四代の孫を藤右衛門行増といへり。のち藤原氏にあらため、攝津國平野庄に住せしより家號とし、利方がときより

豊臣太閤の命により末吉を稱すといふ。

行増 ゆきま

藤右衛門。

寛永系圖に、この一代を闕く。利方より系をはじめといへども、この家の下は附するところの平野の譜、をよび今の呈譜をまじへ考るに、かの家は利方が弟長成が後なり。よりて今行増、長成の二人を補ふ。

利方 としかた

勘兵衛。

織田右府、をよび豊臣太閤に仕へ、代官をつとめ、命により、平野をあらためて末吉と稱す。慶長四年 ○己亥(紀)元二二五九年、めされて東照宮につかへたてまつり、攝津國平野庄に住居し、五年 ○慶長庚子(紀)元二二六〇年、九月關原凱陣ののち、二十一日御上洛あらんと大津驛までいらせたまふのとき、利方彼驛にいたりて御駕を迎へたてまつる。このとき仰ありけるは、平野庄は大坂に近し。もしくは盜賊の憂あらんかとして、一族の輩安堵のため、平野庄をよび六箇村のうち軍勢甲乙人等亂妨狼藉かたく御制禁たるのむね御朱印を下さる。六年 ○慶長辛丑(紀)元二二六一年、五月伏見にめされ、利方ねがふ旨あらば、言上すべきよし仰出さる。この時にあたり、諸國に通行するところの白銀其價定りなくして、交易するところの者もまた隨てひとしからざりしかば、こひたてまつるむねあるにより、銀座を建て利方頭役となり、後藤庄三郎光次とおなじく諸事をあづかり、沙汰すべきむね仰をかうぶり、一族の輩をしてその座人にくはふ。十二年 ○慶長丁未(紀)元二二六七年、三月五日死す。年八十二、法名道勘。今の呈譜道勘。

高野山の蓮花定院に葬る。のち長明にいたるまで葬地とす。妻は平野氏の女。

長忠 ながただ

茂右衛門、平野を稱す。

道茂 みちしげ

長成 ながなり 藤次郎 次郎兵衛 平野を稱す。

別に家をおこし、子孫にいたりて家たゆ。その世系下に見えたり。

吉安 よしやす

孫四郎 孫左衛門 母は平野氏の女。

慶長十二年 ○丁未(紀)元二二六七年、遺跡を繼、十三年 ○慶長戊申(紀)元二二六八年、七月二十五日仰をうけたまはり、暹羅國に渡海す。十九年 ○慶長甲寅(紀)元二二七四年、十月二十六日大坂の兵おこるのとき、大坂より平野庄に人數をいるべきのあひだ、秀頼に忠節あるにをいては恩賞あるべきのむね黒印をあたふといへども、かねて吉安が下知せるむねあるにより、平野の庄の輩これに應ぜず。二十九日吉安を二條城にめされ、父が例のごとくかの庄安堵の御朱印をたまふ。こゝにをいて先に大坂より申來りし趣を御先手越前少將忠直卿へ密に告まいらすのところ、十一月二日小寺圖書某をしてかの地を監せしめらる。三日まゝ二條城にめされ、平野庄は大坂にちかく、しかも要害よきところなれば城兵彼地に出張せんもはかりがたし。よりて松平下總守忠明、をよび石川主殿頭忠總、西尾豊後守忠政等をさしむけらるべければ吉安案内すべしとなり。このとき三將はすでに河内の枚方 ひもたに屯せるにより、吉

安四日の未明に京師を發し、其晝河内郡の目下村にして三將に御書を與へ、其夜かの地をうちた
ち、吉安先手を導き、五日朝平野より七八町東なる鞍作村のあたりに到着す。ときに大坂勢す
で平野に出張し、はげしく銃炮を打かけ、味方ちかよらばとりかこんで討取べき體なりしかば、
吉安しばらく先手の人數をとどめ、これより取てかへし、大和海道にして三將にあひ、ことの次
第を達す。このときにあたりて平野のかたに火の手見えしかばまと歩をめぐらし、平野にいたる
のところ、郷民等みなのがれさり、足弱のみ残り。よりてその始末をたづね問は、先に大坂よ
り薄田隼人兼相、山口左馬助弘定等出張して吉安を一族等をことごとく捕へ、その軍勢をもつて
取かたむるのところ、今朝味方の人數をしきたるを見て火をはなちて引退きしといふ。すでにし
て六日の朝にいたり、忠明等平野に到りしかば、則ことのやうをつけ、また二條城にまいりて具
に言上す。のち東照宮○徳川家康 台徳院殿○徳川秀忠 大坂に御出馬あり。台徳院殿は平野に御本陣をす
へられ、其のち茶磨山岡山等に御陣をたてらるゝのとき、仰をうけたまはり、その普請を沙汰せし
かば、十四日東照宮の御前にめされ、御手づから御紋の陣羽織をたまひ、弟末吉五郎兵衛道良、
をよび従弟末吉太郎兵衛増重等をもめされて拜謁をゆるされ、時服を賜ふ。元和元年○乙卯(紀元
二二七五年)
再亂のときも台徳院殿御陣を平野にすへらるゝのとき、また普請のことをうけたまはり、御陣中
に候す。凱旋ののち二條城にめされ、板倉伊賀守勝重をして其勤勞を賞せられ、平野庄は高臺院
の領地なりといへども、吉安先祖より代々居住の地なれば平野、をよび五畿内の代官たらしむべ
ければ、これをのぞむべしとの恩命あるにより、河内國志紀・河内の兩郡をこひたてまつるのと

ころ、なをまと伊丹喜介康勝をしてすべて五萬石の地をあづけらるべきむね、仰下さるといへど
も、辭したてまつるにより、則其むねにまかせられてかの二郡の代官となさる。このときまと伊
賀守勝重をして仰下さるゝむねあるにより、平野庄の町割をあらため、かつ一寺を建立して光源
寺と號す。このとし參府のとき東照宮すでに江戸城にいらせたまひ、九月遊獵の御供あり。還
御にをよび、室町の邊において御杖にて地を指させたまひ、このところを汝にあたふべしと御諒あ
り。いまなを相つたへて市郎の地とす。これよりさきも二城をいて親筆木蓮花の御繪を恩賜せら
る。三年○元和(紀元
二二七七年) 三月二十六日大坂において死す。年四十八。法名道圓。妻は辻花氏の女。

道良 五郎兵衛。

慶長十九年○甲寅(紀元
二二七四年) 十一月十四日兄吉安とともに二條城にめされて東照宮○徳川家康・台徳院殿○徳川秀忠
に拜謁し、時服をたまふ。

利長 藤四郎。

長方ななかた
四郎五郎 彌左衛門 母は辻花氏の女。

東照宮につかへたてまつり、元和三年○丁巳(紀元
二二七七年) 五月遺跡を繼、攝河の御代官をつとむ。六年庚申(紀元二
二八〇年) 五月二十日洪水にかゝりて大和川の堤潰へ、すでに二萬石餘の地を損す。それダ中に長
方が支配するところの柏原村千四百石の地大半荒田となりて、民力をもつてこれを墾する事あた

はざりしかば、長方はかりて水路をひらき、平野川に通じ、大坂への船の往復を自由ならしめ、かの荒たるところの地にあらたに市麿をまうけ、商人等ををらしめ、みづから船七十艘をつくりてあたへしかば、其地日々に繁榮して荒田漸はじめに復すことを得たり。寛永十五年○戊寅、紀元二二九八年廩米二百俵をたまふ。十六年○己卯、紀元二二九九年二月二十四日大坂において死す。年五十二。法名道意。

女子 辻花氏の妻。

道明 三松 長五郎。

銀座の役人となる。

長明

庄太郎 孫左衛門 母は某氏。

寛永十六年○己卯、紀元二二九九年七月十八日はじめて大猷院殿○徳川家光にまみえたてまつり、この日遺跡を繼、

御代官をつとむ。承應二年○癸巳、紀元二二二三年九月二十八日大坂にをいて死す。年四十五。法名道休。妻

は綾小路三位高有が女。

正明 四郎五郎 八郎左衛門 叔父長五郎道明が養子。

女子 平野氏が妻。

利長

勤八郎 勤兵衛 母は高有が女。

承應二年○癸巳、紀元二二二三年十二月二十三日遺跡を繼、このとき利長いまだいとけなきにより、仰により

て叔父正明これを攝して御代官を勤む。時に七歳寛文四年○甲辰、紀元二二二四年六月はじめて嚴有院殿○徳川家綱に

拜謁し、二十八日すでに成長にをよぶにより、正明が務をゆるされ、利長御代官となる。貞享三

年○丙寅、紀元二二四六年九月六日大坂にをいて死す。年四十。法名貞寒。かの地の源光寺に葬る。妻は松村

吉左衛門時直が女。

正純 作之丞 左大夫 水上六左衛門政重が養子。

女子 末吉氏が妻。

嘉干

勤太郎 孫左衛門 致仕巖道長一 母は時直が女。

貞享四年○丁卯、紀元二二四七年七月十一日遺跡を繼、小普請となる。時に十歳元祿七年○甲戌、紀元二二五四年六月五日桐

間番に列し、二十六日故ありて番をゆるされ、出仕をはかり、十二月十一日ゆるさる。寶永元

年○甲申、紀元二二六四年六月十一日大番に列し、七年○庚寅、紀元二二七〇年三月十五日番を辭す。延享元年○甲子、紀元二四〇四年

八月三日致仕し、寛延元年○戊辰、紀元二四〇八年四月三日死す。年七十三。法名玄性。小日向の日輪寺に葬

る。のち葬地とす。妻は大塚太郎左衛門光廣が女。

利許 庄八郎 五郎兵衛 末吉氏が養子。

元利 八郎左衛門 兄嘉干が養子。

女子 松下忠兵衛宣將が妻。